

彦根市総合計画

基 本 計 画

(素案)

平成 28年4月

彦根市総合計画 基本計画

目次

第1部 基本政策の推進	1
第1章 都市基盤・環境	5
1－1 計画的な土地利用	6
1－1－1 適切な土地利用の推進	6
1－1－2 市街地の整備	9
1－2 都市環境基盤の整備	11
1－2－1 景観形成の推進	11
1－2－2 住宅対策の推進	14
1－2－3 公園緑地の整備	17
1－2－4 上水道の充実	19
1－2－5 下水道の整備	22
1－3 総合的な交通体系の確立	25
1－3－1 道路の整備	25
1－3－2 公共交通ネットワークの整備	28
1－4 環境保全型社会の構築	31
1－4－1 生活環境・自然環境の保全と創出	31
1－4－2 低炭素社会の構築	35
1－4－3 資源循環型社会の構築	38
第2章 文化・文化財	43
2－1 文化・芸術の振興	44
2－1－1 文化・芸術の振興	44
2－2 歴史まちづくりの推進	47
2－2－1 歴史まちづくりの推進	47
2－3 文化財の保存と活用	50
2－3－1 文化財の保存と活用	50
第3章 人権・福祉・安全	55
3－1 人権尊重のまちづくりの推進	56
3－1－1 人権尊重のまちづくりの推進	56
3－2 男女共同参画社会の推進	60
3－2－1 男女共同参画社会の推進	60

3-3 多文化共生のまちづくりの推進	62
3-3-1 多文化共生のまちづくりの推進	62
3-4 支え合い社会の推進	64
3-4-1 支え合いのまちづくりの推進	64
3-4-2 障害者（児）福祉の推進	67
3-4-3 高齢者支援の推進	70
3-4-4 生活支援体制の充実	73
3-4-5 医療保険事業の充実	76
3-5 保健・医療の充実	79
3-5-1 健康づくりの推進	79
3-5-2 地域医療体制の整備充実	82
3-6 安全で安心できる生活環境の確保	85
3-6-1 河川整備・砂防対策の推進	85
3-6-2 消防体制の充実	87
3-6-3 危機管理対策の推進	90
3-6-4 地域安全対策の推進	93
3-6-5 交通安全対策の推進	95
3-6-6 バリアフリーの推進	98
3-6-7 消費者保護対策の推進	101
第4章 生涯学習・産業	103
4-1 生涯学習・生涯スポーツの充実	104
4-1-1 生涯学習の推進	104
4-1-2 社会教育の推進	106
4-1-3 生涯スポーツの推進	109
4-2 活力ある地域産業の振興	112
4-2-1 農業の振興	112
4-2-2 林業の振興	116
4-2-3 水産業の振興	118
4-2-4 工業の振興	120
4-2-5 商業サービス業の振興	123
4-3 魅力ある交流の場の創出	127
4-3-1 観光の振興	127
4-4 雇用の促進と勤労者福祉の充実	132
4-4-1 雇用の促進と勤労者福祉の充実	132

第5章 次世代育成・市民交流 135

5-1 次世代育成支援対策の推進	136
5-1-1 子ども家庭支援の推進	136
5-1-2 乳幼児の保育・教育の推進	139
5-1-3 小学校・中学校教育の充実	142
5-1-4 青少年健全育成の推進	147
5-2 市民交流の促進	151
5-2-1 コミュニティ活動の促進	151
5-2-2 国際交流の推進	153
5-2-3 高等教育機関等との連携	155

第6章 基本政策推進のために 159

6-1 広域連携の推進	160
6-2 持続可能な行政運営	163

第2部 時代に即した重点的な取組 167

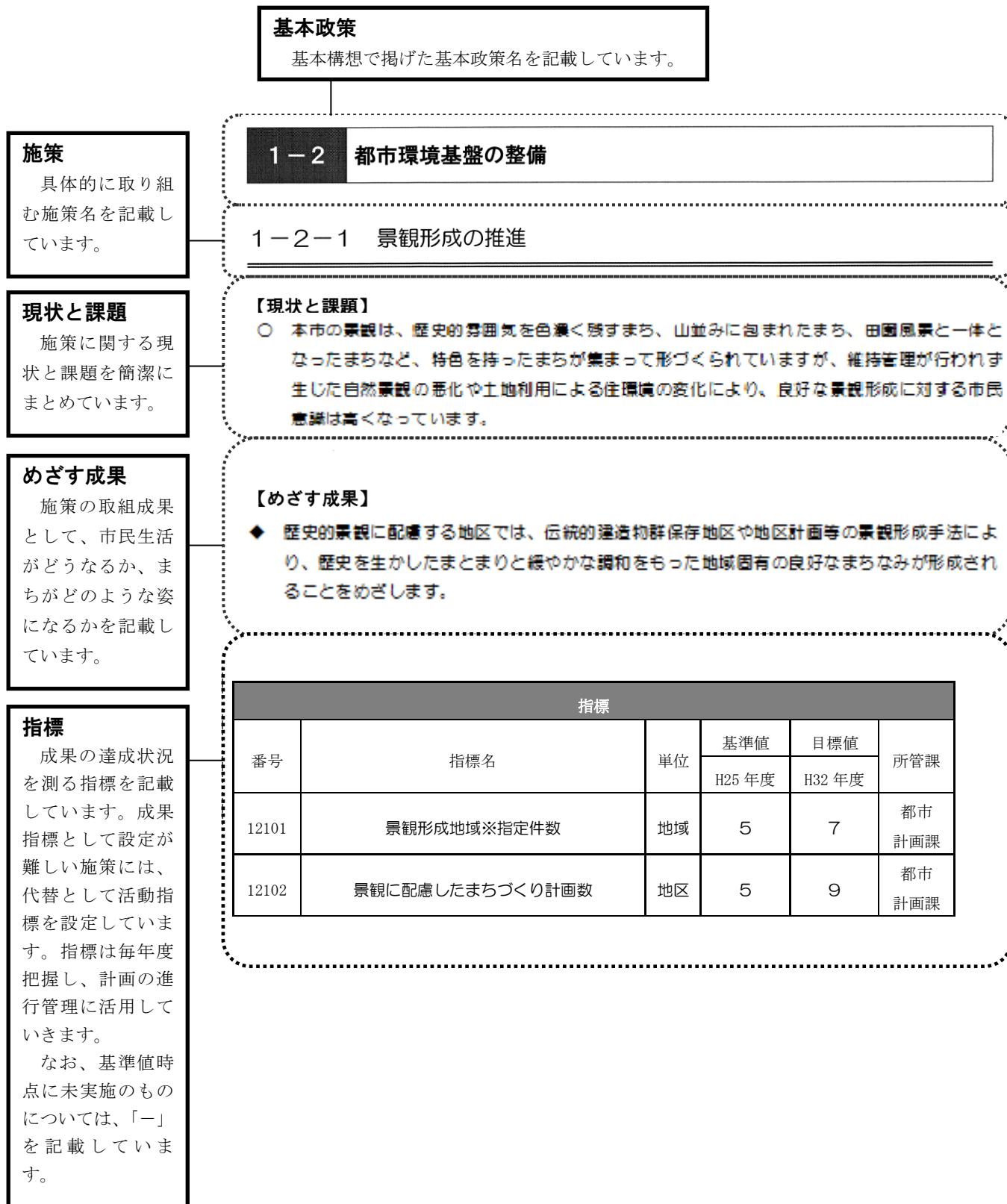
低炭素を意識した持続可能なまちを築く	168
文化財を生かしたまちづくりを進める	169
安全で安心な暮らしを守る	170
資源を生かした魅力ある産業・交流を創り出す	171
時代を担うすこやかな子どもを育てる	172
定住自立圏の連携を深める	173
国民体育大会等を契機に、スポーツを通した魅力あるまちを築く	174
しごと・ひとの創生を図り、まちを活性化する	175

巻末資料

第1部

基本政策の推進

第1章～第5章の構成と見方



市が取り組む主要な事業

施策の成果を達成するために、計画期間内に市が取り組む主要な事業の体系図を記載しています。

【市が取り組む主要な事業】

- 景観形成の推進
- 1. 景観まちづくりの推進
 - 2. 景観まちづくりの支援

<市の取組方向>

1. 景観まちづくりの推進（都市計画課）

- 良好な景観の保全・形成に向け、景観計画区域（市域全域が対象）内における建築物の新築等の行為に対して届出制度による助言・指導を行うとともに、市民・事業者等の景観形成活動が促進されるよう誘導を図ります。

(関連する個別計画)

彦根市景観計画（H19年度～）

【成果の達成に向けて…】

- 地域固有の自然、歴史、文化的景観に恵まれたまちであることを十分認識し、良好な形で未来へ引き継ぐため、これらの景観が大切に育くまれることを期待します。

市の取組方向

体系に基づき、市が取り組む方向を記載しています。

また、主たる担当所属名を記載し、行政として担うべき責任を明らかにしています。

関連する個別計画

施策に関連する個別計画について記載しています。

成果の達成に向けて…

成果の達成に向けては、行政の取組に加えて、市民や地域、市民団体、事業者等の取組により、一層の推進が図れます。その一例として、市民等の活動を紹介しているページもあります。これらにより、市民等の気づきにつながり、主体的な取組が進められることを期待します。

第1章 都市基盤・環境

1－1 計画的な土地利用

1－1－1 適切な土地利用の推進

【現状と課題】

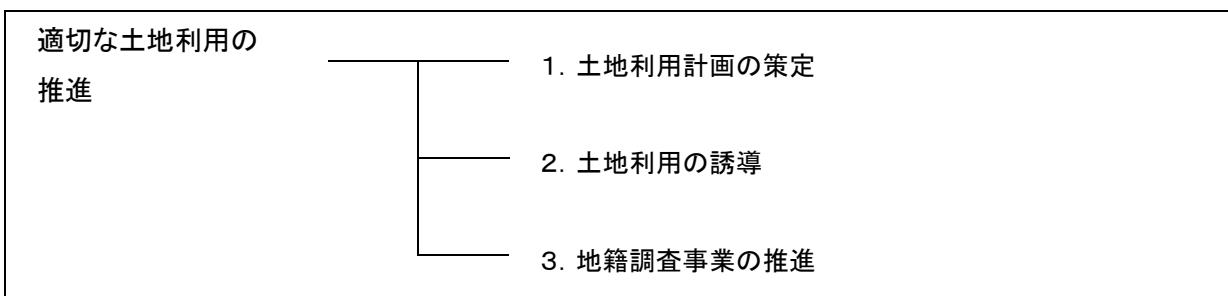
- 市街化区域※内の鳥居本地区および野田山、大堀地区においては、工業系の大型空閑地が未だ存在しており、適切な土地利用を誘導する必要があります。
- 大規模な土地利用の転換が進む地区については、用途地域※の見直しを図る必要があります。
- 都市計画マスタープランに基づき、環境や景観に配慮した土地利用を進めるとともに地区計画など、地域の特色を生かした都市計画を定めていく必要があります。
- 平成36年度（2024年度）に開催される国民体育大会の主会場が現彦根総合運動場に決定したことから、主会場やその周辺については、隣接する彦根城との景観の調和を図りながら市民スポーツの拠点となるよう、適切な土地利用を進める必要があります。
- 超高齢化・人口減少社会への対応や低炭素社会の構築のため、多極的なコンパクトシティ※への取組を進める必要があるとともに、農村集落では暮らしを守るための取組も必要となっています。
- 稲枝駅西口地区については、市街化調整区域※でありますか、地域の要望を踏まえ持続可能な地域づくりに寄与するための拠点として、農村地域にふさわしい土地利用計画を定める必要があります。
- 登記所に備え付けられた土地に関する記録は、明治時代に作成されたものも多く、土地の実態を正確に把握することができない状況です。計画的で効率的な土地利用を推進するため、地籍調査により正確に把握していく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 彦根らしい地域特性や社会情勢に即した都市計画マスタープランにより計画的な土地利用計画を立案し誘導することで、まちの活性化をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
11101	市街化区域内の大規模空閑地等 低未利用地※の箇所数	箇所	6	4	都市 計画課
11102	地籍調査進捗率	%	10	12	建設 管理課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 土地利用計画の策定（都市計画課）

- 都市計画区域内の将来像や整備方針を明確にし、市民の提案を生かせるまちづくりを推進します。

2. 土地利用の誘導（都市計画課）

- 都市計画法の用途地域等各種都市計画に適合した土地利用の誘導に努めます。

3. 地籍調査事業の推進（建設管理課）

- 土地にかかるトラブルの未然防止、土地取引や公共事業の円滑化、早期の災害復旧などに役立て、国土の有効利用と保全を図るために地籍調査を推進します。

(関連する個別計画)

彦根市都市計画マスタープラン（H18～H28年度）

第1部 基本政策の推進

【成果の達成に向けて…】

- 地区計画や各種都市計画については、個人のみでなくNPO※・自治会・事業者など多様な主体が役割を担い、意向に沿った有効な土地利用が図られるよう計画案の提案をいただけることを期待します。

1－1－2 市街地の整備

【現状と課題】

- 郊外型の大型店舗や住宅地開発により、中心市街地の空洞化が進んでいる中で、夢京橋キャラッスルロードや隣接する四番町スクエアの整備などにより一定のにぎわいが戻ってきましたが、隣接する銀座街やその周辺については空洞化が進捗しており、更なる活性化策の検討が必要となっています。
- 旧城下町地区については、花しょうぶ通りの伝統的建造物群保存地区※の指定をはじめ彦根市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的背景と景観に調和したまちづくりを進める必要があります。
- 本市の玄関口でもある彦根駅の東側地区については、その高い潜在能力を生かし高度利用を図るため、平成30年度（2018年度）完了予定の彦根駅東地区画整理事業の早期完了が必要となります。
- 稲枝駅の周辺地区については、今後も引き続き駅舎の改築に併せた駅前広場や周辺道路の整備を推進し、良好な市街地の形成を促進していく必要があります。
- 平成36年度（2024年度）に開催される国民体育大会の主会場は、開催後もスポーツの拠点となることはもちろん憩いや集いの場となることから、主会場を含めその周辺についてもスポーツの拠点などとしてふさわしい市街地の整備を図っていく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 彦根城を中心とする旧城下町周辺については、伝統的建造物群保存地区や地区計画の指定により歴史的まちなみを保存活用した都市の形成をめざします。また、それ以外の市街地においては、今後の人口減少、少子超高齢社会に対応できる便利で快適な都市の形成をめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25年度	H32年度		
11201	彦根駅東地区の宅地の使用収益開始面積割合	%	80	100	市街地整備課	
11202	稲枝駅周辺地区整備進捗率	%	4	100	市街地整備課	

【市が取り組む主要な事業】

市街地の整備

—— 1. 地域特性を生かしたまちづくり

〈市の取組方向〉

1. 地域特性を生かしたまちづくり（都市計画課、市街地整備課）

- 周辺との調和を図りつつ、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

（関連する個別計画）

彦根市都市計画マスターplan（H18～H28年度）

彦根市歴史的風致維持向上計画（H20～H29年度）

【成果の達成に向けて…】

- 地域の特性を生かしたまちづくりについて、市民の積極的な参加や提案を期待します。
- JR稻枝駅利用の促進を市民等に期待します。
- 公共事業について地域住民の理解と協力を期待します。

1-2 都市環境基盤の整備

1-2-1 景観形成の推進

【現状と課題】

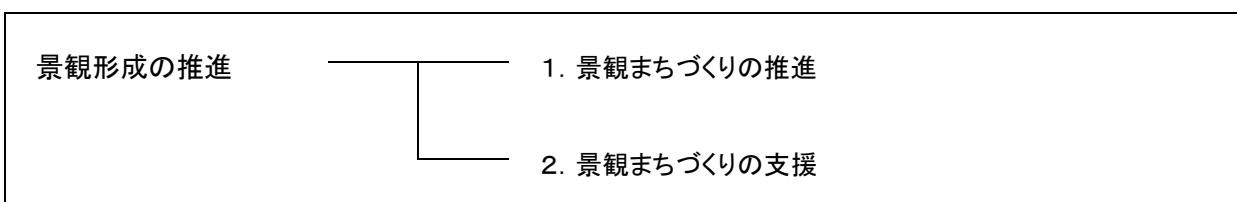
- 本市の景観は、歴史的雰囲気を色濃く残すまち、山並みに包まれたまち、田園風景と一体となったまちなど、特色を持ったまちが集まって形づくられていますが、維持管理が行われず生じた自然景観の悪化や土地利用による住環境の変化により、良好な景観形成に対する市民意識は高くなっています。
- 平成19年度（2007年度）には、景観法※の規定に基づき彦根市景観条例および彦根市景観計画の策定を行いました。建築物等の行為の制限事項を定め、行為の制限事項に適合するよう建築等計画の届出を求め、良好な景観の形成に努めています。また、周辺の景観を先導している景観重要建造物および景観重要樹木の指定に努めています。
- 調和のとれた景観形成のために、市民、事業者、専門家が自主的に、また相互に協力して取り組めるよう、活動等に対する支援を図っています。
- 市街地の景観は、土地利用の変化や商業活動等における過剰な屋外広告物の掲出により、良好な景観が阻害されているため、その対応が求められています。
- 市内には、歴史的景観を有する地域が数多く存在しています。これらの地域は、歴史的建造物と現代建築物が混在し、歴史的なまちなみの風情が感じられなくなっているため、地域住民とともに進める歴史的景観に配慮したまちづくりの拡大が求められています。

【めざす成果】

- ◆ 歴史的景観に配慮する地区では、伝統的建造物群保存地区や地区計画等の景観形成手法により、歴史を生かしたまとまりと緩やかな調和をもった地域固有の良好なまちなみが形成されることをめざします。
- ◆ 景観づくりに向けた啓発活動等を通じて、様々な地域における景観を生かした市民のまちづくり活動の推進や意識の高揚を図ることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
12101	景観形成地域※指定件数	地域	5	7	都市 計画課
12102	景観に配慮したまちづくり計画数	地区	5	9	都市 計画課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 景観まちづくりの推進（都市計画課）

- 良好な景観の保全・形成に向け、景観計画区域（市域全域が対象）内における建築物の新築等の行為に対して届出制度による助言・指導を行うとともに、市民・事業者等の景観形成活動が促進されるよう誘導を図ります。
- 屋外広告物の表示および設置等に対して、屋外広告物ガイドラインに基づき、城と湖と緑のまちにふさわしい屋外広告物の誘導を図ります。
- 地域特性を生かした景観の形成に向け、景観重要建造物および景観重要樹木の指定に対し、市民・事業者・専門家等の関心と共通理解が深まるよう啓発活動の実施と普及を図ります。

2. 景観まちづくりの支援（都市計画課）

- 良好な景観の形成に向け、大規模建築物に対し、地域基準に適合する修景へ支援を図ります。
- 地域特性を生かした景観の形成に向け、一定地区内において景観形成活動を行う市民団体に対して支援を図るとともに、建築物の新築等の行為に対する支援の充実に向けた検討を行います。

関連する個別計画)

彦根市景観計画（H19年度～）

【成果の達成に向けて…】

- 地域固有の自然、歴史、文化的景観に恵まれたまちであることを十分認識し、良好な形で未来へ引き継ぐため、これらの景観が大切に育まれることを期待します。
- 建築物等の新築等に際しては、地域固有の景観特性を理解し、景観計画に基づき周囲のまちなみと調和した景観の形成が行われることを期待します。
- 良好的な景観の保全・形成を図るため、市民主体による活動を軸に、行政とバランスのよい協働作業が行われることを期待します。

1-2-2 住宅対策の推進

【現状と課題】

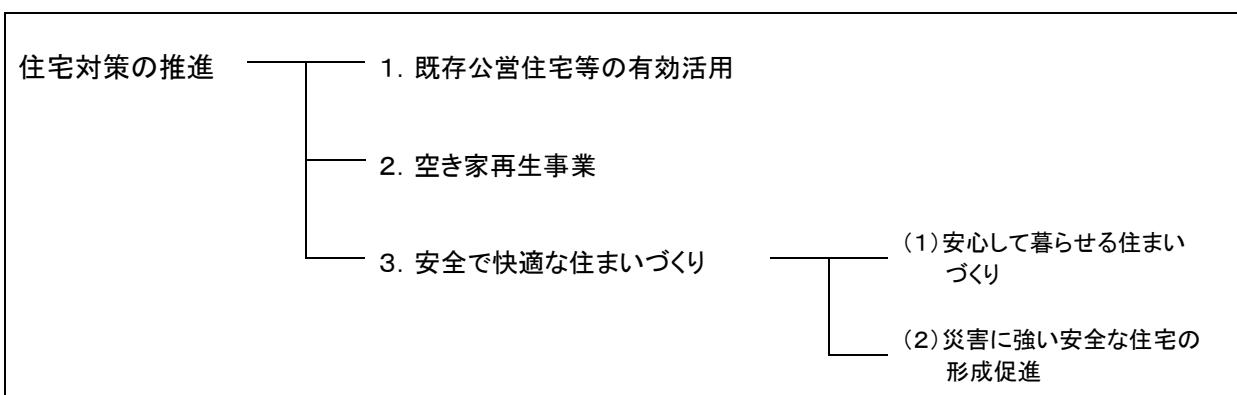
- 「彦根市住宅マスタープラン」に基づき、地域住宅計画および彦根市公営住宅等長寿命化計画等を策定し、総合的な住宅・住環境整備に努めていますが、進捗に応じたプランの見直しの時期に来ています。
- 低所得者や住宅確保要配慮者（高齢者・障害のある人・外国人住民・子育て世帯等）へ今ある住宅を有効活用し、居住水準の向上、居住における快適性や利便性、ゆとりやうるおい等市民の多様なニーズに応える必要があります。
- 中心市街地は郊外の住宅地への移住が続く等、居住人口の減少と「空き家」や「空き地」が増加していることから、所有者等に対して適正な管理を促すとともに、有効活用を進めいく必要があります。
- 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された住宅は、現行の耐震基準を満たさない懼れがあり、地震時の倒壊により人的・経済的な被害の発生が懸念されます。このようなことから、住宅の耐震化を促進する必要があります。
- 市内には4メートルに満たない道路（狭い道路）が多数あり、救急・消防活動および安全な住宅地の形成に支障となっています。このことから、狭い生活道路について利用実態に合わせた改善を行う必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 地域の特徴など彦根らしさを追求する一方、良好な住宅地の確保・充実促進を図ることにより、人にやさしい魅力ある住環境が形成されることをめざします。
- ◆ 住宅セーフティネット※として充実を図るとともに、高齢者等に配慮した公営住宅等の質の向上を図り、誰もが安心して暮らすことのできるまちをめざします。
- ◆ 空き家の適正管理および有効活用を促進することにより、管理されていない住宅が減り、地域の住環境が向上されることをめざします。
- ◆ 住宅の耐震性の向上や狭い道路の拡幅（歴史的景観を保全再生しようとする地域等は除く。）により、ゆとりある安全で安心な住宅地が形成されることをめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
12201	市営住宅の福祉対応型個別改善戸数割合	%	41	51	建築 住宅課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 既存公営住宅等の有効活用（建築住宅課）

- 現公営住宅等を有効活用し、住宅に対する質の向上を図ります。

2. 空き家再生事業（建築住宅課、地域経済振興課）

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、空き家等対策計画を策定します。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」および「彦根市空き家等適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言・指導を行うなど、適正な管理を促進します。
- 地域の拠点施設等として活用できる空き家およびその除却後の跡地については、関係部署等と連携を図りながら、有効活用を検討します。
- 空き家のデータバンクの構築を支援します。

3. 安全で快適な住まいづくり（建築住宅課、建築指導課）

(1) 安心して暮らせる住まいづくり

- 高齢者・障害のある人等が安心して暮らせる住まいづくりのため、福祉部門との積極的な連携を行います。
- 長寿命化計画に基づき、公営住宅の改善整備を推進します。

第1部 基本政策の推進

(2) 災害に強い安全な住宅の形成促進

- 住宅の耐震性を向上させるため、耐震診断および耐震改修への支援を行います。
- 狹あい道路の拡幅にかかる事業の推進を図ります。

(関連する個別計画)

彦根市住宅マスタープラン（H23～H32年度）

彦根市公営住宅等長寿命化計画（H22～H31年度）

彦根市既存建築物耐震改修促進計画（H28～H37年度）

地域住宅計画（H28～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 民間住宅においても、住宅困窮者の円滑入居と安定した賃貸借関係が継続されることを期待します。
- 地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震化が促進されることを期待します。
- 共有の財産である生活道路の利用実態に合わせた改善について、地域住民の理解と協力を期待します。

1-2-3 公園緑地の整備

【現状と課題】

- 公園緑地は、地域活動やスポーツなど市民が余暇を過ごす場を提供するとともに、自然とのふれあいや世代間の交流の場としての役割も担っており、市民の心と体の健康増進に寄与しています。また、近年では、市民の防災意識の向上から、災害時において、公園緑地は地域の初動拠点として期待されており、その役割は多岐にわたることから、公園緑地の整備を推進していく必要があります。
- 公園緑地が安全で安心な状態で利用できるよう、自治会や社会奉仕等の市民団体、事業者、NPO 等に参画を広げ、行政と市民が協働して公園緑地の維持管理に取り組む必要があります。
- 既存公園等においては、開設から年月が経過し、施設の老朽化が進行するとともに、公園利用に対するニーズも変化していることから、施設の改築、更新時には市民の意見を取り入れながらこれらに対応し、公園の利用を増進していく必要があります。
- 良好的な都市環境の形成のため、道路や学校など公共施設において維持管理を考慮しながら積極的な緑化を図るとともに、一般住宅や工場等事業所についても緑化を推進する必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 地域防災への活用等公園の多面的な利用を考慮して都市公園※の整備や既存公園等の適切な管理運営に取り組み、市民が安全で安心して暮らす、緑豊かなまちをめざします。
- ◆ 公共施設の緑化については、樹種の選定等市民参画により積極的な緑化を図るとともに、一般住宅や工場等の事業所についても緑化を推進し、既存緑地の保全を含め、維持管理を市民と協働で取り組み良好な都市環境の形成をめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25 年度	H32 年度		
12301	市民1人当たりの都市公園面積	m ²	12.91	13.00	都市計画課	
12302	市民による公園の管理箇所数	箇所	251	300	都市計画課	

【市が取り組む主要な事業】

公園緑地の整備

1. 都市公園の整備と既存公園等の適切な管理運営

2. 緑地保全と緑化推進の啓発

〈市の取組方向〉

1. 都市公園の整備と既存公園等の適切な管理運営（都市計画課）

- 市民の声を聴きながら都市公園の整備や老朽化の進む公園施設の改築、更新に取り組みます。
- 行政と市民が協働し、公園緑地の適切な管理運営を図ります。

2. 緑地保全と緑化推進（都市計画課）

- 現存する緑地の保全に努め、公共施設の積極的な緑化を図るとともに、一般住宅、工場等事業所にも緑化を推進していきます。

（関連する個別計画）

彦根市緑の基本計画（H18～H37年度）

【成果の達成に向けて…】

- 市民やNPO、事業者の参画により行政と一緒に公園の維持管理の促進を図り、緑豊かな魅力ある公園づくりが推進されることを期待します。
- 地域の個性を生かし、市民による誇りと親しみを持てる花と緑の魅力あるまちづくりが推進されることを期待します。

1-2-4 上水道の充実

【現状と課題】

- 現在、上水道の普及率は99.8%に達し、ほぼ市域全域への給水が可能となっていますが、節水意識の浸透や節水型機器の普及により使用水量は減少傾向が強くなっていることから、給水収益も著しく減少傾向にあります。
- 水道料金徴収率の向上を目指し、未収金対策に取り組んでいます。
- 縮小する財政基盤を前提とした上で、安定給水に取り組むとともに、老朽施設の更新や耐震対策など重要な施設の建設改良については、優先順位を的確に設定し、中長期にわたって計画的に進める必要があります。配水管については、基本方針として、下水道工事や道路改良工事、老朽管更新事業による布設替に合わせ耐震化を図ることとし、医療施設や避難場所等への配水管の耐震化を優先して図るもので、管路の耐震化率については、平成26年度末(2014年度末)では、管路延長776kmに対し、レベル1地震動※では、81.9%の管路が、レベル2地震動※では、9.7%の管路が耐震化整備を完了しています。
- 净水場、水源池、配水池などの施設の耐震化につきましても、耐震化整備を優先的に進めるべきと考え、水質試験棟、配水池、東沼波水源地などの耐震化を完了し、今後も順次進めていく予定であります。特に、基幹浄水場であります大藪浄水場については、電気設備や中央監視設備の更新を進め、浄水施設については76.5%、配水池施設につきましては90.1%が耐震化整備を完了しています。
- 老朽化により漏水頻度の高い管路については、優先順位を上げて更新対応しています。

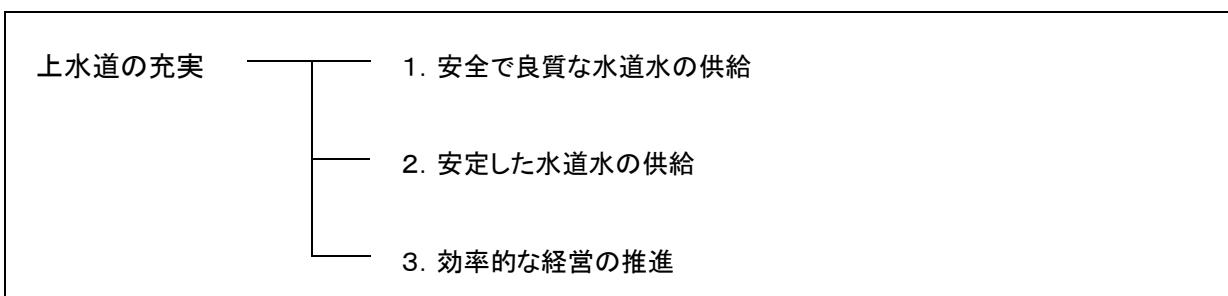
【めざす成果】

- ◆ 水道の理念である「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」を信条に、いかなる時も市民生活に支障が出ないよう、安定した給水ができることをめざします。
- ◆ 管路や施設の耐震化を進め、災害に強いライフラインの構築をめざします。
- ◆ 万が一の災害発生時には、震災対策マニュアルに基づき一日も早いライフラインの復旧をめざします。
- ◆ 未収金対策に力をいれ、水道料金徴収率の向上をめざします。

第1部 基本政策の推進

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
12401	管路の耐震化率	%	8.7	13.2	上下水道業務課 上水道工務課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 安全で良質な水道水の供給（上水道工務課）

- 安全な水道水を供給するため、水源の水質監視の強化に努めます。
- 安全で良質な水道水を供給するため、水質管理体制の充実に努めます。

2. 安定した水道水の供給（上水道工務課）

- 水道水の安定供給を図るため、水道施設の整備更新に努めます。
- 地震などの災害に強い施設への改良に努めます。
- 水道施設の機能を安定的に維持するため、管理体制の充実に努めます。

3. 効率的な経営の推進（上下水道総務課・上下水道業務課）

- サービスの質の向上に努めます。
- 地方公営企業として健全な経営に努めます。
- 水道料金の未収金の減少に努めます。
- 老朽施設の更新を見据えた経営計画を作成します。

(関連する個別計画)

彦根市水道事業第5次拡張事業計画（H12～H28年度）

彦根市水道事業第2期中期経営計画（H23～H28年度）

【成果の達成に向けて…】

- 給水装置や給水器具は、個人の財産であり、個人でできる管理は、各自で行っていただくことを期待します。
- 水道の水源である琵琶湖や地下水の水質保全のため、家庭排水の公共下水道への接続や水路等の清掃活動など、水質・環境保全に取り組まれることを期待します。

1－2－5 下水道の整備

【現状と課題】

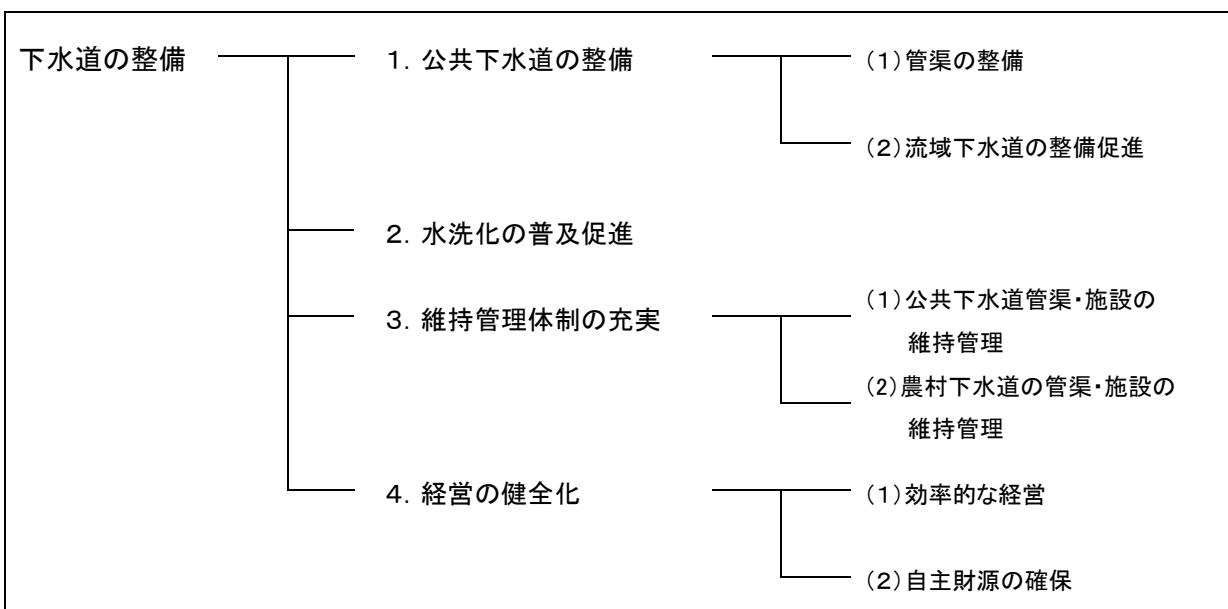
- 昭和56年度（1981年度）の事業着手以来30年以上経過し、普及率は平成26年度（2014年度）末で79.4%となりました。厳しい財政状況ではありますが、今後も未普及地域解消のため整備を進めていく必要があります。
- 今後、必要に応じて段階的に進められる流域下水道の整備については、社会状況の変化を踏まえつつ、効率的に行われることが求められています。
- 平成26年度（2014年度）末の水洗化率（下水道への接続率）は89.5%ですが、水洗化は水質や環境保全だけでなく、下水道事業の運営資金となる使用料に直結し、公共投資の早期回収につながることから、コミュニティ・プラント（開発団地内大型合併処理浄化槽）や個別合併処理浄化槽からの下水道への切替えも含めて、水洗化率が向上するよう普及促進と啓発活動の推進が必要です。
- 公共下水道管渠※の整備延長は、平成26年度（2014年度）末で約527kmとなり、今後さらに施設のストックが増大していく中で、施設機能を十分に発揮させるため効率的な維持管理対策や地震対策が求められています。
- 本市の農村下水道（農業集落排水）は、農業集落の環境整備を図るため、平成9年（1997年）4月に7地区の整備を全て完了し、現在は処理施設や管渠等の維持管理に努めています。しかしながら、供用開始から17年以上が経過し、施設の老朽化とともに、処理場に係る維持管理費が増加傾向になっています。処理場運転経費の大半を占める光熱水費や汚泥処理に係るコスト縮減については、現状では難しく、また、水洗化率は96%を超えたが、区内の人口は減少傾向にあり、今後、歳入の大幅な増加は見込めないことから、公共下水道への接続による抜本的な合理化が課題となっています。
- これまでの事業に要した下水道事業債の元利償還金（公債費）が、頂点を迎える期間となっていることから、整備のための事業費との調整等、健全経営と公営企業化に向けた第5期経営計画（平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度））に沿って事業を遂行する必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 下水道の未普及地域解消を図るための整備促進および計画的な維持管理を着実に行うことにより、河川や琵琶湖の水質保全に寄与し、身の回りの環境を改善し、市民生活が、健康で住みやすく快適なものになることをめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
12501	公共下水道使用者人口	人	78,919	88,961	上下水道総務課 下水道建設課
12502	公共下水道普及率	%	78.3	86.7	上下水道総務課 下水道建設課
12503	農村下水道接続率	%	96.93	100.0	農林水産課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 公共下水道の整備（下水道建設課、上下水道総務課）

(1) 管渠の整備

- 平成23年度（2011年度）に供用開始を迎えた流域下水道彦根第2幹線の上流域となる市街化区域の未普及地域を中心に重点的に整備を推進し、その他の未普及地域は市域全体のバランスを考慮しながら整備を進めます。

(2) 流域下水道の整備促進

- 流域下水道管理者である県に対して、流域管渠整備の早期完成および汚水量に応じた浄化センターの適正な整備を要請します。

第1部 基本政策の推進

2. 水洗化の普及促進（上下水道業務課、農林水産課）

- 下水道施設が有効に活用され、下水道の施設運営を健全なものにするために、水洗化（下水道への接続）の普及促進に努め、水洗化率の向上を図ります。
- 事業所排出水対策等を行い、悪質流入水を排除し、処理負荷の低減に努めます。

3. 維持管理体制の充実（上下水道業務課、下水道建設課、農林水産課）

(1) 公共下水道管渠・施設の維持管理

- 供用開始管渠・施設の計画的な維持管理および更新による施設の長寿命化に努め、下水道機能を十分に発揮させるとともに、宅内排水設備の計画確認、検査と併せ、不明水の解消に努めます。
- 地震時に際しては、緊急輸送路、防災拠点および避難所など重要な管路施設を対象に下水道機能に支障が生じないように努めます。

(2) 農村下水道の管渠・施設の維持管理

- 快適な農村環境を創造するため、管渠等の維持管理に努めます。

4. 経営の健全化（上下水道総務課、上下水道業務課、農林水産課）

(1) 効率的な経営

- 第5期経営計画の着実な推進とともに、地方公営企業法の財務規定等の適用に向け効率的な経営に努めます。

(2) 自主財源の確保

- 未収金の解消に努め、自主財源の確保を図ります。
- 健全経営が図れるよう、使用料の適正化に努めます。

（関連する個別計画）

彦根市公共下水道事業第5期経営計画（H28～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 下水道を正しく使い（生ごみを捨てない、油を流さない、トイレにものを流さない等）、適正に維持管理（分離ますの清掃等）されることを期待します。
- 下水道供用開始地域においては、合併処理浄化槽等をお使いのご家庭も含めて、速やかに下水道に接続されることを期待します。
- 農村下水道についても、異物の流入による機器故障が頻繁に起きていることから、正しく使い適正に維持管理されることを期待します。

1-3 総合的な交通体系の確立

1-3-1 道路の整備

【現状と課題】

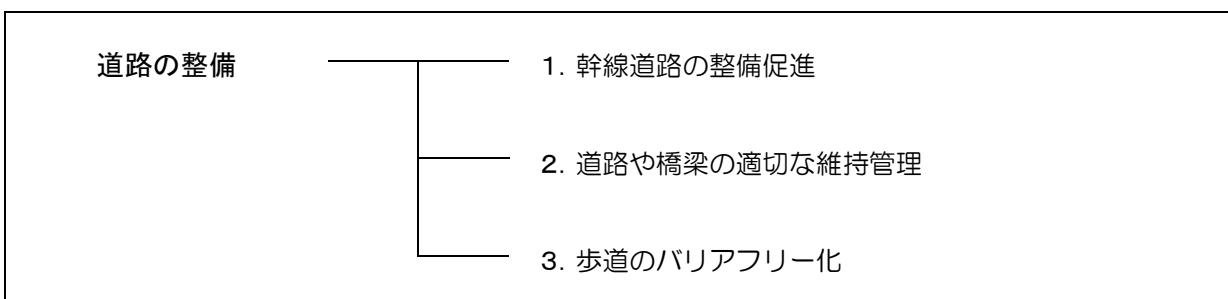
- 幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」の見直しを平成21年度（2009年度）に行ったところであり、これに基づき効果的な整備を図っていく必要があります。
- 国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っています。国や県においても厳しい財政状況ですが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要があります。
- 道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っていますが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要があります。
- 橋梁の維持管理については、平成25年度（2013年度）に策定した「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき平成27年度（2015年度）から詳細設計を実施する予定ですが、平成26年7月に道路法が改正施行され、橋梁点検は、従来の遠望目視による検査から近接目視による検査によることとされたことから、厳しい財政状況の中、計画的な整備を図っていく必要があります。
- 除雪対策については、規定値以上の積雪時に主要幹線道路で実施しています。生活道路については、地域住民の協力を求めており、今後も広報等を通じ啓発を図っていく必要があります。
- 歩道のバリアフリー※化については、平成15年度（2003年度）に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点整備地区で事業を実施してきましたが、厳しい財政状況により、計画通り進捗していないことから、平成22年度（2010年度）に見直しを行ったところであり、これに基づき計画的な事業推進を図る必要があります。
- 安全な自転車通行空間の確保については、幹線道路の整備や歩道のバリアフリー化に合わせて公安委員会と協議を行い、道路構造令に基づいた自転車歩行者道の整備を図っていく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることをめざします。
- ◆ 道路や橋梁の適切な維持管理や歩道のバリアフリー化により、誰もが安全で安心して通行できるまちが形成されることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
13101	道路整備率 (幹線市道、都市計画道路)	%	48. 1	60. 7	道路 河川課
13102	橋梁長寿命化修繕工事済み橋梁数	橋	0	6	道路 河川課
13103	重点整備地区における歩道の バリアフリー整備率	%	68. 5	97	道路 河川課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 幹線道路の整備促進（道路河川課）

- 市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間を形成するため、広域的な交通を担う国道、県道の整備促進を提言します。また、幹線市道、都市計画道路については、選択と集中により整備促進を図ります。

2. 道路や橋梁の適切な維持管理（道路河川課）

- 誰もが安全で安心して通行できるよう、適切な維持管理に努めます。

3. 歩道のバリアフリー化（道路河川課）

- 高齢者や障害のある人等すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、歩道のバリアフリー化に努めます。

（関連する個別計画）

彦根市道路整備プログラム（H22～H31年度）

彦根市橋梁長寿命化修繕計画（H27～H46年度）

彦根市交通バリアフリー基本構想（H15年度～）

彦根市舗装修繕計画（H27～H36年度）

【成果の達成に向けて…】

- 地域内の道路や水路の清掃、草刈りや除雪など簡易な作業を地域で取り組まれることを期待します。
- 道路の陥没など危険箇所を発見したら、すぐにお知らせいただくことを期待します。

1－3－2 公共交通ネットワークの整備

【現状と課題】

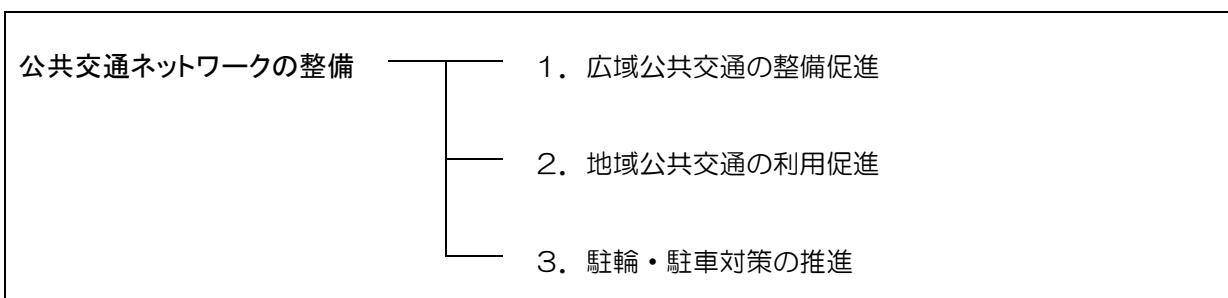
- 市内に4駅あるJR琵琶湖線については、新快速電車の増発等、輸送力拡充をさらに関係機関に働きかける必要があります。
- 市内に7駅ある近江鉄道については、市内駅の活性化に努力されていますが、マイカー利用により利用者数の落ち込みが懸念され、地方鉄道の存続を図るために今後ますます利用を促進していく必要があります。
- 前期からの継続的な取組により、路線バスの利用者数は増加傾向にありますが、バス車両が更新時期を迎えており、今後、一時的なコストの増大が見込まれています。老朽化した車両の更新を行って修繕費を抑制するとともに、車両をバリアフリー化して、さらに利便性の向上を図る必要があります。
- 定住自立圏構想※に基づく湖東圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）において、JR琵琶湖線の4駅と近江鉄道11駅を公共交通結節点とした公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。
- 予約型乗合タクシーについては、現在、多くの市民に利用され運行便数が増加していますが、1便あたりの乗車人数（乗合率）が低く、経費が増大しています。今後は、乗合率を向上させる取組により、財政負担を軽減させる必要があります。
- 鉄道利用者等のために整備している市営駐車場および自転車駐車場について、効率的かつ市民ニーズに即した快適な管理運営が求められています。
- 放置自転車や違法駐車の防止のため、自転車等利用者のモラルを高めるための指導・啓発を行う必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 公共交通のネットワークを構築していく、市民や観光客等が安全で快適・便利に移動できるまちをめざします。
- ◆ 駅周辺の放置自転車等に対する啓発・撤去を行うことにより、良好な景観の維持と歩行者の安全が確保されることをめざします。

指標番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
13201	近江鉄道乗車人員（圏域内駅）	万人	128	137	交通対策課
13202	路線バス年間利用者数	万人	63	77	交通対策課
13203	予約型乗合タクシー乗合率	人	1.3	1.72	交通対策課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 広域公共交通の整備促進（交通対策課、道路河川課、市街地整備課）

- 広域交通としての鉄道や高速道路の機能が十分に発揮されるよう、隣接地域等と協調しながら、輸送力の整備を関係機関に働きかけます。
- 駅関連施設や駅周辺設備の適切な維持管理を行います。
- 湖東三山インターチェンジから主要幹線道路へのアクセス道路の整備を促進します。

2. 地域公共交通の利用促進（交通対策課）

- 地域公共交通としての路線バスの役割が十分に果たされるよう、路線バスの運行に対する支援とその利用の促進に努めます。
- 湖東圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）において、予約型乗合タクシーの運行、鉄道、バスとの接続の確保など、地域の状況に応じた効率的な公共交通対策を推進し、広域での公共交通ネットワークの構築を進めます。

第1部 基本政策の推進

3. 駐輪・駐車対策の推進（交通対策課）

- 指定管理者による効率的かつ快適な駐車場および自転車駐車場の管理運営を推進します。
- 安全で快適な通行ができるよう、放置自転車および違法駐車の防止に努めます。

（関連する個別計画）

湖東圏域地域公共交通総合連携計画（第二次）（広域計画）（H26～H28年度）

【成果の達成に向けて…】

- 地域や事業者が公共交通機関利用促進の気運を盛り上げるとともに、路線バスや鉄道等公共交通が積極的に利用されることを期待します。
- 自転車等利用者は路上に自転車等を放置せず、自転車駐車場や自転車置場などを利用されることを期待します。
- 放置自転車等に対する指導啓発について、鉄道事業者や駅周辺の商業事業者、警察、学校など、地域全体で主体的にその撲滅に向け、取り組まれることを期待します。

1-4 環境保全型社会の構築

1-4-1 生活環境・自然環境の保全と創出

【現状と課題】

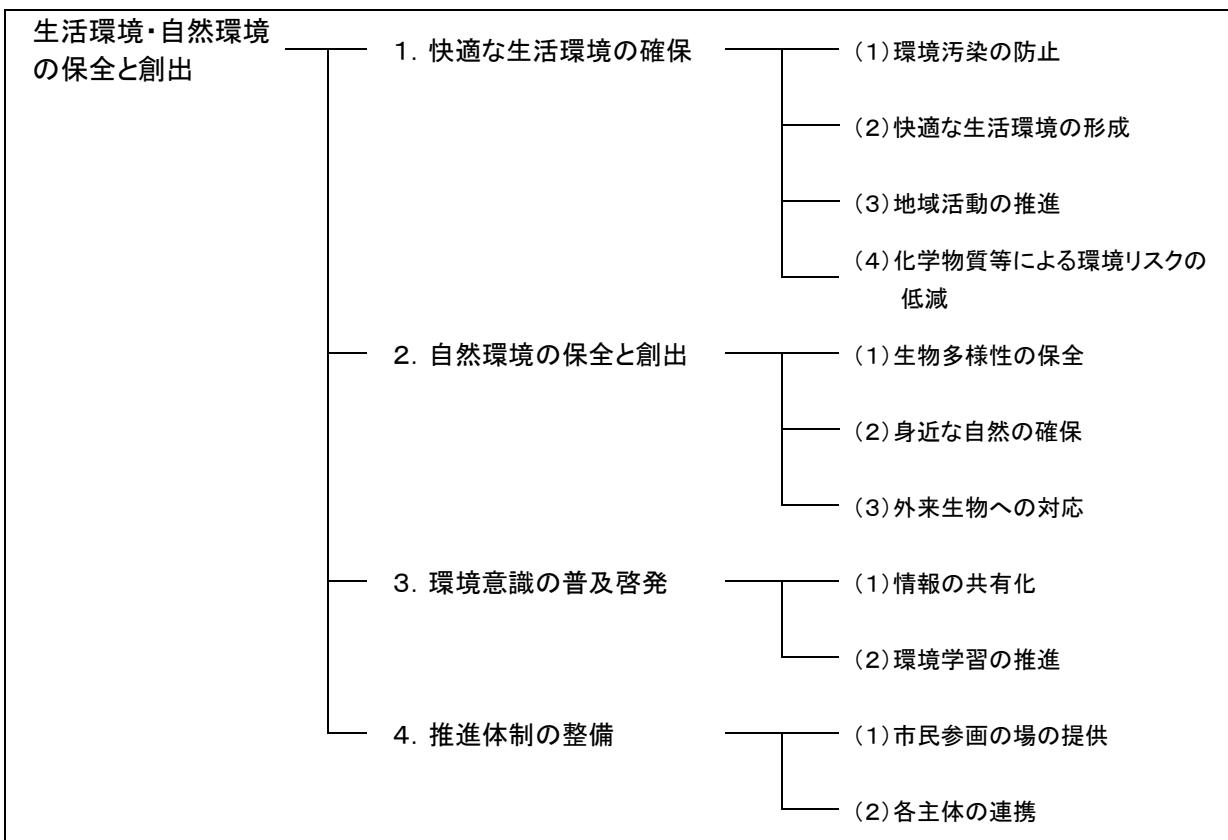
- 公害法令に基づく事業所への指導や助言、下水道整備や浄化槽の設置促進による生活排水対策によって、環境改善や環境保全が進んでいますが、今もなお琵琶湖での赤潮やアオコの発生が懸念されます。また、レジャー利用や深夜における活動により騒音、悪臭等の環境問題が生じているほか、化学物質の使用による新たな汚染の問題も生じ、現在だけでなく将来にわたって影響を及ぼす可能性が出てきました。こうした状況を直視し、あらゆる角度から対策を講じていくことで、良好な環境を確保する必要があります。
- 自然の恵みであるきれいな水、良好な土、おいしい空気、輝く緑、そこに生息する多様な生物といった、今ある自然が破壊されることのないように保全活動を進めるとともに、失われた自然を取り戻す自然の創出活動にも力を入れ、豊かな自然空間の育成に努めなければなりません。
- 世界的に様々な生物の絶滅が危惧されています。本市においても例外ではなく、多様な生物が、地域の自然的・社会的条件に応じて生息できる環境を保全していかなければなりません。市民団体や学識経験者の協力を得ながら作成したレッドデータブック※の活用や自然観察会等の開催を通じて、自然と人とのつながりを大切にし、市民の意識を高めていく必要があります。
- 外来生物の脅威により、地域固有の生態系が侵されてきています。近隣自治会や市民団体と協働で駆除を実施していますが、外来生物は量、範囲とも年々増加・拡大してきています。
- 環境問題の解決に向けては、個人の取組に併せて、多くの人の活動の連携が大切です。市民団体活動が積極的に展開され、市民を主体とする土壤づくりを進めるとともに団体間の連携の仕組みについても検討していく必要があります。また環境問題への取組を進めていくためには、環境学習や環境教育の推進に併せて情報の共有化が必要です。

【めざす成果】

- ◆ 市民、市民団体、事業者および市が、連携・協働できる仕組みづくりと人づくりを推進します。
- ◆ 豊かな環境が損なわれることのないよう環境汚染を防止するとともに、よりよい環境をつくるための取組を進め、すべての市民が住み良いと感じられるまちをめざします。
- ◆ 自然とのふれあいを深め、自然環境に愛着を持ち、自ら守り育てるとともに、心身ともに健康でゆとりのある生活を営むことができるまちをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
14101	市民による水質調査員の人数	人	40	60	生活環境課
14102	ホタルの目撃箇所数	箇所	67	79	生活環境課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 快適な生活環境の確保（生活環境課、農林水産課、上下水道業務課、下水道建設課、建築指導課）
 - (1) 環境汚染の防止
 - 事業所への監視体制を強化するとともに、必要に応じて県とともに、公害の未然防止を促進します。
 - (2) 快適な生活環境の形成
 - 下水道整備などにより、水質、土壤等の保全を進めるほか、生活に伴う近隣からの被害防止に努めます。
 - (3) 地域活動の推進
 - 市民自らが、地域の環境保全活動に積極的に参加できるよう、市民意識の高揚に努めます。
 - (4) 化学物質等による環境リスクの低減
 - 事業者自ら環境負荷の低減に取り組む環境マネジメントシステムの導入促進に努めます。また、「公害防止と環境保全に関する協定」を結んだ事業所をはじめ、市内事業所に対し、市独自あるいは必要に応じて県と連携して立ち入りを行い、化学物質による人の健康や生態系への影響などの正確な情報提供に努めます。
2. 自然環境の保全と創出（生活環境課、農林水産課）
 - (1) 生物多様性の保全
 - 琵琶湖をはじめ、多様な生物の生息空間の保全に努めます。
 - (2) 身近な自然の確保
 - 人と自然が共生できる場の保全と創出に努めます。
 - (3) 外来生物への対応
 - 地域の生態系を守るよう、外来生物の駆除に努めます。
3. 環境意識の普及啓発（生活環境課、生涯学習課、学校教育課）
 - (1) 情報の共有化
 - 定期的に市民の意見を聞く場としての市民環境フォーラムの開催や環境に関する年次報告書およびホームページでの情報を発信します。
 - (2) 環境学習の推進
 - 地域や学校において、環境学習の場を提供します。
4. 推進体制の整備（生活環境課）
 - (1) 市民参画の場の提供
 - 環境審議会や環境パートナー委員会等への市民参画を促進します。
 - (2) 各主体の連携
 - 環境保全への取組が展開していくよう、市民、事業者、市民団体、市の連携に努めます。

第1部 基本政策の推進

(関連する個別計画)

彦根市環境基本計画および地域行動計画（H23～H32年度）

彦根市生活排水対策推進計画（H23～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 自然観察会など環境学習の場に多くの市民が参加されることを期待します。
- 環境保全について、一人ひとりの活動から大きな活動に広がることを期待します。

1-4-2 低炭素社会の構築

【現状と課題】

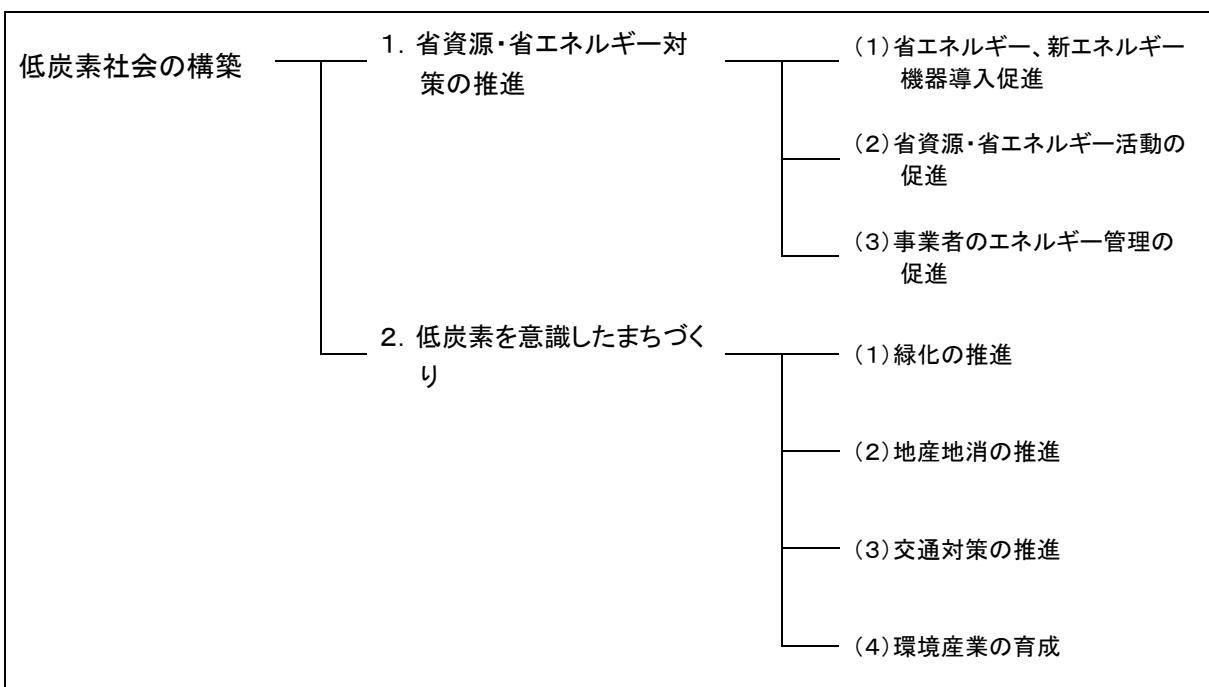
- 地球の温暖化は、異常気象の頻発による自然災害の激化など人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えており、早急に温室効果ガス※の排出量を大幅に削減し、自然界の吸収量と同等レベル以下にすることが求められています。
- わたしたちは、化石燃料の利用により、便利で快適な生活を営んできましたが、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出した結果、地球規模の温暖化を招くことになりました。市内の二酸化炭素排出量は、電力を火力発電に求めたこともあり、近年増加しています。「低炭素社会構築宣言都市」として、今後とも、あらゆる分野において、温室効果ガスの排出削減のための行動を実践していかなければなりません。

【めざす成果】

- ◆ 市・市民・市民団体・事業者の各主体が、自らの責任を果たしつつ、お互いが協力していくことを基本とした低炭素社会をめざします。また、大学などの研究機関との連携を図ります。
- ◆ エネルギーに依存する日々の暮らしを見つめ直し、身近なところから省エネルギーに取り組むことで、エネルギーの効率的利用をめざします。
- ◆ 再生可能エネルギーに関する技術の開発や研究などの情報を収集・発信し、導入の促進をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
14201	市内の二酸化炭素排出量	千t — CO ₂	1,002	557	生活環境課
14202	市内の1軒当たりの年間電気使用量 (電灯電力)	kwh	4,028	3,942	生活環境課
14203	市内の1軒当たりの年間ガス使用量 (家庭用)	m ³	387	395	生活環境課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 省資源・省エネルギー対策の推進（生活環境課、地域経済振興課、建築住宅課、建築指導課）

(1) 省エネルギー、新エネルギー機器導入促進

- LED※やヒートポンプ※など省エネタイプの機器、太陽光など再生可能エネルギー機器の導入促進を図ります。

(2) 省資源・省エネルギー活動の促進

- 環境家計簿など取組の効果が見える形で啓発します。地域においては出前講座、学校においては環境学習プログラムを展開します。

(3) 事業者のエネルギー管理の促進

- 事業所における環境マネジメントシステムの導入促進を図るほか、省エネ法の遵守や滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画の策定を促進するなど、建物をつくる事業者にエネルギー利用効率の向上について、指導・啓発に努めます。

2. 低炭素を意識したまちづくり（農林水産課、地域経済振興課、都市計画課、保健体育課、交通対策課）

(1) 緑化の推進

- 二酸化炭素を吸収する森林、樹木の保全、適正管理を図ります。

(2) 地産地消の推進

- 物の輸送に伴う温室効果ガスの削減を図るため、地産地消を推進します。

(3) 交通対策の推進

- 公共交通（バス、鉄道等）の利用促進等、自動車依存の軽減により地域構造の低炭素化を図ります。

(4) 環境産業の育成

- 環境に配慮した物品製造、リサイクル産業を育成します。

（関連する個別計画）

彦根市環境基本計画および地域行動計画（H23～H32年度）

彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画（H28～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 地球温暖化防止への関心を高め、省エネ・省資源に取り組まれることを期待します。
- 低炭素社会の実現に向けて、個人や一事業所の取組から、市域全体に広がることを期待します。

1－4－3 資源循環型社会の構築

【現状と課題】

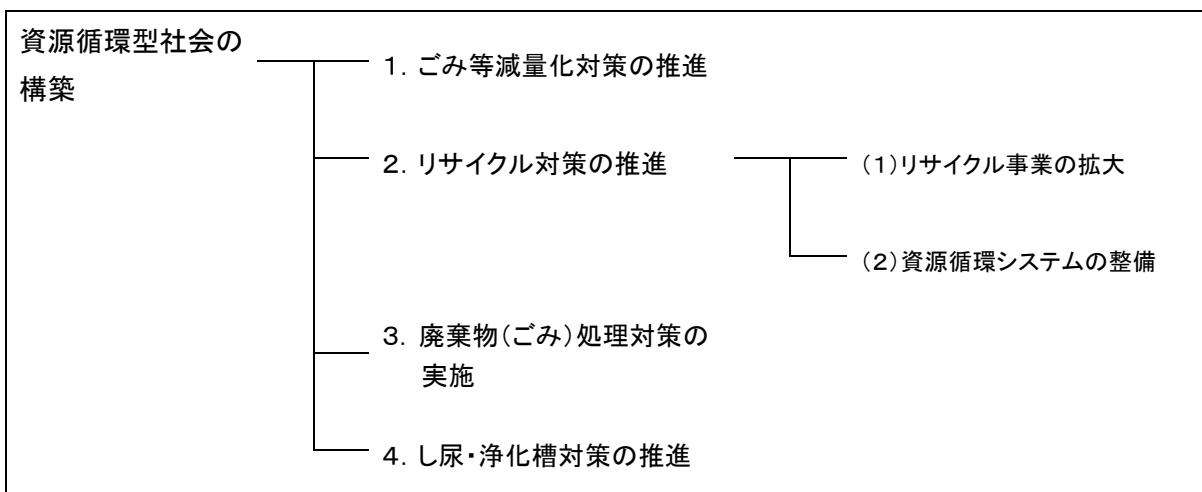
- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から循環型社会※へと変化の兆しは見られるものの、依然として不法投棄や散在性ごみが見られ、廃棄物による環境への負荷が懸念されます。ごみの減量化やリサイクルの推進の取組は、循環型社会を構築するうえで基本となる事業であり、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し、各主体が知識や知恵を最大限に活用しながら、持続可能な取組とするため、互いに連携、協働して諸対策を進めていく必要があります。
- 日常生活や事業活動が、身近な環境に対して様々な影響を与えるだけでなく、地域全体の環境にも大きな影響を及ぼすことを、一人ひとりが認識し、地球環境問題にも目を向けながら、現在の生活や生産スタイルを見直し、みんなが「地球規模で考え、地域から行動する」ことができるような環境に配慮したまちをめざす必要があります。
- ごみの発生抑制、再使用、再生利用というごみの3R を推進して、多くの人々がごみを減らす努力をしなければなりません。さらに不要なものは買わない、断ることを含めてごみの4R として市民や事業所が進んで取り組める環境づくりを検討していく必要があります。
- 資源循環をより効果的にするためにには、消費、廃棄物の出口対策だけでなく、製造、流通、販売時などの入口対策も大切であり、このような問題への処理としては、各主体が連携を深めた取組を進めるとともに、国や関係機関に対し、協力を求めていくことも重要となります。
- 各ごみ処理施設は、一般廃棄物を適正に処理するため、計画的な修理・補修を行ってきていますが、老朽化も進んできていることから、広域での新処理施設の建設が必要となっています。
- し尿処理については、公共下水道の普及によるし尿の減少に適切に対処しながら衛生的で効率的な処理に努めていかなければなりません。下水道の整備が当面見込めない地域では、浄化槽の設置が義務付けられており、適正な維持管理や検査体制等の充実を図る必要があります。

【めざす成果】

- ◆ ごみの減量化とリサイクルの推進によって、環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効活用が図られるまちをめざします。
- ◆ ごみ処理の効率化と熱回収等のエネルギー対策により、循環型社会が構築されることをめざします。
- ◆ し尿処理の効率化と浄化槽対策の実施により、衛生的なまちが持続することをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
14301	ごみの最終処分量（埋立て量）	t /年	7,585	5,500	清掃センター
14302	市民1人1日当たりのごみ等発生量	g	1,111	950	清掃センター
14303	再生利用率（リサイクル率）	%	13.0	19	清掃センター

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. ごみ等減量化対策の推進（清掃センター、生活環境課）

- 生ごみ処理対策や過剰包装の軽減などの対策により、ごみ減量化を進めます。
- 事業系ごみの分別徹底やリサイクルの促進により、減量対策を進めます。
- ごみ処理有料化の導入について検討を行います。
- 不法投棄や散在性ごみの防止対策を進めます。
- ごみ処理にかかる費用や市民一人ひとりが「何をすれば、どういった効果があるのか」など、ごみ関連情報を分かりやすく「みえる化」をすることにより、減量・資源化に対する動機づけを図ります。

2. リサイクル対策の推進（清掃センター、生活環境課、建築指導課）

(1) リサイクル事業の拡大

- 資源として再生利用できるごみ等のリサイクルを進めるとともに、グリーン購入※の促進を図ります。
- リサイクル実践団体を育成するとともに連携、協働の下、地域等への啓発を進めます。

(2) 資源循環システムの整備

- 資源化施設の整備・充実を図るとともに、リサイクルルートの開拓を進めます。
- 建設リサイクル法に基づき、廃棄物の適正な分別ならびに処理を行い、再資源化等の促進について指導・啓発を行います。
- バイオディーゼル燃料の普及拡大をはじめ、バイオマス※の有効活用に向けた事業を展開します。

3. 廃棄物（ごみ）処理対策の実施（清掃センター、生活環境課）

- ごみ等の円滑かつ効率的な収集、処理を行います。
- ごみ等の処理施設の適正運転に努めます。
- 広域により、新しいごみ処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルセンター）の建設を推進し、熱エネルギーの回収を行うなど、循環型社会の形成に努めます。
- 広域で実施している、最終処分場の適正な維持管理に努めるとともに、民間の処分場の利用に関して検討を行います。

4. し尿・浄化槽対策の推進（清掃センター、生活環境課）

- し尿の円滑な収集を行うため、収集体制の維持と効率化に努めます。
- 水質汚濁の防止と、公衆衛生の向上を図るため、下水道の整備が当面見込めない地域では、浄化槽の普及促進に努め、維持管理の徹底を図ります。

(関連する個別計画)

彦根市環境基本計画および地域行動計画（H23年度～H32年度）

彦根市分別収集計画（容器包装リサイクル法）（H26年度～H30年度）

一般廃棄物処理基本計画（ごみ、生活排水）（H25年度～H34年度）

【成果の達成に向けて…】

- 買い物袋の持参、過剰包装の拒否、詰め替え用製品の購入、生ごみの水切り等により、ごみの発生が抑制されることを期待します。
- 生ごみについては、食材の使いきりや食べ残しをなくすこと、あるいは資源として堆肥化し、有効利用を図るなど、生ごみの減量化が図られることを期待します。
- 分別を徹底し、古紙・衣類、缶金属、びん、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電、廃乾電池、廃食用油等、リサイクルがさらに推進されることを期待します。
- 草刈りや家庭教育などにより、不法投棄やごみ等のポイ捨てができない環境づくりを期待します。
- フリーマーケット等に参加され、リユース（再使用）が図られることを期待します。
- 淨化槽の維持管理が徹底されることを期待します。

第2章 文化・文化財

2-1 文化・芸術の振興

2-1-1 文化・芸術の振興

【現状と課題】

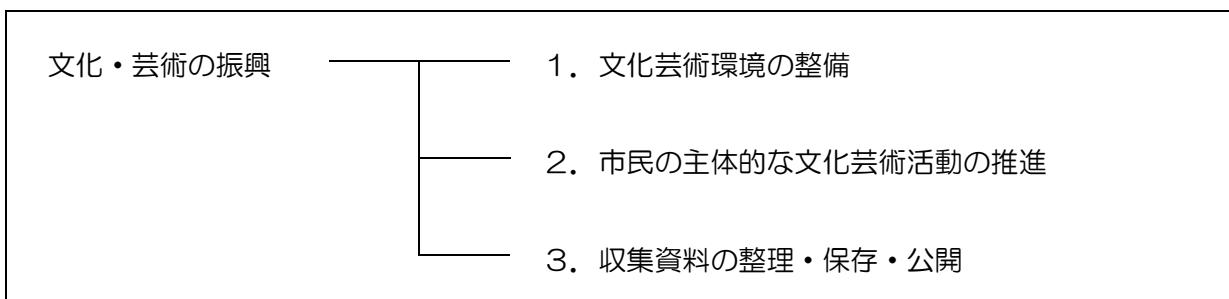
- 文化・芸術に対する関心が、ライフスタイルの変化や団塊世代の退職などの社会状況のもとで、高まっています。一方、地域・経済の振興や健康・福祉の増進などとの関わりからも、文化振興の必要性が求められています。
- 文化振興に関する基本方針を定め、市民の主体的な文化芸術活動が活発に行われるような事業に取り組む必要があります。また、その主要な場となっている、ひこね市文化プラザ等の文化施設の機能を充実させ、市民にとって使いやすい施設整備に努める必要があります。
- 地域の歴史と文化を礎として市民主役の地域づくりの新たな方向性を模索し、彦根の文化に多大な功績を残した井伊直弼、舟橋聖一および日下部鳴鶴などの歴史的な文化芸術と現在の市民が中心となった文化芸術が融合した新たな文化を創出する必要があります。
- 子どもたちが文化芸術に触れる機会が少ないとから、次世代への文化芸術の浸透を図る必要があります。
- 舟橋文学賞により、引き続き、文化の香り高い彦根市を全国へ発信していくとともに、市内外の青少年の読書創作活動を振興する必要があります。また、図書館に所蔵する郷土資料等を整理・保存・公開し、地域文化の礎として活用を図る必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 本市の文化芸術振興の基本的な方向性を明確にし、伝統文化の継承と発展や市民の主体的な文化芸術活動の支援を図ることにより、美術展覧会等への出品や文化祭行事への参加意欲が高まるることをめざします。さらには彦根からの文化の発信に取り組むことにより、“彦根らしい”新たな文化を創出し、市民の文化資質が向上され、地域への誇りと愛着がより一層高まることをめざします。
- ◆ 市民の文化・芸術活動が社会的に評価される場づくり、また、文化芸術活動が社会で喜ばれる場づくりが進むことをめざします。
- ◆ 子どもをはじめ市民が上質な文化芸術に触れ、多面的な交流を広げることにより、文化芸術活動の振興と文化をリードする人材が育成されることをめざします。
- ◆ ひこね市文化プラザ等の文化施設の機能の充実と地域性や市民ニーズ等を踏まえた魅力ある自主事業の実施により、市民が親しみやすく利用しやすい施設になることをめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
21101	美術展覧会出品数	件	447	510	文化振興室
21102	春・秋市文化祭協賛行事数	件	61	80	文化振興室

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 文化芸術環境の整備（文化振興室）

- 市民に対し文化芸術振興施策の基本方針を明確にしながら、文化振興に関する具体的な方策に基づき、市民の文化・芸術活動の取組環境を整備し、裾野を広げるとともに、内外に認められる、本市の文化芸術向上と新たな創造を行います。
- 文化芸術振興の拠点施設であるひこね市文化プラザの機能を充実させ、市民のニーズを踏まえた魅力ある自主事業を行い、市民にとって親しみやすい施設運営を行います。
- みずほ文化センター、高宮地域文化センターおよび市民会館等において、より質の高い管理運営により、市民が利用しやすい施設運営を行います。

2. 市民の主体的な文化芸術活動の推進（文化振興室、図書館）

- 美術展覧会および市民文芸作品などの発表の機会を充実し、市民の主体的な文化芸術活動を支援し、文化をリードしていく人材や団体を育成していきます。
- 次世代の文化芸術を担う子どもたちの創作活動を奨励するため、子どもたちが文化・芸術を発表する場や親しむ場づくりを行います。また、人的資源や活力を持つ大学、民間団体、関係文化団体とのネットワークにより、子どもたちが常に上質な芸術に触れ合う機会を提供します。
- 舟橋文学賞の公募・選考・授賞を行い、文化の香り高い彦根を発信します。

第1部 基本政策の推進

3. 収集資料の整理・保存・公開（図書館）

- 図書館が所蔵する郷土資料等を整理・保存・公開し、地域文化の礎として活用を図ります。

【成果の達成に向けて…】

- 文化振興に関する方策に基づき、伝統文化の継承や新たな文化を創出するため、行政、市民および文化・芸術団体等との協働関係が築かれることを期待します。
- 文化的創造と享受は、市民一人ひとりの権利であり、市民が主体的・積極的に活動されることを期待します。

2-2 歴史まちづくりの推進

2-2-1 歴史まちづくりの推進

【現状と課題】

- 彦根では、伝統産業、伝統行事および伝統芸能などの市民の活動が現在も引き継がれており、風情ある町屋などの歴史上価値の高い建造物（歴史的建造物）と周辺の市街地とが一体となって、情緒や風情のあるきわめて良好な市街地の環境（歴史的風致※）が今も維持されています。
- 歴史的風致を維持向上させるため、平成20年度（2008年度）に彦根市歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画※）を策定し、国の認定を受け、歴史まちづくりに取り組んでいますが、計画期間が平成29年度末までとなっていることから継続的な取組が図られるよう対策が求められています。
- 歴史的なまちなみが残る地域では、歴史的風致を維持向上させるため、地域の実情に応じた固有のまちづくり計画を策定する必要があります。
- 歴史的建造物に対する市民の関心が高まり、まちなみや周辺環境も含めた保存整備ならびに町屋の利活用が求められています。
- 城下町を中心とした重点区域は、彦根の中心市街地でもあり、歴史的な価値を生かした経済活動が進展することによって、歴史的風致の風化や滅失を防ぐ効果が求められています。
- 歴史的建造物の保存修理は、十分な調査を踏まえた整備が必要になります。

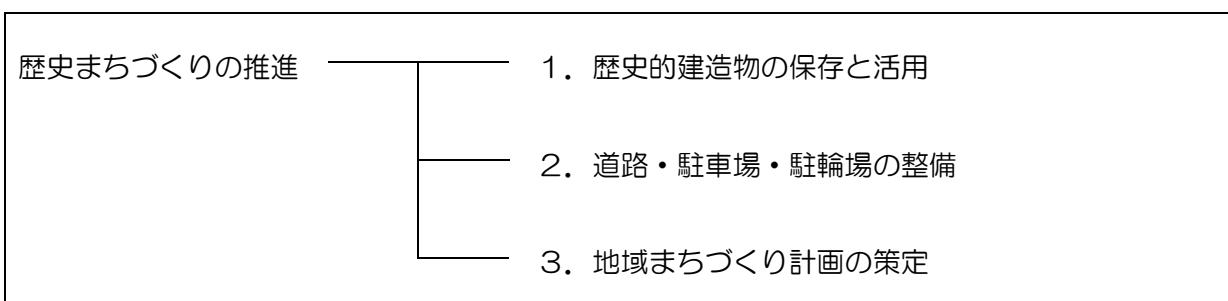
【めざす成果】

- ◆ 歴史まちづくりを実施することにより、市民の誇りとなるまちを実現することをめざします。
- ◆ 歴史的建造物の多くは、良好な歴史的風致を形成しており、歴史的風致形成建造物※の指定とその保存修理を行うことによって、貴重な歴史的風致が良好な形で後世に伝わることをめざします。
- ◆ 歴史まちづくりを推進することにより、彦根の魅力を高め、ひいては観光客が増加することをめざします。

第1部 基本政策の推進

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
22101	歴史的風致維持向上施設の整備件数	件	12	20	都市 計画課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 歴史的建造物の保存と活用（都市計画課、文化財課）

- 彦根の歴史的風致と調和した景観形成に努めるとともに、市民の様々な活動や憩いの場となるように歴史的建造物の保存修理と活用を推進します。
- 歴史的風致形成建造物について、歴史的風致が損なわれないよう建造物の価値に基づき適正な維持・管理に努めます。

2. 道路・駐車場・駐輪場の整備（生活環境課、観光企画課、都市計画課、交通対策課、道路河川課）

- 歴史的なまちなみの風情を色濃く發揮できるような、道路の修景や案内板の設置を実施します。
- 観光客に城下町特有のまち割りを体験してもらうため、レンタサイクル基地の整備や自転車エコストーションを設置するなど、パーク・アンド・バイクライト・システム（駐車場に自家用車を停めて、自転車に乗り換えるシステム）を推進します。

3. 地域まちづくり計画の策定（都市計画課）

- 地域固有の歴史的風致を今も色濃く伝えている地域について、歴史的風致を維持向上させるような地域独自のまちづくり計画を策定します。

(関連する個別計画)

彦根市歴史的風致維持向上計画（H20～H29年度）

【成果の達成に向けて…】

- 先人から受け継いだ歴史文化資産を活用し、地域固有のまちづくりが進展されることを期待します。
- 地域住民やまちづくりNPOなどが主体となって、整備の完了した歴史的風致形成建造物が一層活用されることを期待します。

2-3 文化財の保存と活用

2-3-1 文化財の保存と活用

【現状と課題】

- 彦根は、原始・古代から脈々と続く長い歴史と文化があり、江戸時代には譜代筆頭の井伊家の城下町として発展してきました。今日でも、先人達から受け継いだ豊かな文化財が存在します。しかし、それらの多くが今も市内に埋もれていると考えられ、廃棄や散逸を防ぎ、文化財として活用していく必要があります。
- 彦根市の歴史や文化に関する情報を収集し、市民に情報発信するため、集めた情報の管理体制および情報発信体制の整備を図る必要があります。
- 収集・収蔵している文化財の調査研究を進めるとともに、保存と活用を積極的に行う必要があります。また、収蔵スペースが限界となりつつあることから、新たな収蔵スペースを確保する必要があります。
- 特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園では、建造物の老朽化や石垣の崩落などが進んでいるため、保存・修理・整備を進め、文化財としての価値を維持するとともに、有効活用を図る必要があります。また、保存整備を図るため、公有地化を促進する必要があります。
- 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の文化財としての価値を維持するため、保存修理を図る必要があります。
- 佐和山城跡を適切に保存するため、国の史跡指定をめざした取組を推進していく必要があります。
- 史跡彦根藩主井伊家墓所や城下町の面影を色濃く残す足軽組屋敷の適切な保存活用を、所有者の理解と協力を得ながら図る必要があります。
- 伝統的建造物群保存地区の決定など、地域において育まれた歴史的環境に応じた整備を進めていく必要がありますが、空き家や居住者の高齢化など問題が山積しています。
- 地域に根ざした無形民俗文化財や伝統芸能を後世に継承していく必要がありますが、後継者が不足しています。
- 市内に存在する文化財への理解と認識を深めるため、展示や普及活動などの取組を進める必要があります。
- 文化財の適切な保存、管理および活用を図るため、老朽化が顕著になっている彦根城博物館の施設や設備の計画的な整備や改修が必要です。

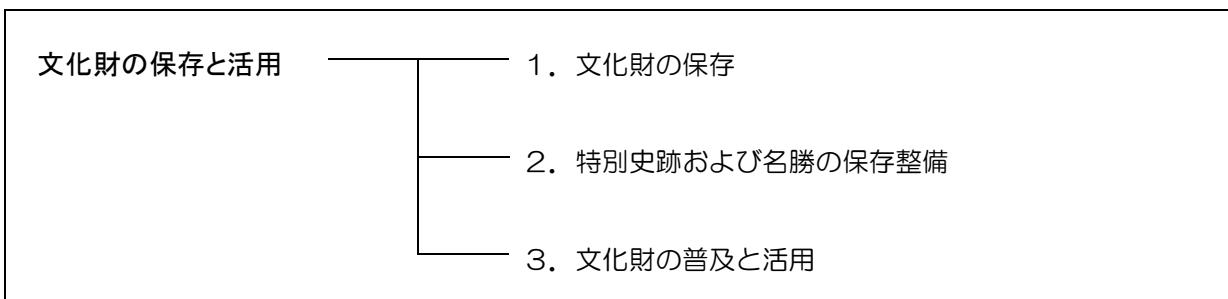
- 世界遺産※暫定一覧表に記載されている「彦根城」について、世界遺産登録をめざした取組をより一層推進していく必要があります。
- 彦根城博物館は、彦根屏風をはじめ井伊家に関わる古文書など、貴重な文化財を保存管理するとともに、これら文化財の調査・研究、展示を通して広く大名文化の公開を行っています。今後は、こうしたことの充実と併せて、設備などにおいても来館者のニーズに応えていく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 先人達から受け継いだ豊かな文化財を守り次世代に継承することにより、市民の郷土に対する理解と愛着が深まることをめざします。
- ◆ 市内に散在する多様な文化財の寄贈・寄託を受け、廃棄や散逸を防ぐことにより、文化財の保護と調査研究を図ることをめざします。
- ◆ 特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園など文化財の保存修理や整備を積極的に推進し、文化財を良好な形で後世に伝承することをめざします。
- ◆ 市民との協働により、歴史的な建造物やまちなみを生かしたまちづくりをめざします。
- ◆ 彦根城博物館や開国記念館などの展示収蔵施設の整備や改修を進め、文化財の適切な保存と活用をめざします。
- ◆ 出前講座などの啓発事業をとおして、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識の醸成をめざします。
- ◆ 「彦根城」の世界遺産登録を推進し、彦根城が世界の宝として保護・活用されることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
23101	市指定文化財の件数	件	84	91	文化財課
23102	出前講座の年間実施件数	件	86	96	文化財課 彦根城博物館
23103	彦根城博物館来館者の満足度	%	79	86	彦根城博物館

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 文化財の保存（文化財課、彦根城博物館、彦根城世界遺産登録推進課、都市計画課）

- 歴史的建造物をはじめとする指定文化財の保存修理を進めます。
- 歴史的建造物や佐和山城跡など未指定文化財の調査を進め、指定文化財を拡充します。
- 史跡荒神山古墳の保存整備に努めます。
- 開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査と遺跡の保護に努めます。
- 古文書等の調査を進め、散逸を防ぎます。
- 伝統的建造物群保存地区の決定など、城下町と宿場町のまちなみ整備に努めます。
- 市指定文化財旧井伊神社社殿の保存整備に努めます。
- 彦根藩井伊家文書などの修理を継続するとともに、貴重な文化財を数多く収蔵している彦根城博物館の計画的な整備や改修を進めます。
- 彦根城の世界遺産登録に向けた取組を推進します。
- 県内の歴史を総合的に展示・紹介する（仮称）県立歴史博物館を彦根市へ設置するよう県に強く要望していきます。

2. 特別史跡および名勝の保存整備（文化財課、彦根城世界遺産登録推進課）

- 特別史跡彦根城跡の石垣修理や樹木管理、重要遺構の測量調査などを進め、報告書を作成します。
- 特別史跡彦根城跡内に存在する天守や櫓などの国指定建造物について、保存活用計画を策定して保存整備と活用の指針を明確にします。
- 特別史跡彦根城跡を適切に保存・整備・活用するため、保存管理計画および整備基本計画の改訂を行います。
- 名勝玄宮楽々園の保存修理と復元整備に努めます。
- 名勝玄宮楽々園のうち、玄宮園の護岸整備、楽々園の歴史的建造物などの保存整備に努めます。
- 特別史跡彦根城跡の公有地化を進めます。
- 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の保存整備に努めます。

3. 文化財の普及と活用（文化財課、彦根城博物館）

- 文化財への理解と認識を深めるため探索ウォークや出前講座などを開催するとともに、メディアを活用した啓発、わかりやすい文化財の解説シートの配布および文化財説明板の設置に努めます。
- 歴史的建造物や史跡など指定文化財の公開と活用に努めます。
- 伝統芸能の保存と継承を支援するとともに、文化財ボランティアの育成を図ります。
- 資料調査を進め、彦根城博物館や開国記念館の展示の充実を図ります。
- 伝統芸能の公演などにより彦根城博物館能舞台等の活用に努めます。
- インターネット情報の国内外への発信に努めます。

(関連する個別計画)

特別史跡彦根城跡保存活用計画（H28年度～）

特別史跡彦根城跡整備基本計画（H5年度～）

名勝玄宮楽々園整備基本計画（H8年度～）

名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画（H15年度～）

【成果の達成に向けて…】

- 文化財の廃棄や散逸を防止し、活用していく必要があるため、市民や地域から文化財情報が提供されることを期待します。
- 地域の文化財は地域住民の手で守るという積極的な姿勢を期待します。
- 彦根城や彦根屏風などの文化財は彦根市のシンボルであり、彦根市民の宝として愛着をもって後世に守り伝えていく意識が向上されることを期待します。
- 市内には歴史的建造物が数多く残っており、保存・整備に対する市民等の理解と整備後の活用を期待します。
- 『新修彦根市史』を積極的に活用して、自治会での町史編さんや歴史を生かしたまちづくりが推進されることを期待します。
- 市の宝である「彦根城」の世界遺産登録に向けた市民等の支援と協力を期待します。

第3章 人権・福祉・安全

3-1 人権尊重のまちづくりの推進

3-1-1 人権尊重のまちづくりの推進

【現状と課題】

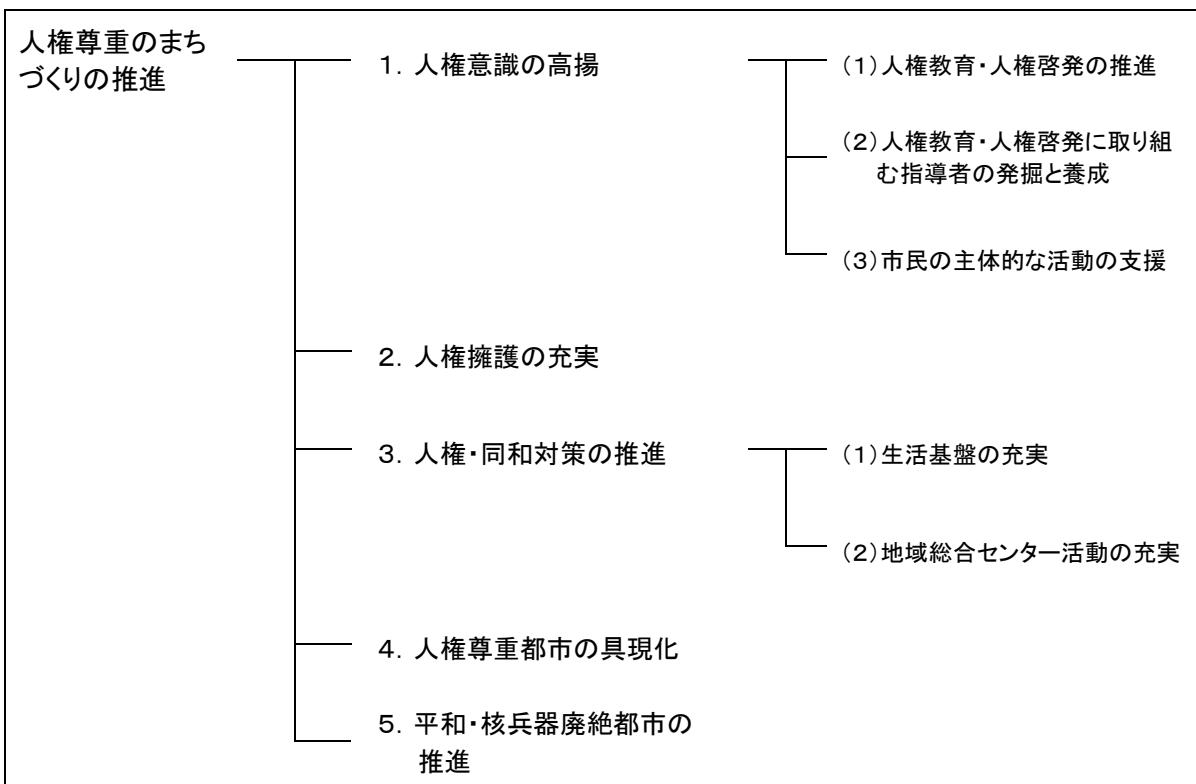
- 市民の人権意識は徐々に高まると同時に、人権問題に対する理解と認識は着実な広まりと深まりを見せてますが、一方、今なお誤った知識や偏見に基づく部落差別とともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する人権侵害が後をたたず、多くの課題を残しています。また、社会情勢の変化に応じて、新たな人権問題が発生しており、これらの様々な人権課題にも対応していく必要があります。
- 地域、学校、企業等において人権教育・人権啓発活動に取り組んでいますが、個人の感性や情操に訴えて日常生活の中に生かされるところまでの深まりや、自らの生き方に関わる自分自身の課題であると受け止められていない面があり、内容や手法の一層の工夫を図りつつ、人権教育・人権啓発を充実する必要があります。
- 幅広い人権教育・人権啓発を展開するためには、市民自らが企画し、呼びかけを行うといった自主的・主体的な参画を促進する必要があります。
- 市民ニーズに沿った柔軟な人権教育・人権啓発の展開が求められていることから、市民に身近な地域・企業等の中で、指導者として自発的に活躍できる力量を備えた人材を育成する必要があります。
- 人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受ける恐れのある人が、一人で悩むのではなく、身近なところで解決方策について、安心かつ容易に相談できる体制や支援体制の整備・充実を図っていく必要があります。
- 同和対策については、教育、就労などの分野においてなお課題が残されており、地域の状況や事業の必要性を的確に把握し、その解決に向けて取り組む必要があります。また、地域総合センターにおいては、住民交流を促進し、開かれた地域社会づくりに努めるとともに、教育・文化活動などの施策に加え、高齢者や障害のある人を対象とした福祉活動の充実に努めていく必要があります。
- あらゆる人権分野において、取り組むべき主要課題とその解決に向けた方向性を明らかにした「彦根市人権施策基本方針」の実現に向けて、総合的・重点的に取り組む必要があります。
- 世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、すべての人が、平和で、だれの命も大切にされる社会の実現に向けて、あらゆる機会を捉え、啓発活動に取り組む必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 市民一人ひとりの人権が尊重されることにより、様々な人権問題が解決され、誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らせるまちをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
31101	「人権のまちづくりフェスタ」の参加者数	人	850	1,500	人権政策課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 人権意識の高揚（人権政策課、幼児課、障害福祉課、人権教育課、生涯学習課、人事課）

(1) 人権教育・人権啓発の推進

- 市民一人ひとりの人権意識の高揚と人権の意義や価値について理解を深め、あわせて全ての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるため、地域、家庭、職場、学校などあらゆる場や機会をとらえた人権教育・人権啓発を推進します。
- 人権教育を学校・園の全教育活動に明確に位置づけ、保・幼・小・中学校（園）の緊密な連携のもと、様々な人権問題に対する正しい理解・認識を培い、個々の人権感覚を高め、具体的な人権尊重の実践的態度や課題解決のために行動する力の育成に努めます。
- 社会教育関係団体等を対象に、様々な人権問題の解決に向けた人権研修を支援し、指導者の育成や資質の向上を図るための教育・啓発活動を展開します。
- 市民の年齢層や生活様式に応じた人権教育・人権啓発の手法や内容を取り入れます。
- 人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって職務を遂行するとともに、あらゆる場面で人権教育・人権啓発を推進する役割を担うことができるよう、研修機会の充実に努めます。

(2) 人権教育・人権啓発に取り組む指導者の発掘と養成

- 市民ニーズに沿った柔軟な人権教育・人権啓発を展開するため、市民に身近な地域や企業の中で、自発的に人権教育・人権啓発を推進するリーダーの発掘や、人権教育・人権啓発を効果的に推進するために重要な役割を果たす専門的な指導者の養成に取り組みます。
- 指導者の発掘や養成に向け、彦根市人権教育推進協議会や滋賀人権啓発企業連絡会彦根ブロックなどの人権教育・人権啓発に関する諸団体との連携や支援に努めます。

(3) 市民の主体的な活動の支援

- 市民自らが人権教育・人権啓発事業を企画し、市民に呼びかけを行うなど、各種団体等による自主的・主体的な取組を支援します。
- 市民の自主的・主体的な取組を進めるため、様々な団体等に対して積極的に情報を提供できるよう、人権教育・人権啓発に関する情報収集や提供機能の充実に努めます。

2. 人権擁護の充実（人権政策課）

- 市民が人権侵害等に直面したとき、自らが主体的に解決できるよう、人権擁護に関する様々な支援情報を収集し、効果的な情報提供に努めます。
- 市民の様々な人権に関わる相談に対し、的確な助言や指導ができるよう、相談員等の資質の向上や相談機能の充実に向けて、各種研修会等を実施します。
- 国における人権救済に関する法整備の動向を注視しながら、市民が安心・信頼し、気軽に相談できる体制や支援体制の充実に向け、国や県等の専門機関と密接な連携を図ります。

3. 人権・同和対策の推進（農林水産課、地域経済振興課、人権・福祉交流会館、広野教育集会所）

(1) 生活基盤の充実

- 地域内の中小企業の経営基盤の安定と農林水産業の振興が図られるよう、積極的な支援に努めます。

- 経済的基盤の安定を図るため、職業相談事業等の安定就労に向けた取組を進めます。

(2) 地域総合センター活動の充実

- 住民の自主的な活動を通じて、人材の育成に努めるとともに、自治意識・連帯意識の更なる高揚を図り、明るいまちづくりを推進します。

- 児童生徒の学力向上や進路指導の充実、教育環境の整備を図るため、学校、家庭、関係機関が連携し教育水準の向上に努めるとともに、文化祭や各種講座を開催することにより、仲間づくり、人づくりを推進し、地域の自主的な活動を通じて文化活動を充実します。

- 地域総合センターを、住民福祉の向上ならびに人権啓発、住民交流の拠点施設となるコミュニティセンターとして位置づけ、障害のある人および高齢者等に対して、創作、日常生活訓練等の講座を開催することにより、自立の助長・生きがいの高揚を図ります。

4. 人権尊重都市の具現化（人権政策課）

- 「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向けて、「彦根市人権施策基本方針」に掲げる諸施策を総合的に推進します。

5. 平和・核兵器廃絶都市の推進（総務課）

- 平和の尊さを市民一人ひとりが認識するため、「核兵器廃絶都市宣言」に基づく啓発活動を推進します。

（関連する個別計画）

彦根市人権施策基本方針（H21年度～）

【成果の達成に向けて…】

- 様々な人権問題は社会全体の課題であり、市民一人ひとりが自らの課題として捉え、人権のまちづくり懇談会の開催や企業研修の実施等について、市民・各種団体がより積極的に取り組まれることを期待します。
- 福祉をはじめ様々な分野に及んでいるNPOやボランティア団体の活動が、人権問題への取組にも拡大されることを期待します。

3-2 男女共同参画社会の推進

3-2-1 男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

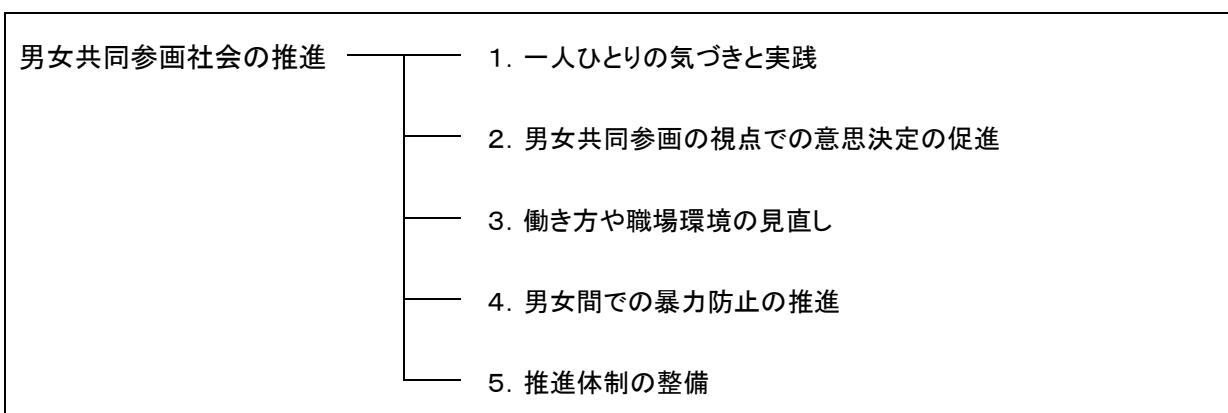
- 「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分業意識が依然として残っており、家庭、地域社会、職場、学校等で男女共同参画の取組を進める必要があります。
- 男女どちらか一方に偏ることなく社会に意見を反映させるため、各種審議会などの委員の選考に当たっては、男女比率に配慮する必要があります。
- 様々なハラスメント※やドメスティック・バイオレンス※などが顕在化しており、男女間の暴力防止に向けた啓発と、相談事業を充実し、関係機関との連携を強化する必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 性別を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、共に支え合う男女共同参画社会をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
32101	市の審議会等における女性委員の割合が 40~60%である審議会等の割合	%	29	60	人権 政策課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 一人ひとりの気づきと実践（人権政策課）

- 性別にとらわれず、男女が共にその個性と能力を発揮できるよう、教育・啓発の充実を図ります。

2. 男女共同参画の視点での意思決定の促進（人権政策課）

- 地域や社会を見直していくため、意思決定の場などに女性の参画が進むよう働きかけます。

3. 働き方や職場環境の見直し（人権政策課）

- 男女が共に能力を発揮できる働き方や職場づくりを見直していくため、事業所・団体等への啓発を図ります。

4. 男女間での暴力防止の推進（子育て支援課）

- 男女間のあらゆる暴力をなくすため、啓発や相談事業を進めます。

5. 推進体制の整備（人権政策課）

- 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制を整えるため、男女共同参画計画に基づき、市、市民、事業者等の協働を進めます。

（関連する個別計画）

彦根市男女共同参画計画（H23～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 市民、事業者などで物事を決めるときに、男女が共に参画されることを期待します。
- 仕事と家庭の両方を大切にされ、男女が共に能力を発揮できる職場環境がつくられることを期待します。
- 男女間のあらゆる暴力がなくされることを期待します。
- 男女共同参画社会へ向け、地域や企業・団体などで具体的に取り組むための方針や体制がつくられることを期待します。

3-3 多文化共生のまちづくりの推進**3-3-1 多文化共生のまちづくりの推進****【現状と課題】**

- 外国人住民も地域社会の構成員であるとの考え方には、市民にとってまだまだ一般的なものとなっていないことから、多文化共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。
- 外国人住民の中には、言語や生活習慣の違いに起因する問題に直面している世帯もあるため、外国人住民の生活を支援する体制づくりが必要です。
- 外国人住民の親子の間で、言語（母語）によるコミュニケーションができないという状況に悩みをもつ世帯もあるため、言語の学習を支援する活動を進める必要があります。
- 窓口への通訳配置、行政資料の多言語化など外国人住民への行政サービスを行ってきましたが、需要に応えきれていません。外国人住民に向けた情報提供の充実が必要です。
- 外国人児童生徒に対する、さらなる日本語指導や相談活動の充実を図る必要があります。
- 社会のグローバル化により、異なる文化との共存や国際協力の推進が求められる中、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする教育活動を進める必要があります。
- 外国人住民、日本人住民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業等各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「彦根市多文化共生推進プラン（指針）」に沿って効果的に事業を遂行する必要があります。

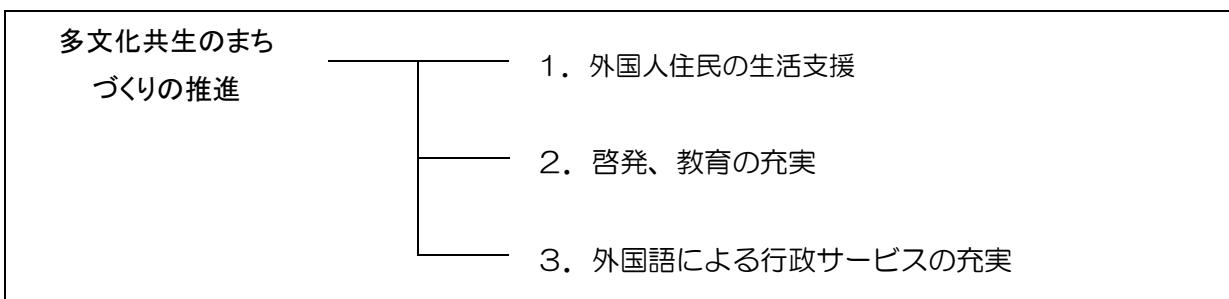
【めざす成果】

- ◆ 市民一人ひとりが、国籍や民族などによる文化的違いや多様な価値観を認め合いながら、共に安心して暮らすことができる多文化共生社会をめざします。
- ◆ 外国人住民も地域社会の構成員であるとの認識が広がることで、市民一人ひとりが多文化共生意識を持ち、共に協力し、共にいきいきと活躍できる地域づくりをめざします。
- ◆ 外国人住民を支援するサポーターの登録を増やし、言語や生活習慣の違いによる様々な問題について支援するしくみを構築し、外国人住民がより暮らしやすくなることをめざします。

指標	番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課

			H25年度	H32年度	
33101	多文化共生センター登録者数	人	30	100	人権政策課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 外国人住民の生活支援（人権政策課）

- 外国人住民および関係者との連携を密にし、変化し続ける需要に即応した対策がとれる体制を整えます。

2. 啓発、教育の充実（人権政策課、学校教育課）

- 外国人住民に対する差別や偏見をなくすとともに、多様な背景をもった人々がそれぞれの文化を認め尊重しつつ、ともに暮らす社会をめざすための啓発、教育を充実します。

3. 外国語による行政サービスの充実（人権政策課）

- 言葉の壁による行政サービス格差を解消するため、外国人住民への情報提供を充実します。

【成果の達成に向けて…】

- 外国人住民を支援するボランティア活動に市民等が参加されることを期待します。
- 異文化への理解を深め、外国人に対する差別をなくし、共存されることを市民等に期待します。
- 外国人住民を自治会等の構成員として迎え入れられることを期待します。
- 外国人労働者の安定的な雇用に努められることを期待します。

3-4 支え合い社会の推進

3-4-1 支え合いのまちづくりの推進

【現状と課題】

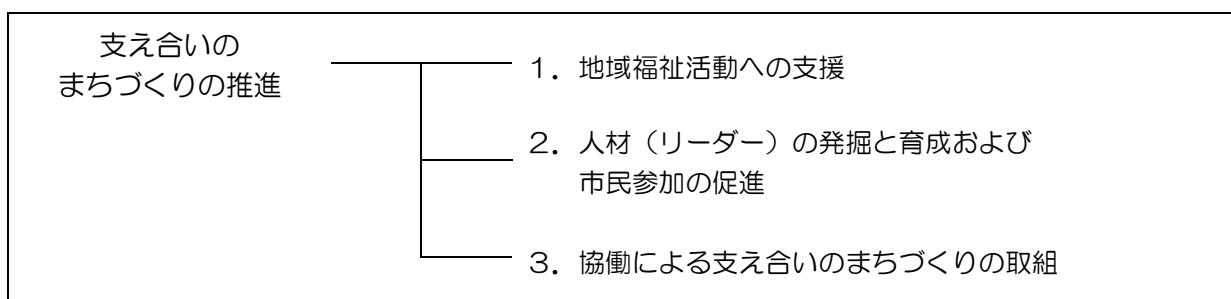
- 少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などで地域での人のつながりが希薄になってきている中にあって、行政や民間団体、ボランティア団体、NPOなど（以下「福祉関係団体等」という。）による公共的および公益的なサービス等の充実とともに、福祉関係団体等による地域福祉活動の推進が求められています。また、市民の主体的な自助と住民同士が互いに支えあい、助けあえる意識を醸成していく必要があります。
- 地域福祉活動など社会福祉の推進を図る役割を担う社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）には、自治会、学区（地区）社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携した市民参加による地域福祉活動を促進していくサポート機能の強化とともに、主体的に地域福祉活動を展開していただくことが求められているところで、活動等を支援していく必要があります。
- 高齢者、障害のある人、ひとり親家庭への援護に加え、育児不安、ひきこもり等の社会的孤立による困窮、児童虐待、自殺、詐欺被害などの市民生活の問題が複雑化する中、地域における身近な相談役としての役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援していく必要があります。このため、民生委員児童委員協議会や彦根市民生委員児童委員協議会連合会が自治会や福祉関係団体等、市社協と協働して取り組む地域福祉活動を支援する必要があります。
- 要介護者や障害のある人などの要配慮者で、災害時に何らかの避難支援が必要な人々に対する地域での避難支援が進むよう災害時避難行動要支援者支援制度を推進し、地域での防災、減災の仕組みづくりに努める必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 平成23年度（2011年度）末に策定した彦根市地域福祉計画は、行政や福祉関係団体等による公的サービスの適切な提供や住民参加による地域福祉活動の推進とともに、地域住民等を主体とした支えあい、助けあいの地域づくり、住民相互で自分ができること、助けて欲しいことが分かり合える関係づくりについてまとめたものです。福祉分野の各計画とともに、本計画の理念である市民一人ひとりが安心して地域で過ごせるまちの実現をめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
34101	いきいき安心推進事業開催回数	回	364	400	社会福祉課
34102	災害時避難行動要支援者登録者数	件	2,101	4,900	社会福祉課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 地域福祉活動への支援（社会福祉課）

- 彦根市地域福祉計画に基づき市民の福祉に対する理解を深め、地域福祉活動の活性化や育成を支援します。
- 彦根市災害時避難行動要支援者支援制度への登録推進を図るとともに、災害時等における避難行動要支援者に対する避難支援等が、自助・共助を基本に地域で支援できるよう自治会・自主防災組織などに働きかけます。

2. 人材（リーダー）の発掘と育成および市民参加の促進（社会福祉課）

- 市民のボランティア活動に対する関心を高め、地域住民等の参加による地域福祉の推進に努め、福祉関係団体等の協力を得ながらキーパーソンの発掘や人材の育成が図れるよう努めてまいります。

第1部 基本政策の推進

3. 協働による支え合いのまちづくりの取組（障害福祉課、健康推進課、社会福祉課他関係課）
 - 協働による支え合いのまちづくりの取組として、自殺や犯罪のない明るい社会を実現するため、地域福祉を推進する市社協や彦根市民生委員・児童委員協議会連合会、彦根保護区保護司会、精神医療機関などの関係機関と行政との連携強化を図り、地域福祉を担う地域住民や地域団体等と協働した支えあい・助けあいのまちづくりを推進します。
 - 広報や啓発活動、人材の確保や養成、相談支援体制を整備することにより、自殺対策や更生保護対策を推進します。

（関連する個別計画）

彦根市地域福祉計画（H24～H28年度）

【成果の達成に向けて…】

- 住民同士が地域にある問題を自分自身の問題として捉え、地域の人たちとの交流を図りながらお互いに理解を深め、共に支えあえ、助けあえる関係や仕組みを築かれることを期待します。
- 安否確認の声かけや高齢者・障害のある人・子ども等への見守り活動を通じて、身近な隣近所でのつながりの関係づくりが進むことを期待します。
- 市社協が主体的に地域福祉活動を実施され、自治会、福祉関係団体等と連携しながら地域ごとの問題に応じた住民参加の仕組みづくりを活発化されることを期待します。
- 福祉関係団体等の地域福祉活動の過程において、地域の人材育成が図られていくことを期待します。
- 地域住民や自治会と民生委員・児童委員、学区（地区）社会福祉協議会、市社協、福祉関係団体等の様々な地域福祉を担う主体同士が互いにつながりを持ち、日常的な協力関係が築かれることを期待します。

3-4-2 障害者（児）福祉の推進

【現状と課題】

- 障害のある人や障害のある子どもの数の増加、障害のある人の高齢化、障害程度の重度・重複化等が進む中、障害の状況等に応じたきめ細かな各種福祉サービスを提供していく必要があります。
- 障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立と社会参加の支援等として、就職や職場定着に向けた支援や外出のための移動支援、また、スポーツ・レクリエーション・文化活動の場を提供していくことが求められています。
- 障害のある人に対する生涯を通じた支援が求められていることから、障害のある子どもの早期発見・早期療育に始まり、人生の各段階において適切な支援が行えるよう、総合的な支援体制を整備する必要があります。
- ノーマライゼーション※の理念のもと、福祉施設や病院から地域へ障害のある人の生活の場の移行が求められているため、障害および障害のある人への理解と認識を高めるとともに、生活環境を整備していく必要があります。
- 平成28年（2016年）4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に的確に対応していく必要があります。

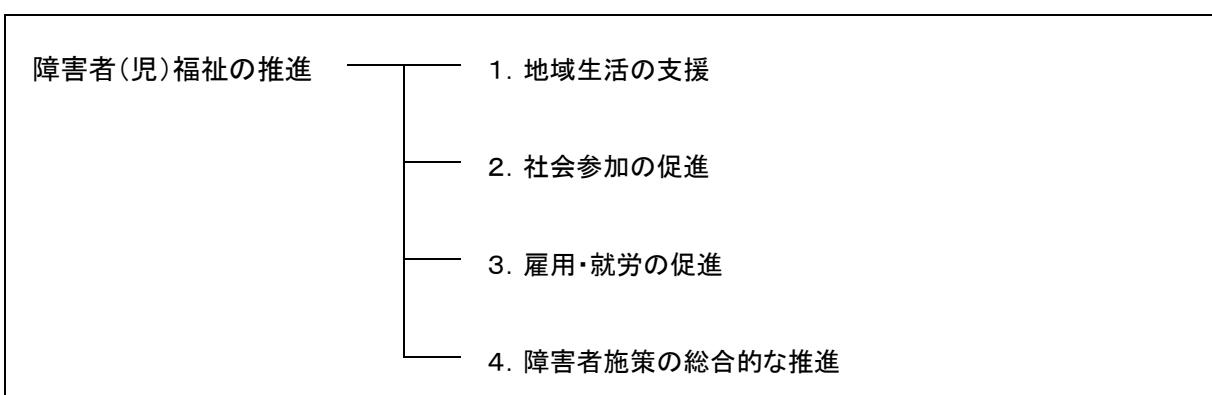
【めざす成果】

- ◆ 障害のある人の尊厳と権利を保障され、地域社会の中で自分らしく生きることができるまちをめざします。
- ◆ 障害の有無に関わらず、教育、保健・医療、福祉、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせ、誰もが支えあい、共生できるまちをめざします。

第1部 基本政策の推進

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
34201	働き暮らし応援センター支援の新規就労者数	人/年	52	87	障害福祉課
34202	湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所数	箇所	7	16	障害福祉課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 地域生活の支援（障害福祉課、発達支援室）

- 障害のある人の生活の質的向上を図るため、福祉サービスの内容や供給体制の充実、社会基盤の整備を図ります。
- 重度・重複障害（特に高い医療的ケアの必要なものを含む）、強度行動障害、発達障害、難病などの様々な障害のある人や障害のある子ども、その家族への相談や支援等の施策を推進します。
- 障害のある人らが生活全般に関わる事項について気軽に相談できるよう、体制の充実を図ります。

2. 社会参加の促進（障害福祉課）

- 障害のある人がスポーツや文化、レクリエーション活動に親しみ、生きがいが持てるよう、環境整備を図ります。
- 障害のある人の移動や外出を支援し、社会参加を促進します。
- 視覚障害や聴覚障害のある人の情報収集やコミュニケーション手段の確保を図ります。

3. 雇用・就労の促進（障害福祉課）

- 障害者雇用を促進するとともに、福祉的就労の充実を図ります。
- 一般就労が困難な障害のある人に対する就労・職場定着のための支援体制の充実を図ります。

4. 障害者施策の総合的な推進（障害福祉課、庁内各課）

- 障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的に行うため、総合計画に即した「障害者計画」を策定し、着実な実施を図ります。
- 彦根市、愛知郡、犬上郡を単位として、県の各機関や近隣町、障害福祉サービス事業所、障害者団体等と連携し、福祉・保健・医療・教育・就労等に関する各種障害福祉サービスの総合的な調整・推進を図ります。
- 障害のある子どもやその疑いのある乳幼児に対する早期発見、相談、早期療育の充実をはじめ、生涯を通じて適切な支援が行えるよう総合的な支援体制の整備推進を図ります。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に的確に対応していくため、全庁的な対応や体制整備を図ります。

（関連する個別計画）

ひこね障害者まちづくりプラン（H24～H29年度）

第4期彦根市障害福祉計画（H27～H29年度）

【成果の達成に向けて…】

- 障害および障害のある人への正しい理解と認識を高め、障害の有無に関わらず、みんなで支え合い、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組まれることを期待します。
- 障害者雇用の促進に努められることを期待します。

3-4-3 高齢者支援の推進

【現状と課題】

- 平成23年（2011年）3月末では20.1%であった高齢化率が平成26年（2014年）3月末では22.1%となっており、今後も高齢化率は上昇していくと予測されます。さらに、日本経済を担ってきた「戦後の第一次ベビーブーム世代」（昭和22（1947年）～24年（1949年）生まれの、いわゆる「団塊の世代」）といわれる人たちが65歳を迎え、退職者の新たな就労や社会参加が期待されるとともに、誰もが健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を図ることが課題となっています。
- 全国の認知症高齢者数は、平成22年（2010年）の国の報告によると65歳以上の15%にあたる約439万人と推計されています。また、正常でもない、認知症でもない（正常と認知症の中間）状態の人、いわゆるMCI有病者数が380万人との推計値が発表されました。認知症対策は、本市におきましても、最重要課題として位置付け、早期発見・早期受診の医療体制の充実、認知症という病気の普及啓発、見守りなどの生活支援の充実など、体制整備の構築を図っていく必要があります。
- 介護現場の人材不足は深刻となっており、介護サービス利用者にとって質の高いサービスを提供するためには、地域の特色を踏まえた細やかな人材確保の取組を進めていく必要があります。
- 本市の居宅支援サービスのあり方は、在宅介護を中心としながら、施設介護がこれを支える形で充実を図っていくものとしています。このため介護保険制度の保険者として各種サービスの確保および質の向上を図る必要があります。
- 従来より収納率の向上に努めてきましたが、介護保険制度の持続可能性および公平性の観点から、引き続き保険料の収納率向上を図っていく必要があります。

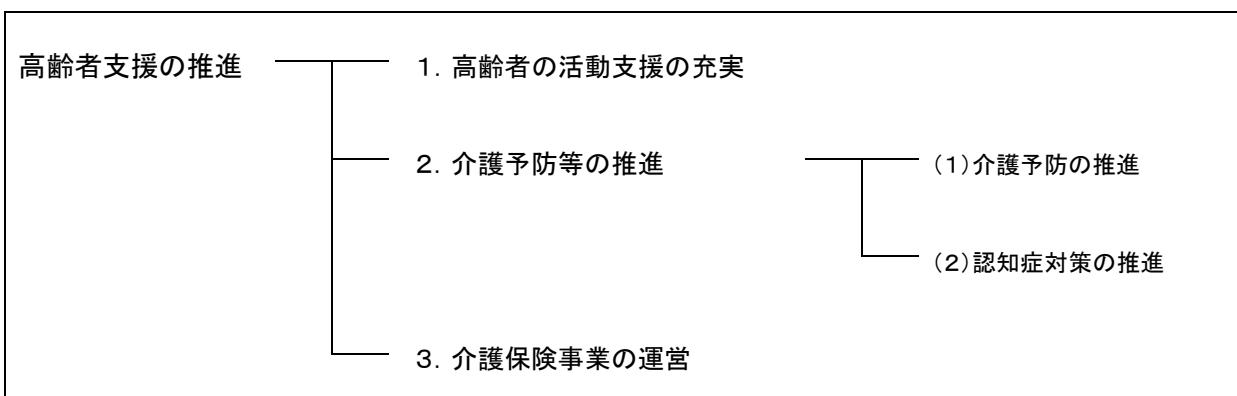
【めざす成果】

- ◆ 地域での支え合い活動を支援し、地域住民による自主的な健康づくり活動や認知症を理解するための取組を推進することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりをめざします。
- ◆ 各種地域密着型サービス※のさらなる基盤を確保し、良質なサービスが提供されるようケアマネジャー※等介護職員の質の向上を図るなど、良質な介護サービスが提供されることをめざします。

- ◆ 高齢者のニーズに応じて、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供し、24時間365日を通じた対応を可能とする地域の仕組みや体制を作り上げることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
34301	シルバー人材センター登録者の割合 (65歳以上の人口)	%	3.9	4.3	介護福祉課
34302	65歳以上人口に対する 要介護等認定者※数の割合	%	16.8	19.0	介護福祉課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 高齢者の活動支援の充実（介護福祉課）

- 援護を必要とする高齢者等の在宅での生活を容易にするため、安全、安心な暮らしができるよう支援施策の充実に努めます。
- 高齢者が個々の知識と技能を生かして、地域づくり、地域支えあいの重要な担い手として、健康で生き生きと活動できるよう、その支援と仕組みづくりに努めます。

2. 介護予防等の推進（医療福祉推進課）

(1) 介護予防の推進

- 国が進める介護保険制度の中で、介護が必要となることを防止し、介護が必要となった場合においても状態が悪化しないようにするとともに、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

第1部 基本政策の推進

(2) 認知症対策の推進

- 地域社会の認知症に対する正しい理解を高めるために認知症サポーター※を養成するとともに、認知症の予防、重度化の防止、適切な介護および介護者など周囲への助言等の支援を行います。

3. 介護保険事業の運営（介護福祉課、保険料課）

- 国の定める方針に基づく高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により、介護保険サービス施設の整備に努めます。
- 国の定める指針に基づき、不足する介護職の人材確保と入職者の定着率向上に努めます。
- 介護保険法に基づく介護保険制度の安定運営のため、保険料の収納率向上、給付の適正化を図り、財政運営の健全化に努めます。

（関連する個別計画）

彦根市高齢者保健福祉計画（H12年度～）

介護保険事業計画（H12年度～）

ひこね元気計画21（第2次）（H26～H30年度）

【成果の達成に向けて…】

- 元気で活動的な地域社会の担い手として、市民等が各種団体活動に積極的に参加されるとともに、地域で支え合う関係を築かれることを期待します。
- 各種介護予防教室等への積極的な参加により元気な高齢者が増えることを期待します。
- 認知症の人と家族を応援する認知症サポーターが増えることを期待します。
- 介護事業者が職員の研修を積極的に行うなど人材の育成に努められ、介護サービスの質の向上に向けた種々な取組が行われることを期待します。
- 介護保険は公費と保険料を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを受けられるように、介護保険料を必ず納められるよう期待します。

3-4-4 生活支援体制の充実

【現状と課題】

- 全国的・全県的に生活保護世帯（者）が増加している中にあって、本市においても生活保護の相談・申請件数は高い水準で推移しています。このため、初期の相談体制の整備や被保護世帯への訪問活動、被保護世帯（者）ごとの自立の助長等の業務遂行は重要です。このため、初期の相談に対応し、相談者が抱える問題等を分析し、生活保護申請だけでなく、必要なサービスにつなげる業務や助言等を担当する面接相談員を配置するとともに、被保護者の状態に応じた就労支援業務を担当する就労支援員、就労意欲が減退した者や長期間就労から遠ざかっている者などの就労意欲を喚起する就労意欲喚起支援員、被保護世帯（者）に活用できる社会保障制度や他の法律、施策によるサービス等を見出し、これらの制度につなげていく制度活用支援員、被保護世帯の中学生等の学習の習慣化や学力向上を支援する学力向上センターを配置し、生活保護担当ケースワーカー※の支援業務と連動させることで、被保護世帯（者）の自立の助長を促進し、生活保護制度の適正実施を図っていくことが必要です。なお、生活保護制度の適正実施には、各支援員および配置基準に基づくケースワーカーの適正配置は重要です。
- 今日、相談者の多くは、経済不況による離職者だけでなく、傷病や離婚等による生活困窮世帯も増えており、その背景に年金などの社会保障制度の問題、扶養関係の希薄化や多重債務、消費生活の問題など多様な要因を抱えています。生活保護制度は、自身が持てる能力の発揮や他法他施策の活用など、社会保障制度をはじめ、他の制度がそれぞれ機能していることを前提とし、それらの制度では支えることのできない人の最低限度の生活を保障するもので、国においてはセーフティネット支援対策等の事業によって制度の適正実施や体制整備等が図れるよう行政支援が実施されてきました。また、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、各自治体では生活保護に至る前の段階から生活困窮者を支える相談支援体制等の整備が求められており、行政機関内の横断的な体制整備と生活困窮者が活用できる雇用、社会保障制度などをはじめ各分野における社会資源との連携や開拓が必要となっています。

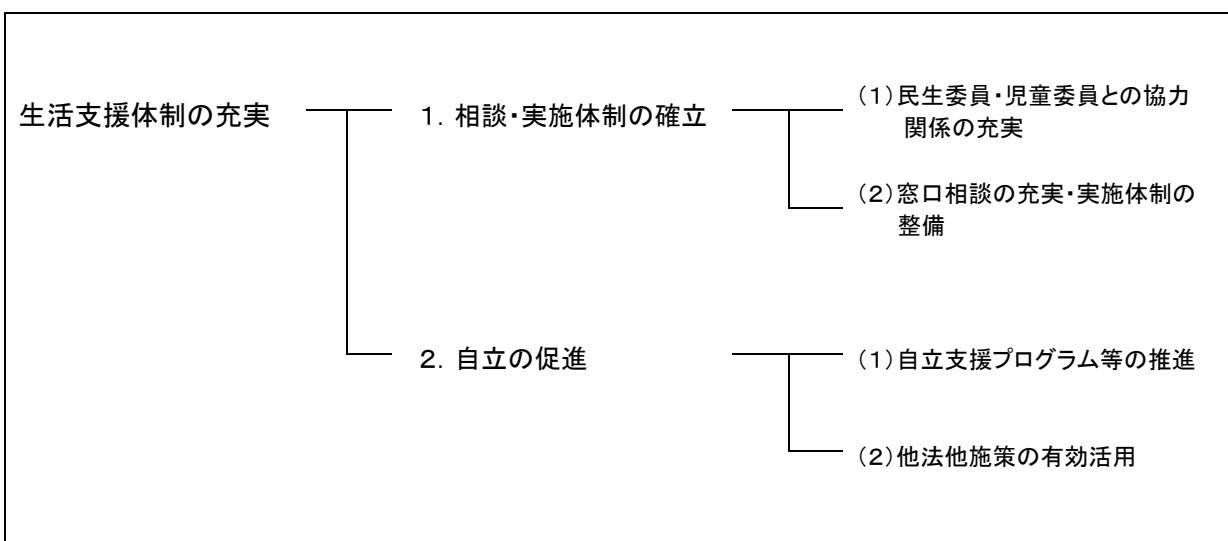
【めざす成果】

- ◆ 生活困窮に陥った世帯に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長していきます。そのために必要な面接相談員等の専門職の配置を継続し、被保護世帯（者）への適正なケースワークの実施と自立支援体制を整備していきます。また、生活困窮者自立支援法の施行により、生活に困窮する者に対し、公的サービスや消費生活等の様々な角度、多様な分野から生活困窮の要因を分析し、消費生活や就労・学習支援等を相談者の状態や状況に応じて総合的・計画的に提供していくような体制の整備と関係機関等の連携を図り、市民が安心した生活を送れることをめざします。

第1部 基本政策の推進

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
34401	訪問達成率	%	83	100	社会福祉課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 相談・実施体制の確立（社会福祉課）

(1) 民生委員・児童委員との協力関係の充実

- 相談者等への対応と支援を図るため、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員との連携に努めます。

(2) 窓口相談の充実・実施体制の整備

- 被保護世帯への訪問で、世帯の自立計画を世帯員とケースワーカーとともに立て、自立に向けた取組を行います。
- 日々変化する福祉制度等に適切に対応できるよう関係機関との連携や合同研修会を開催し、専門的知識の習得に努めます。
- 生活保護制度および生活困窮者自立支援の個々に対応できる相談支援体制の整備に努めます。

2. 自立の促進（社会福祉課）

（1）自立支援プログラム等の推進

- 被保護世帯の抱える問題や自立を阻害している要因を把握し、公共職業安定所（ハローワーク）、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会、医療機関等と連携し、就労支援員による就労支援プログラム等の推進により自立意欲を高めることで、世帯の早期自立を図ります。

（2）他法他施策の有効活用

- 被保護世帯への訪問で、世帯の自立計画を世帯員とケースワーカーとともに立て、自立に向けた取組を行います。
- 国が実施する離職者に対する支援策、各種年金・手当、福祉サービス等、他法他施策を活用するとともに、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸付制度を利用することで、世帯の実情に合った自立支援を図ります。

【成果の達成に向けて…】

- 行政が整備する制度だけではなく、ボランティアとしての支援、就職先としての仕事の提供、居場所づくりなど、身近なところでの生活困窮者への支援を期待します。

3-4-5 医療保険事業の充実

【現状と課題】

- 高齢化の進行や医療技術の高度化などにより医療費が年々増大しています。国民健康保険制度は、他の医療保険と比較して高齢者や低所得者など保険料の負担能力が低い人の加入割合が高いことに加え、失業による一時加入者の増加など構造的な問題を抱え、事業の運営は厳しさを増してきています。健全な運営を図っていくため、保険料収納率の向上や医療費適正化事業とともに、生活習慣病の予防に着目した特定健診、特定保健指導の実施などの被保険者の健康の保持増進に向けた保健事業の推進を図っていく必要があります。さらに、これらの健康・医療情報の分析に基づく効果的かつ効率的な保健事業実施計画（データヘルス計画）の作成・公表、事業実施、評価等に取り組んでいく必要があります。
- 平成20年（2008年）4月に創設された後期高齢者医療保険制度については、引き続き滋賀県後期高齢者医療広域連合の一員として、窓口業務や、保険料の公平な賦課と徴収に努める必要があります。
- 国において社会保障制度改革が進められている中で、国民皆保険を堅持し、持続可能な医療保険制度としていくために、平成27年（2015年）5月に成立した改正国民健康保険法においては、平成30年度（2018年度）から財政運営責任主体を都道府県へ移行し、県と市が共同で国保運営を行うこととなっており、適切な役割分担を行い安定した仕組みとしていく必要があります。
- 医療費の高騰や医療技術の高度化により、医療費負担は家計の中に重くのしかかっています。このような中、重度心身障害者や低所得高齢者、ひとり親家庭等の社会的、経済的に弱い立場にある方々の経済的負担の軽減に対する要望は強く、福祉医療費助成制度の継続的、安定的な運営に努める必要があります。

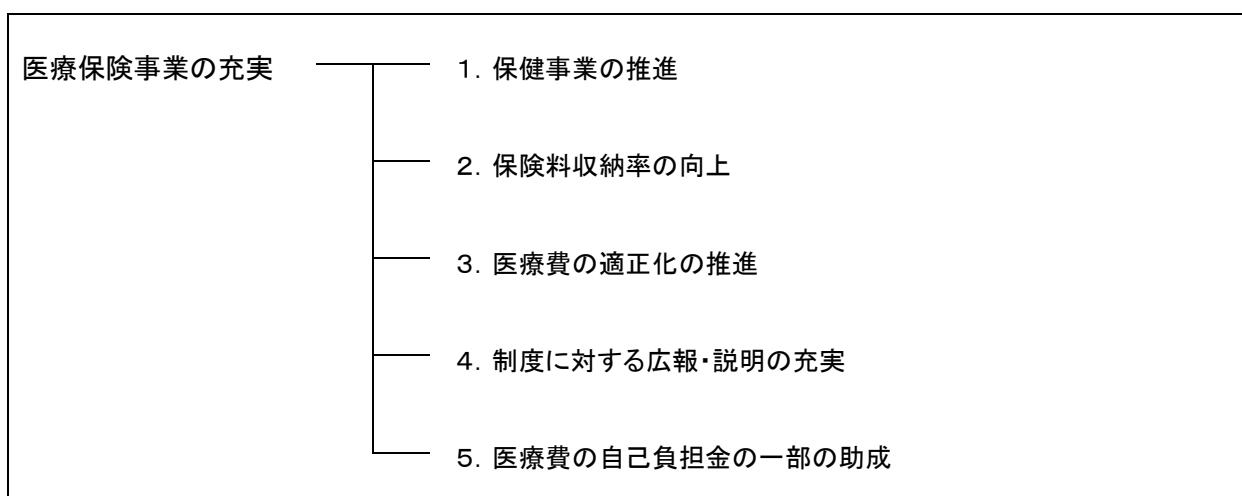
【めざす成果】

- ◆ 国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担う制度として、市民の医療を確保し、健康の保持増進が図られることをめざします。
- ◆ 国民健康保険の運営が平成30年度から都道府県と市町村の共同運営となることから、県と市において適切な役割分担を行い安定した仕組みとすることをめざします。
- ◆ 高齢者の医療保険制度に対する正しい理解と制度の安定運営を図り、高齢者が安心して医療を受けられる環境をめざします。

- ◆ 県や市が福祉医療費助成制度の安定的な運営に取り組むことにより、社会的、経済的に弱い立場にある重度心身障害者や低所得高齢者、ひとり親家庭の方々が、経済的な不安を抱えることなく、安心して医療が受けられる環境をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
34501	特定健診の受診率	%	30.2	60.0	保険年金課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 保健事業の推進（保険年金課・健康推進課）

- 健康・医療情報の分析に基づく、PDCA マネジメントサイクル※に沿った保健事業実施計画（データヘルス計画）を作成し効果的・効率的な事業実施に努めます。
- 国民健康保険被保険者等の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携を図りながら特定健診や病気の早期発見のための取組を推進するとともに、特定保健指導や適正受診等の指導に努めます。

2. 保険料収納率の向上（保険年金課）

- 国民健康保険事業の健全で安定した運営を維持するうえで、口座振替やコンビニエンスストア納付等の納付環境の整備による自主的な納付を推進するとともに、被保険者負担の公平性の見地からも適切な滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。

第1部 基本政策の推進

3. 医療費の適正化の推進（保険年金課）

- 国民健康保険に係る診療報酬明細書の点検調査の充実を図り、多受診・重複受診者の防止に努め、ジェネリック医薬品※の普及・啓発に努めるとともに、医療費の動向等を把握、分析し、医療費適正化に向けて取り組みます。

4. 制度に対する広報・説明の充実（保険年金課、保険料課）

- 医療保険を正しく理解していただくため、制度内容の広報に努め、被保険者やその家族に制度内容をわかりやすく説明します。また、新たな制度についても、適切な広報に努めます。

5. 医療費の自己負担金の一部の助成（保険年金課）

- 保険診療の自己負担金の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めます。

（関連する個別計画）

保健事業実施計画（データヘルス計画）（H27～H29年度）

第5次彦根市国民健康保険事業中期計画（H26～H30年度）

第2期彦根市特定健康診査等実施計画（H25～H29年度）

【成果の達成に向けて…】

- 健康に対する意識を高め、疾病の予防に努めるために毎年、特定健診を受診するとともに「健康づくり」に市民等が積極的に参加されることを期待します。
- 国民健康保険制度、高齢者の医療制度の今後の安定的な運営のため、制度の正しい理解と協力を市民等に期待します。
- 福祉医療費助成制度は、社会的経済的に弱い立場にある方々の医療費を助成することから、対象者などに所得制限があることを理解されるよう期待します。

3-5 保健・医療の充実**3-5-1 健康づくりの推進****【現状と課題】**

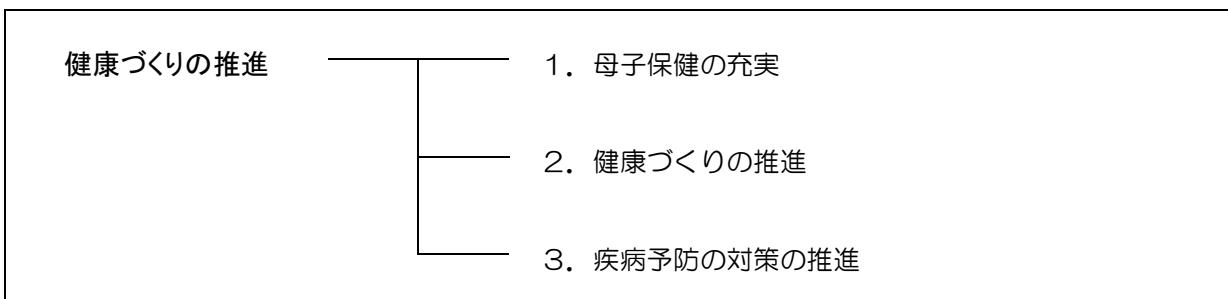
- 少子化、核家族化の進展に伴い、身近に子育てについての相談をする人が少ないとや、女性の家事、育児の負担が大きい中での社会進出の増加など子どもやその家族を取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもの健やかな心の発達や育児不安の軽減が求められています。また、若年妊娠や高齢出産による子育て支援、さらに不妊に悩む夫婦の増加など周産期における課題もあり、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援していく必要があります。
- 不規則な生活や運動不足、欠食や食べ過ぎ、栄養バランスの偏寄り、さらに仕事や人間関係によるストレスなど様々な要因により生活習慣病やうつ病などの心の病が増加しています。このため、市民が食事、運動、休養（睡眠を含む。）などの生活習慣を見直し、正しい知識を身につけ、実践することができるよう、「ひこね元気計画21」（第2次）（健康増進計画・食育推進計画を包括）に基づいて健康づくりを推進していく必要があります。
- 本市においても、国、県と同様、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の3大死因による死亡数が、総死亡数の6割を占めています。これらの疾病的予防と早期発見、早期治療、重症化予防を行うなど、生活習慣病対策を充実させることが重要となっています。
- 新型インフルエンザなどの新たな感染症を含む様々な感染症は、流行の拡大や、時に重症化するなど、市民の不安や混乱、市民生活への支障を及ぼすため、予防や正しい理解への啓発が重要となっています。

【めざす成果】

- ◆ 子どもから高齢者まで、全ての市民の生命と健康を守るとともに、市民自らが健康づくりを積極的に行うことにより、生涯健やかで心豊かに暮らせることをめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25年度	H32年度		
35101	夜9時までに寝ている子どもの割合 (3歳6ヶ月児健康診査問診票より)	%	54.1	59.0	健康推進課	
35102	特定健康診査受診者のメタボリックシンドローム※該当者および予備軍の割合	%	男性 38.7 女性 12.5	男性 29.7 女性 9.2	健康推進課	

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 母子保健の充実（健康推進課）

- 健やかな妊娠生活を送り、安心して出産ができるよう周産期の支援を図ります。
- 乳幼児の疾病や障害の早期発見、育児不安の軽減等、安心して子育てができるよう母子の健康づくりの支援に努めます。
- 心身の発達につまづきのある子どもに対して、各々の発達に応じた育児支援に努めます。

2. 健康づくりの推進（健康推進課）

- 市民、事業者、民間団体、行政が協働のもと、市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりを推進します。
- 家庭、地域、教育関係者、生産者や事業所等の協働により、市民の食に対する意識の向上を図り、食を通じた健康づくりを推進します。

3. 疾病予防の対策の推進（健康推進課、保険年金課）

- 生活習慣病予防を目的に特定健康診査等を実施し、疾病の早期発見、早期治療および生活習慣の改善に努めます。
- 国・県の指針に基づき、市が実施するがん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見、早期治療に努めます。
- 国の定める感染症の発病や重症化の予防、まん延防止を目的に、予防接種を実施し、接種率の向上に努めます。

（関連する個別計画）

ひこね元気計画21（第2次）(H26～H30年度)

彦根市子ども・若者プラン(H27～H31年度)

第2期彦根市特定健康診査等実施計画(H25～H29年度)

【成果の達成に向けて…】

- 市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、積極的に健診を受診されることを期待します。
- 家庭、地域、学校や職場など、生活のあらゆる場面で健康づくりに取り組まれることを期待します。

3-5-2 地域医療体制の整備充実

【現状と課題】

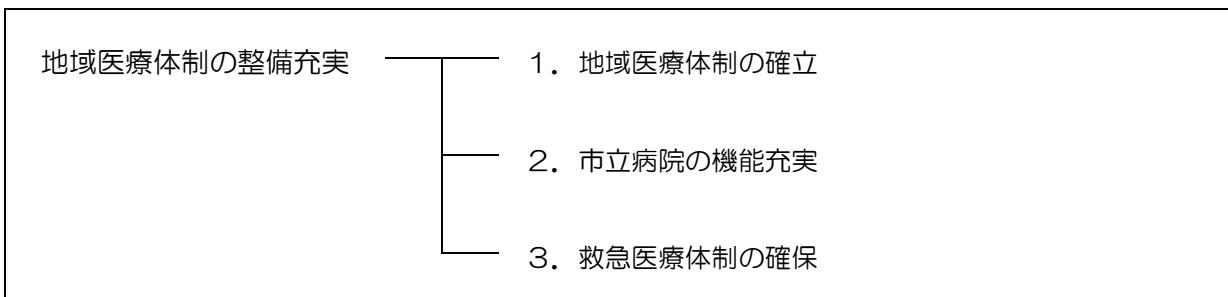
- 「滋賀県保健医療計画」（平成25年（2013年）3月改定）において、重点的に取り組む必要のある、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む）の5分野の医療を効果的、効率的に提供できるよう、地域医療体制の整備・充実を図るための施策が定められています。さらに、施策の効果的な展開を図るべき地域単位として保健医療圏が設定され、日常的な保健医療に対応し市町の行政区域を単位とする一次保健医療圏、入院治療が必要な医療需要に対応し保健所行政区域を単位とする二次保健医療圏（湖東保健医療圏）、高度で専門的な医療需要に対応し滋賀県全域を対象とする三次保健医療圏が定められており、この圏域を基本として、適切かつ効果的な保健医療サービスの提供に努めていく必要があります。
- 彦根市立病院においては、勤務医師、看護師が不足しており、特に周産期医療や救急医療等において充実した医療を提供できる体制が整っていません。特に、周産期医療については、ようやく平成27年（2015年）12月から産科医師による分娩再開準備を開始することとなったものの、引き続き、より充実した周産期医療・救急医療等の提供体制の構築が求められています。また、新病院移転後12年が経過し、施設設備や医療機器の更新時期を迎えており、改修等を行う必要があります。このため、新たに策定する彦根市立病院新改革プランや定住自立圏共生ビジョン等に基づき、地域の中核病院である彦根市立病院の医療体制の充実・強化を図っていく必要があります。
- 診療所と病院や病院間における医療連携を進め、患者の病期（急性期、回復期、療養期）に応じた適切かつ効率的な医療ができる体制の整備とともに、病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション間のネットワーク化を促進し、診療情報の共有化を図っていく必要があります。さらに、在宅医療の需要が高まる中、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）を拠点として、訪問診療や訪問看護等在宅療養者への支援を充実していく必要があります。
- 救急医療体制については、初期救急医療は、休日における比較的軽症の救急患者を受け入れる彦根休日急病診療所があり、休日・夜間における入院治療等を必要とする二次救急医療は、湖東圏域内4病院の輪番制および小児救急医療の協力病院2病院による輪番制があります。それぞれの役割を市民に周知して適切な受診を促すとともに、初期救急医療体制の充実による勤務医の負担軽減、さらに二次救急医療機関の充実を図り、救急医療の受け入れを確実なものとすることが求められています。

【めざす成果】

- ◆ 彦根市立病院における医療体制の充実・強化により、周産期医療や救急医療等急性期病院※としての役割を果たし、湖東保健医療圏全体の医療機能の向上をめざします。
- ◆ 彦根市立病院を中心に病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション間のネットワークを強化するなど医療連携を進め、各病期（急性期、回復期、療養期）に応じた適切で効果的・効率的な医療を提供でき、切れ目のない連携体制の構築された患者中心の医療をめざします。
- ◆ 休日・夜間ににおける急病患者の不安を解消するため、初期救急医療（休日急病診療所、在宅当番制歯科診療）、二次救急医療（二次病院、小児救急）体制を確保することにより、安心して生活できることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
35201	休日急病診療所患者率	%	66.1	81.0	健康推進課
35202	救急搬送受入率	%	99.2	100	市立病院

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 地域医療体制の確立（健康推進課、医療福祉推進課）

- 湖東医療圏域内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会との地域医療連携、病病連携等協力体制の確立を図ります。
- 在宅療養者やその家族が望む形での支援ができるよう、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）を拠点として、医療関係機関等の連携やネットワーク化を促進し、在宅医療福祉の充実を図ります。

2. 市立病院の機能充実（市立病院）

- 彦根市立病院が湖東保健医療圏の中心的役割を果たすことができるよう、医師・看護師等の人材確保とともに施設設備や医療機器の整備を図り、診療体制の充実・強化に努めます。
- 急性期病院としての特色が最大限発揮できるよう、圏域内の病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション等との連携を進めます。
- 持続可能な病院経営を推進するため、「彦根市立病院新改革プラン」の実践に努めます。

3. 救急医療体制の確保（健康推進課）

- 休日・夜間における急病患者の不安を解消し、安全、安心で良質な医療を提供できるよう、初期救急医療および二次救急医療体制を確保します。

（関連する個別計画）

彦根市立病院新改革プラン（H28～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 病院と診療所の役割を理解して、身近な地域で気軽に相談や受診ができる「かかりつけ医」を持ち、また、病状的には緊急性がないにもかかわらず「昼間は混む」「平日は忙しいから」等の理由で休日や夜間に救急病院を受診することは、重症患者の治療に支障をきたす恐れがあるため控えるなど、医療機関に適切に受診をされるよう期待します。
- 地域医療体制の充実のために、各病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関が医療連携などに理解、支援いただくよう期待します。
- 在宅医療の充実により、住み慣れた家庭で終末期を過ごすことや家族の看取りができることについて理解されるよう期待します。

3-6 安全で安心できる生活環境の確保

3-6-1 河川整備・砂防対策の推進

【現状と課題】

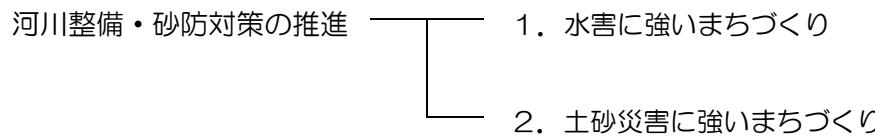
- 一級河川流域の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者である県に対して要望を行なっていますが、未改修区間が多く、堆積土砂も存置されている状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して要望していく必要があります。特に、一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していく必要があります。
- 近年、局地的集中豪雨により、各地域で道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、計画的な河川・水路の改修整備を図る必要があります。
- 近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山間部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 主要一級河川の未改修区間の整備と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちをめざします。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により、流域住民の安全・安心の確保をめざします。
- ◆ 河川や水路の改修を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減をめざします。
- ◆ 急傾斜地の崩壊対策施設の整備促進により家屋の保全を図り、土砂災害警戒区域等の指定を促進することで、土砂災害を軽減し、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることをめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25年度	H32年度		
36101	河川の新設改良事業の整備率	%	71.3	72.7	道路 河川課	
36102	急傾斜地崩壊危険区域内の 保全済家屋累計数	戸	227	234	道路 河川課	

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 水害に強いまちづくり（道路河川課）

- 安全で安心できる生活環境の確保を図るため、河川、浸水対策下水道雨水幹線の整備を推進します。
- 洪水被害から流域住民の生命と財産を守るために、主要一級河川の未改修区間の整備と維持管理の徹底について県に対して強く要望していきます。特に、一級河川芦川については、ダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、その早期実施について強く要望していきます。

2. 土砂災害に強いまちづくり（道路河川課）

- 土砂災害を軽減するため、計画的に砂防施設の整備を推進します。

(関連する個別計画)

彦根市普通河川整備計画（H23～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 河川愛護活動や地域での河川清掃活動に市民等が積極的に参加されることを期待します。

3-6-2 消防体制の充実

【現状と課題】

- 近年の多種多様化する災害に伴い専門知識等を必要とする中で、職員大量退職期の到来により経験豊富な職員の減少等に伴う消防技術の低下についても懸念される状況があり、消防技術の伝承、高度な技術の習得、また、救急救命業務の業務範囲の拡大に伴う医療技術の習得等、職員の教育訓練を進め消防力の維持・強化を図る必要があります。
- 火災件数の減少をめざすとともに、安全な地域社会づくりに向け、市民・事業者等を含めた防災体制の推進に努めます。特に住宅火災による死傷者の減少をめざすため、設置義務化された住宅用火災警報器の全戸設置に向け、積極的な啓発を推進する必要があります。
- 建築物の大規模化・多様化が進むとともに、災害時に自力で避難することが困難な要援護者が増加するなど、消防活動が複雑化しており、消防施設・設備の計画的な整備を行うなど、消防体制を強化する必要があります。
- 119番通報の受信、出動指令、現場作戦支援等の中核である指令台は、平成13年度（2001年度）に更新整備したもので、情報通信技術の進展および指令台の経年劣化等から高機能消防指令施設として整備する必要があります。
- 増加する救急・救助活動における救命率の向上のため、適切な応急処置の実施と救急搬送体制や医療機関の受け入れ体制の充実を図る必要があります、特に緊急を要する傷病者への迅速な対応を行うことができるよう応急手当の普及啓発による救命効果の向上を図る必要があります。
- 社会構造の変化に伴う消防団員の減少や、構成団員のサラリーマン化・高齢化が進み、非常備消防体制が弱体化の傾向にあるため、消防団員の安全管理と待遇改善を図るとともに、団員の確保に向けて各種施策を展開する必要があります。

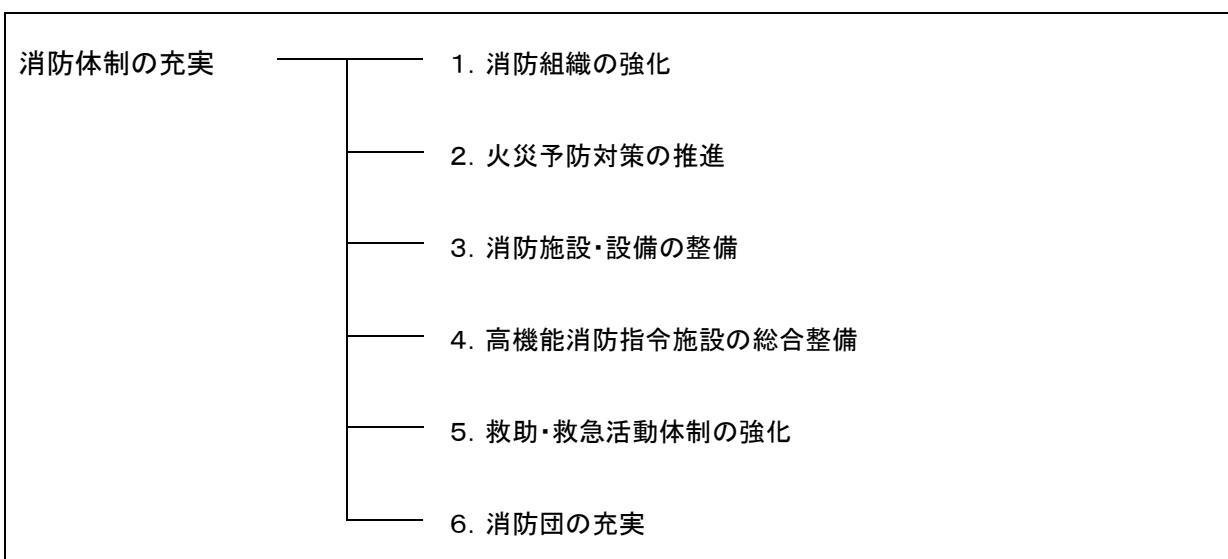
【めざす成果】

- ◆ 火災をはじめとする各種災害に対応できる消防体制の充実、強化により、市民生活の安全、安心が確保されることをめざします。

第1部 基本政策の推進

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
36201	住宅用火災警報器の設置率	%	80	100	予防課
36202	救命講習会修了者数	人	1,443	1,700	警防課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 消防組織の強化（消防総務課）

- 消防職員に対する専門的な教育訓練を通じ、知識および技術の向上を図り、消防力の強化・効率的運用に努めます。

2. 火災予防対策の推進（予防課）

- 火災件数および火災による死傷者の減少をめざすとともに、安全な地域社会づくりに向け、市民・事業者等を含めた防災体制の推進に努めます。

3. 消防施設・設備の整備（警防課）

- 消防防災施設、資機材等の整備を推進するとともに、職員が安全かつ効率的に業務が遂行できる環境づくりに努めます。

4. 高機能消防指令施設の総合整備（通信指令課）

- 消防救急無線のデジタル化への移行に伴う消防無線施設の整備については、国の補助事業により平成24年度（2012年度）に完了したが、119番通報の受信、出動指令、現場作戦支援等の中核施設を高機能消防指令施設として更新し、適正な通信指令体制の維持管理に努めます。

5. 救助・救急活動体制の強化（警防課）

- 事故・災害に対応した高度な救助・救急対応が可能な体制整備に努めます。

6. 消防団の充実（消防総務課）

- 地域を災害から守る消防団の整備・充実と、若年層の入団促進のための魅力ある消防団づくりに努めます。

（関連する個別計画）

第3次彦根市救急高度化推進計画（H24～H28年度）

【成果の達成に向けて…】

- 自治会等を単位として共同購入を進めるなど、住宅用火災警報器の必置を期待します。
- 救急車が緊急性のある傷病者のために利用されるよう、市民の協力を期待します。
- 多くの市民が救命講習会に参加されることを期待します。
- 地域防災の要となる消防団員の活動支援や新規入団員の確保に、市民や事業者の協力を期待します。

3-6-3 危機管理対策の推進

【現状と課題】

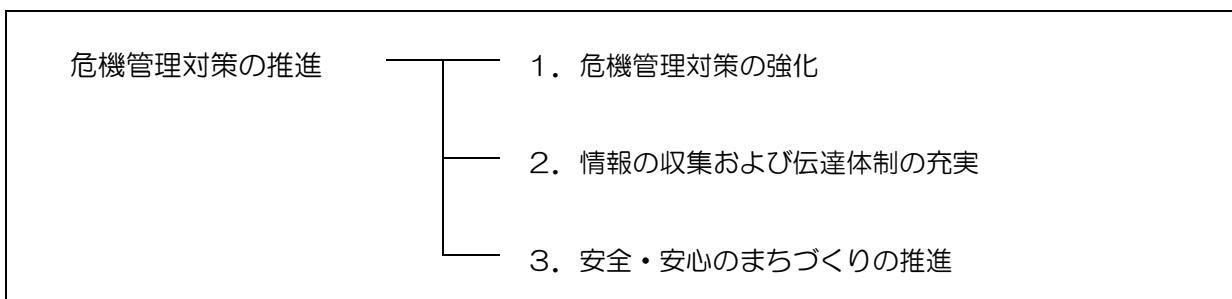
- 今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や近年多発している豪雨災害など、市民生活に重大な被害を生じさせる事象に備えるとともに、そういった事態に迅速に行動できるよう計画を作成し、対応していく必要があります。
- 「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」「彦根市国民保護計画」「彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、府内関係課および各関係機関が連携を図り、予防、警戒、応急対策等の危機管理対策の充実を図る必要があります。
- 災害等の危機発生時、市民に対して、正しい情報を迅速かつ的確に伝える情報伝達体制の強化を図る必要があります。
- 安全で安心できるまちづくりを推進していくためには、自らの身は自らが守る「自助」、各種市民活動や地域の多様な主体による「共助」、行政の取組である「公助」の連携が重要です。

【めざす成果】

- ◆ 誰もが安全で安心して暮らし続けることができる災害に強いまちをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
36301	自主防災組織率 ※活動力バー率（全世帯数に対する自主防災組織加入世帯数）	%	68	80	危機管理室
36302	総合情報配信システム※災害情報（災害発生情報・避難情報・ダム放流水情報・河川警戒水位情報）登録者数	人	7,043	11,250	危機管理室

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 危機管理対策の強化（危機管理室）

- 関係機関と連携を図り、「地域防災計画」「水防計画」「国民保護計画」「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づく、危機管理対策の強化を図ります。
- 民間の協力を得ながら災害時の応援協定の充実を図るとともに、福祉避難場所を含めた指定避難場所の見直しを進めます。

2. 情報の収集および伝達体制の充実（危機管理室）

- 災害等発生時に備えて府内関係課および関係機関と連携を図り、迅速かつ正確な情報収集の体制整備に努めます。
- 総合情報配信システム、緊急地震速報システム※および全国瞬時警報システム（Jアラート）※等を活用した市民への緊急情報の伝達手段の充実を図るとともに、市民防災マニュアルや防災ハザードマップ※等による予防対策の情報発信に努めます。

3. 安全・安心のまちづくりの推進（危機管理室）

- 市でも備蓄目標を定め備蓄に努めているが、出前講座を通して、各自備蓄をするなどの自助、共助の重要性について市民の理解を得て、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害時の要援護者の対策を市民と協働しながら進めています。

（関連する個別計画）

彦根市地域防災計画

彦根市水防計画

彦根市国民保護計画

彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画

【成果の達成に向けて…】

- 非常用備蓄品の準備、防災訓練への参加、自主防災組織の結成や運営など、防災に関して、自分にできること（自助）、地域でできること（共助）は何かを自治会や学区などの地域コミュニティの場やそれぞれの立場で考え、実践されることを期待します。
- 防災訓練への参加や災害時応援協定の締結など、民間事業者（企業や団体など）として、地域の防災活動への積極的な支援を期待します。

3-6-4 地域安全対策の推進

【現状と課題】

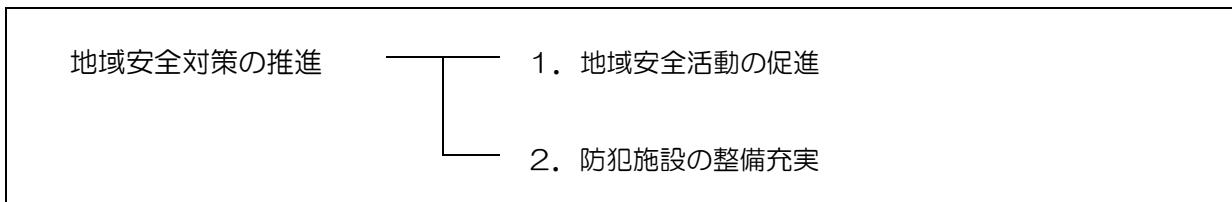
- 住みやすく快適な市民生活のためには、犯罪のない安全・安心な地域社会であることが基本ですが、全国的に殺人・強盗などの凶悪犯罪をはじめ、窃盗やひったくり、わいせつ事件のほか、振り込め詐欺などの特殊詐欺やカード犯罪など、子どもや女性、高齢者などを狙った犯罪が発生しており、当地域においても自転車盗などの犯罪や特殊詐欺の発生もあり、市民が身近に不安を感じる要因となっています。
- 本市では、平成14年（2002年）をピークに減少していた刑法犯認知件数が平成21年（2009年）に増加に転じており、その後も犯罪率（人口1万人当たりの刑法犯認知件数）について、県内では高い状況で推移しています。
- 少年非行については、万引きなどの犯罪行為や深夜徘徊・喫煙などの不良行為が依然として発生しています。
- 犯罪が発生しにくい地域社会の実現に向けて、自主防犯活動の充実を図るとともに、環境の整備や青少年の健全育成などに、地域・行政・事業者が一体となって取り組む必要があります。
- スクールガード※をはじめ、子どもへの声かけや見守り活動に多くの地域ボランティアが取り組んでいます。かけがえのない子どもの命を守る取組を今後も継続して推進していく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 自主防犯活動など地域ぐるみの取組により、犯罪が発生しにくい環境が整えられることをめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25年度	H32年度		
36401	自主防犯活動団体結成数	団体	13	17	まちづくり 推進室	
36402	地域安全活動推進事業実施自治会数	団体	277	290	まちづくり 推進室	

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 地域安全活動の促進（まちづくり推進室、保健体育課、少年センター、学校教育課）

- 犬上・彦根防犯自治会の活動の活性化を図ります。
- 自主的・主体的な地域安全活動の促進を図ります。
- 広報紙発行や街頭啓発などによる地域安全意識の高揚を図ります。
- 不審者情報の配信などによる情報共有に努めます。

2. 防犯施設の整備充実（まちづくり推進室、道路河川課、建設管理課、交通対策課、保健体育課）

- 道あかり事業や防犯灯の設置補助など防犯施設の整備充実に努めます。

【成果の達成に向けて…】

- 防犯啓発活動、防犯パトロール活動、通学見守り活動、交通安全活動などの自主的な地域安全活動が推進されることを期待します。
- 自治会内や周辺への防犯灯の設置などにより、犯罪の発生しにくい環境が整備されることを期待します。

3-6-5 交通安全対策の推進

【現状と課題】

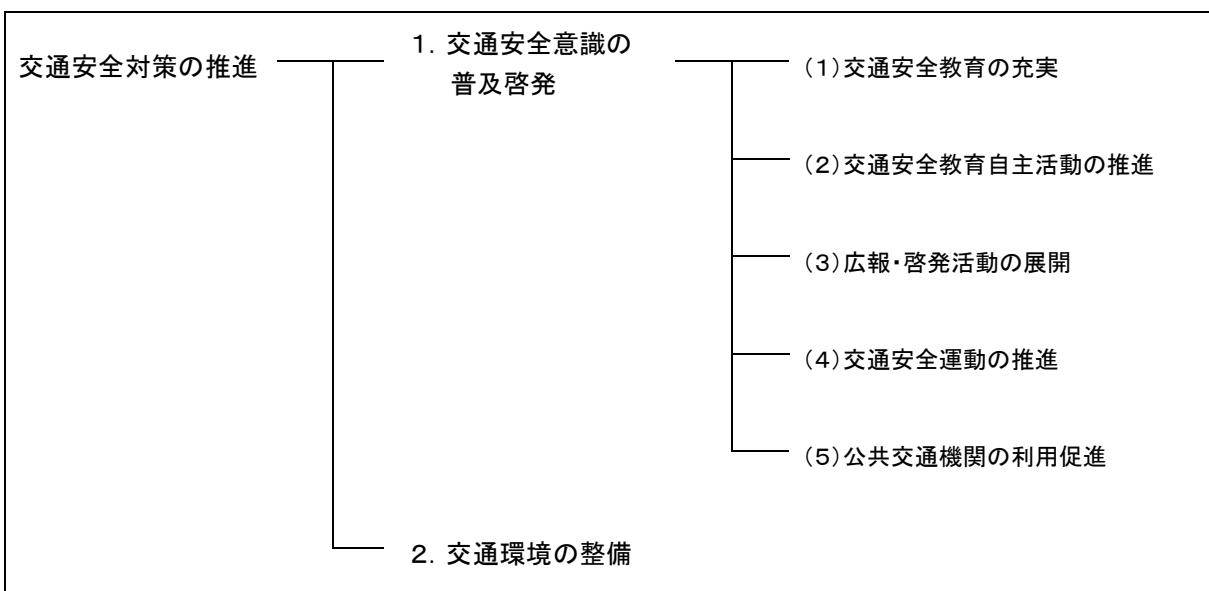
- 平成25年（2013年）中の交通事故件数は前年と比べて減少していますが、高齢者が関わる事故が依然として多いほか、自転車による事故、運転手のルール無視やマナー違反等の課題があります。
- 交通事故を未然に防ぐため、交通ルールの徹底や交通マナーの向上を図る取組が重要であり、特に交通事故の被害者となりやすい幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教育の充実が必要です。
- 交通安全意識の普及徹底を図るため、本市における交通事故の傾向を常に把握しながら、これに即応した交通安全運動を展開していく必要があります。
- 交通安全意識の普及には、行政、警察、関係機関だけではなく、市民の自主的な取組が重要であり、指導者を育成していく必要があります。
- 交通安全対策は即効性のあるものではなく、継続的に実施していく必要があるほか、各世代に応じた取組や、湖東圏域の中心都市として広域的な取組を促進していく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 関係機関・団体と連携しながら、交通安全意識と交通道徳の普及に努め、交通事故のない安全で住みよいまちをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
36501	高齢者対象交通安全教室の開催回数	回	15	20	交通対策課
36502	交通安全広報車の巡回数	回	31	35	交通対策課
36503	広報ひこねへの交通安全記事掲載	回	5	7	交通対策課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 交通安全意識の普及啓発（交通対策課）

(1) 交通安全教育の充実

- 交通事故を未然に防ぐため、交通安全教育を生涯学習と位置付け、交通ルールの徹底や交通マナーの向上に努めます。

(2) 交通安全教育自主活動の推進

- 交通事故の被害者となりやすい幼児や高齢者を対象とした交通安全教育が、それぞれの地域において自主的に行われるよう指導者の育成に努めます。

(3) 広報・啓発活動の展開

- 市民ぐるみの街頭啓発活動やメディアを利用した広報・啓発に取り組み、交通安全意識の普及徹底を図ります。

(4) 交通安全運動の推進

- 本市における交通事故の傾向に即した交通安全運動の展開に努めます。
- 多角的かつ広域的な交通安全を推進するため、関係機関・団体と連携を密にして交通安全意識の普及に取り組みます。

(5) 公共交通機関の利用促進

- 鉄道や路線バスなどの公共交通機関の利用促進を進めることで、過度な自動車依存を軽減し、交通事故発生の危険性を減少させます。

2. 交通環境の整備（道路河川課）

- 歩行者や車両の安全を確保するため、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。
- 自治会等からの地域における危険箇所の交通安全対策の要望に対して、関係機関と協議、検討のうえ安全施策に取り組みます。

【成果の達成に向けて…】

- 交通ルールやマナーの遵守を期待します。
- 交通安全の推進に向け、行政、警察をはじめ関係機関・団体や地域、市民が協働されることを期待します。
- 交通安全に関し危険なところを発見した場合、すぐにお知らせいただくことを期待します。
- 過度なマイカー依存から脱却し、交通事故のリスクが少ない、電車や路線バスなどの公共交通を積極的に利用されることを期待します。

3-6-6 バリアフリーの推進

【現状と課題】

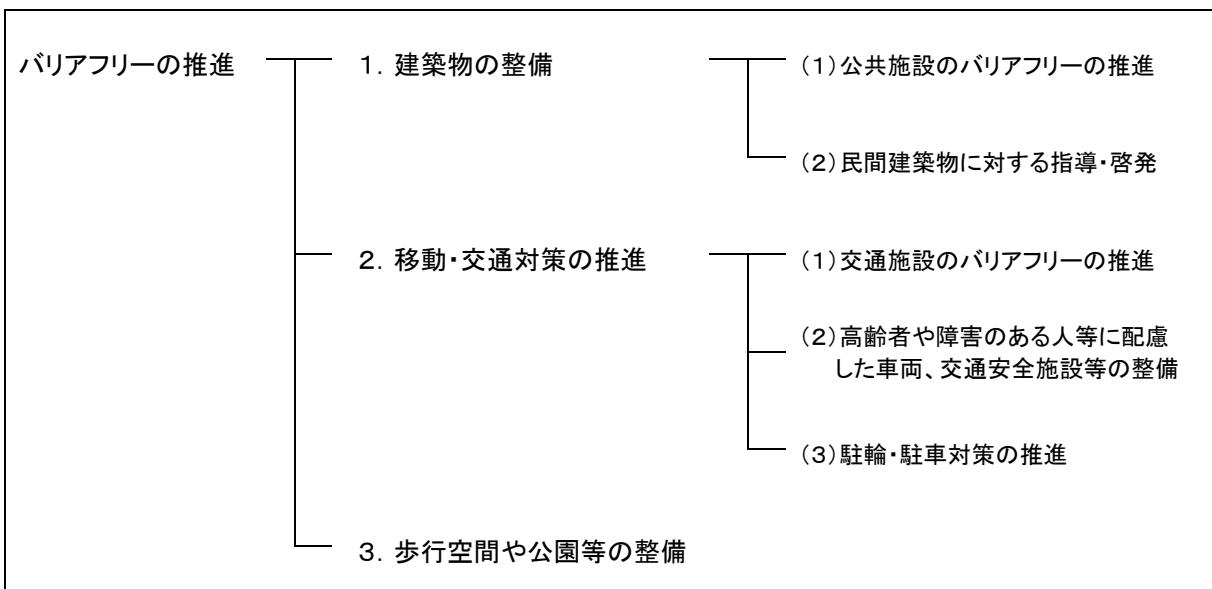
- 誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、今後も公共施設や公共交通施設等のバリアフリー化を進める必要があります。
- 安全で快適に道路等の通行ができるよう、放置自転車および違法駐車の防止に向け、自転車等利用者のモラルを高めるための指導・啓発を行う必要があります。
- 歩道のバリアフリー化については、平成15年度（2003年度）に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点整備地区で事業を実施してきましたが、厳しい財政状況により、計画通り進捗していないことから、平成22年度（2010年度）に見直しを行ったところであり、これに基づき、計画的な事業推進を図る必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるようなまちをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
36601	JR等各駅へのエレベーター等の設置	駅	4	5	交通対策課
36602	重点整備地区における歩道のバリアフリー整備率（再掲）	%	68.5	97	道路河川課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 建築物の整備（建築住宅課、教育総務課、建築指導課）

(1) 公共施設のパリアフリーの推進

■ 市が設置する公共施設について、設備面での充実を図り、パリアフリー化を推進します。

(2) 民間建築物に対する指導・啓発

■ 建物計画時において、「パリアフリー新法」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき指導・啓発を行い、建築物のパリアフリー化を推進します。

2. 移動・交通対策の推進（交通対策課、市街地整備課）

(1) 交通施設のパリアフリーの推進

■ 鉄道事業者等と連携して、高齢者や障害のある人等が安全かつ円滑に交通施設を利用できるよう、エレベーター・エスカレーター、スロープ、手すり、多目的トイレの設置や券売場・改札口の改良等を推進します。

(2) 高齢者や障害のある人等に配慮した車両、交通安全施設等の整備

■ タクシー事業者、路線バス事業者や道路管理者等と協力して、車両等のパリアフリー化を図り、快適さと利用しやすさの実現をめざします。

■ 公安委員会と協力して、高齢者、視覚・聴覚障害者等に配慮した交通安全施設等の設置を促進します。

(3) 駐輪・駐車対策の推進

■ 安全で快適な通行ができるよう、放置自転車および違法駐車の防止に努めます。

第1部 基本政策の推進

3. 歩行空間や公園等の整備（道路河川課、都市計画課）

- 歩行者、自転車の安全で快適な通行を確保し、高齢者、障害のある人等の誰もが安心して通行できる歩行空間の整備に努めます。
- 子どもや高齢者、障害のある人等誰もがふれあい、交流の場や自然と親しむ野外活動の機会が得られるよう公園等のバリアフリー化を推進します。

（関連する個別計画）

彦根市交通バリアフリー基本構想（H15年度～）

【成果の達成に向けて…】

- 鉄道事業者、タクシー事業者、路線バス事業者など各事業者が協力して、交通施設のバリアフリー化に取り組まれることを期待します。
- 人にやさしい魅力ある生活環境づくりに向け、建築物等の積極的なバリアフリー化に取り組まれることを期待します。

3-6-7 消費者保護対策の推進

【現状と課題】

- 新しい商品やサービスが市場にあふれ、消費者は多様な選択ができるようになってきました。これらの商品の購入やサービスの提供を受けるときに、確かな選択ができる消費者の育成を図る必要があるため、訪問販売トラブル対処方法などの講座を開催しています。また、製品事故や契約のトラブルが起こったときに、消費生活相談窓口で市民からの相談を受け、解決のために協力しています。
- 商品やサービスの販売形態、契約方法の多様化により契約によるトラブルは後を絶たないため、市民からの相談に応じる消費生活相談窓口の機能を充実する必要があります。
- 食品偽装や製品事故が相次いで発生し消費者に不安を与えていため、正確で迅速な情報提供を図る必要があります。
- 携帯電話やパソコンなどインターネットを通じて未成年者が被害に遭うケースが相次いで発生しています。また、「振り込め詐欺」等の特殊詐欺の手口が巧妙化しており、今なお、消費者に不安を与えていため、未成年者や高齢者等へ正確で迅速な情報提供を図る必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 消費生活相談の積極的な利用により、トラブルの解決が図られることをめざします。
- ◆ 情報の発信などにより、消費生活に関する知識を身につけ、確かな選択と判断ができる消費者が育つことをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
36701	消費生活講座参加者数	人	370	500	生活環境課

【市が取り組む主要な事業】

消費者保護対策の推進

1. 消費者保護の充実

2. 消費生活情報の提供

〈市の取組方向〉

1. 消費者保護の充実（生活環境課）

- 苦情、トラブル等の解決のため、消費生活相談員による相談等の充実を図ります。
- 商品の安全性の確保や不当な取引の監視に努めます。
- 広域的な消費者トラブルの解決のため、国民生活センター、滋賀県消費生活センター等と連携や情報の共有を図ります。

2. 消費生活情報の提供（生活環境課）

- 確かな選択、判断ができる消費者を育成・支援するため、高齢者や若者等への消費生活に関する正しい知識の普及と情報の提供を図ります。

【成果の達成に向けて…】

- 商品やサービスが、今本当に必要なものかしっかり判断して購入や契約をされることを期待します。
- 高齢者、未成年者が消費者トラブルに遭わないように、家族や保護者など、身近な方が日頃から注意されることを期待します。
- 消費者トラブルに遭ったと思ったら、消費生活相談窓口に相談されることを期待します。
- 悪質事業者や人に危害の及ぶ可能性のある製品の情報は、消費生活相談窓口に提供されることを期待します。

第4章 生涯学習・産業

4-1 生涯学習・生涯スポーツの充実**4-1-1 生涯学習の推進****【現状と課題】**

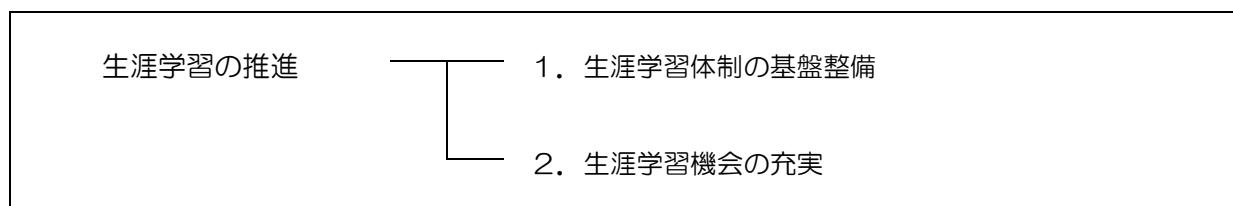
- 國際化や情報化、少子高齢化が進み、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化する中で、市民の学習ニーズは、多様化、高度化しています。
- 市民の生涯にわたる多様な学習ニーズに応え、学習活動を積極的に支援するため、幅広い学習情報の収集、提供に努める必要があります。
- 公民館や図書館など社会教育施設はもとより、あらゆる公的施設についても相互の情報共有を図るとともに、学校、家庭、地域および関係諸機関が一体となった特色のある生涯学習のまちづくりを進める必要があります。
- 学んだ成果が地域づくりなどに生かせるように、市民活動への支援や環境づくりを推進する必要があります。
- 近年、科学に対する児童・生徒の興味・関心が低く、また、日常生活において必要と思われる基礎的な科学知識を持たない人が増えてきている現状を踏まえ、地域に根付いた科学教育環境の提供が必要です。

【めざす成果】

- ◆ 市民一人ひとりが、それぞれのニーズにあった学習を継続することで、精神面での豊かさを得られるとともに、習得した知識や技術を日常生活の様々な場面で生かすことで、生きがいを見いだされることをめざします。
- ◆ 知識や技術が社会に還元され、生かされることで、地域全体の教育力が持続的に向上するとともに、このことがまた、個人の学習意欲や活動を活性化するといった、「知の循環」が構築されることをめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25年度	H32年度		
41101	人材バンク登録件数	件	86	120	生涯学習課	

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 生涯学習体制の基盤整備（生涯学習課）

- 特色のある生涯学習のまちづくりを進めるため、学校、家庭、地域および関係諸機関の連携を図ります。また、学習情報提供システムの充実など生涯学習体制の基盤整備を進め、幅広い学習情報の収集、提供に努めます。

2. 生涯学習機会の充実（生涯学習課）

- 市民の学習ニーズに応じた学習機会の確保と充実に努めるとともに、市民が、その成果を生かし地域でより主体的、積極的に活動できる環境づくりに努めます。
- 科学教室等の実施や地域で取り組まれている科学教育に関する情報の共有・発信を図るなど、地域に根付いた科学教育環境を提供することにより、時代に必要とされるスキルを持った人材の育成や子どもたちの科学への好奇心や探究心を醸成し、ものづくりの楽しさを体験できる環境づくりに努めます。
- より多くの市民が学習活動に取り組めるよう、あらゆる機会を利用して啓発活動の推進に努めます。

【成果の達成に向けて…】

- 公民館、図書館など様々な施設を活用し、生涯にわたって学びの姿勢を持ち、自らを高めていかれることを期待します。
- 各自が多様に学んできたことを生かし、地域での活動の中で教え合い、学び合うことで人ととの輪が広がり、生きがいづくりや豊かな地域づくりにつなげていただくことを期待します。

4-1-2 社会教育の推進

【現状と課題】

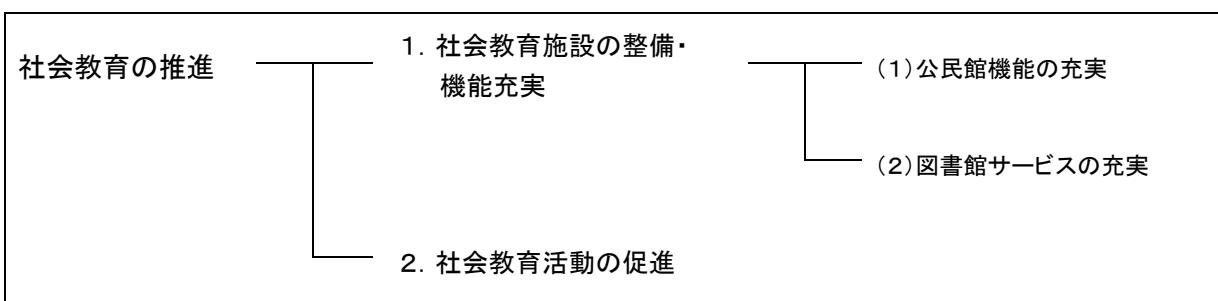
- 都市化、核家族化などによる地域社会の人間関係の希薄化は、地域や家庭の教育力を低下させ、いじめの問題や犯罪の低年齢化など、子どもたちの心の豊かさの欠如に起因する深刻な問題を引き起こしています。
- 社会状況が急激に変化する中、平成18年（2006年）12月に教育基本法が改正され、また、これを受け平成20年（2008年）6月には社会教育法が改正され、学校や家庭、地域との連携・協力など社会全体で教育力の向上に努めていくことが明記されました。
- 生涯学習社会にあって、市民の学習ニーズはますます拡大、多様化していますが、社会教育施設の人的あるいは量的な整備、充実は困難な状況が続いています。
- 社会教育の推進に当たっては、民間活力の導入の必要性が叫ばれていますが、本市においても平成20年度（2008年度）から、中地区公民館において指定管理者制度※を導入し、施設の管理面や社会教育事業の展開において充実が図られています。
- 図書館は、現在、北部に位置しており、図書館から離れた地域へは移動図書館などによるサービスを展開しています。市民がより身近に図書館を利用でき、専門的な調査などにも対応できる充実したサービスを行うためには、図書館サービス網を整備するとともに図書資料および専門職員の充実を図る必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 学習の場や機会を提供し、学習を支援することで、市民一人ひとりの豊かな人間形成がなされることをめざします。
- ◆ 公民館を拠点に、住民相互がふれあい、地域の課題を発見し、学習の成果として地域課題を解決することで、地域全体の教育力が向上していくことをめざします。
- ◆ 市民の生涯学習に必要な情報やサービスを提供し、日常生活や文化活動などを支援することにより、地域文化が活性化されることをめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
41201	公民館の利用者数	千人	185	190	生涯学習課
41202	市民1人当たりの貸出冊数	冊	5.1	6.0	図書館

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 社会教育施設の整備・機能充実（生涯学習課、図書館）

(1) 公民館機能の充実

- 地域に根ざした拠点施設として、学習の場や機会を提供するとともに、市民の学習ニーズに対応した学習内容の充実を図るなど、公民館機能の充実に努めます。

(2) 図書館サービスの充実

- 図書資料および専門職員の充実を図るとともに、図書館サービス網を整備します。
- 湖東定住自立圏域内の図書館によるネットワークの構築と、拠点となる機能や役割を備えた図書館の整備を行い、圏域住民の図書館サービス環境の整備を推進します。

2. 社会教育活動の促進（生涯学習課、図書館）

- 社会教育関係団体や地域で活躍している自主的な学習サークルに対して支援するなど、社会教育活動の促進に努めます。
- 優れた資質と専門的な知識を持ち、市民の立場に立って学習を支援できる社会教育主事、司書、学芸員など専門職員の育成および資質向上に努めるとともに、地域における社会教育関係の指導者育成支援に努めます。

【成果の達成に向けて…】

- 学習成果の地域課題解決への活用を期待します。
- 地域活動への市民等の積極的な参加を期待します。
- 読書活動推進ボランティアおよび図書館ボランティアへの参加を期待します。
- 図書館協議会等を通じ、図書館運営への参画を期待します。

4-1-3 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

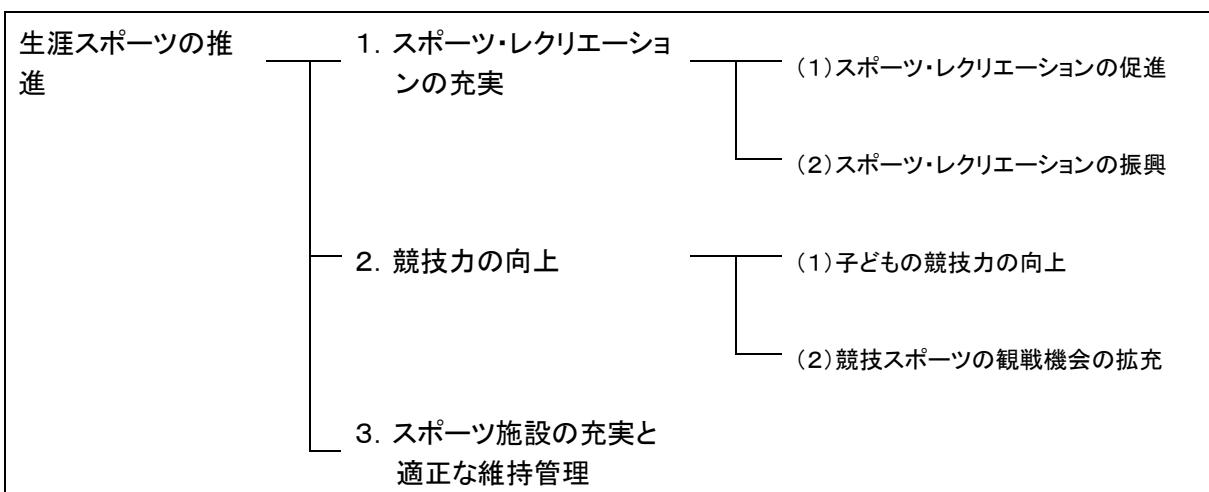
- 近年、少子高齢化や核家族化が進むとともに、インターネットの普及や車社会の進展などから社会生活における利便性が追求され、日常生活でのコミュニケーションや体を動かすことの不足を感じている人が多く見られます。
- 生活習慣病予防の啓発等が進んできていることなどから、幅広い年代において健康志向が高まりを見せており、生涯を通じて心と体の健康を保持増進するため、スポーツ活動に対する関心や欲求がこれまで以上に高くなっています。
- スポーツ活動に対するニーズは、競技志向的なものから、家族や地域のふれあいや健康を目的としたものまで多様化しており、これらに対応するために、市民が主体となった自立した活動を促進しながら、より多くの市民がスポーツ活動に取り組めるよう支援することが求められています。
- 平成23年（2011年）に制定された「スポーツ基本法」に基づき、本市のスポーツ推進の方向性を明らかにした「スポーツ推進計画」を策定し、総合的かつ計画的にスポーツに関する施策を進めていくことが求められています。
- 平成36年（2024年）に滋賀県で開催される国民体育大会※の主会場整備に伴い、市民体育センターを移設することから、新しい市民体育センターの早期整備が求められています。

【めざす成果】

- ◆ 市民が主体となった自立した活動を促進しながら、より多くの市民がスポーツ活動に取り組めるよう支援することにより、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
41301	元気フェスタ参加人数	人	—	3,000	保健 体育課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. スポーツ・レクリエーションの充実（保健体育課）

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

- 市民が生涯を通じて心身の健康を保持増進するため、日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう意識の高揚を図るとともに、家族や地域とのふれあいや交流が図れるようスポーツ活動への積極的な参加の促進に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツの価値や役割の重要性を踏まえ、市のスポーツ推進の方向性を示した「スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
- 適切な指導が行える指導者の育成と資質の向上を図り、関係機関と連携しスポーツ情報を提供するなどスポーツ活動を支える環境の整備に努めます。

2. 競技力の向上（保健体育課）

(1) 子どもの競技力の向上

- 第79回国民体育大会に向け、より多くの競技者が活躍できるよう、ジュニア期を中心としたスポーツ人口の増加および選手育成、ならびに環境整備に努めます。

(2) 競技スポーツの観戦機会の拡充

- 国民体育大会に向けた機運を醸成するとともに、市民の競技スポーツに対する関心を高めるため、大会やプロスポーツの試合開催、トップアスリートに接する機会の創出など、競技スポーツの観戦機会の拡充に努めます。

3. スポーツ施設の充実と適正な維持管理（保健体育課）

- 生涯スポーツ活動を促進するため、学校体育施設の活用を促すとともに、市民が気軽に安全に利用できるスポーツ施設の運営に努めます。
- 国民体育大会に向け、新しい市民体育センターの早期整備を目指すとともに、関連施設の整備等を進めます。

【成果の達成に向けて…】

- スポーツ関係団体（彦根市体育協会やその加盟団体、学区体育振興会、彦根市スポーツ推進委員協議会等）が行う競技スポーツの育成事業や、初心者のための体験教室や定期的・継続的な活動ができる場に積極的に参加し、日常的に競技スポーツならびに、スポーツ・レクリエーション活動をされるよう、さらには国民体育大会への機運が高まるよう期待します。

4-2 活力ある地域産業の振興

4-2-1 農業の振興

【現状と課題】

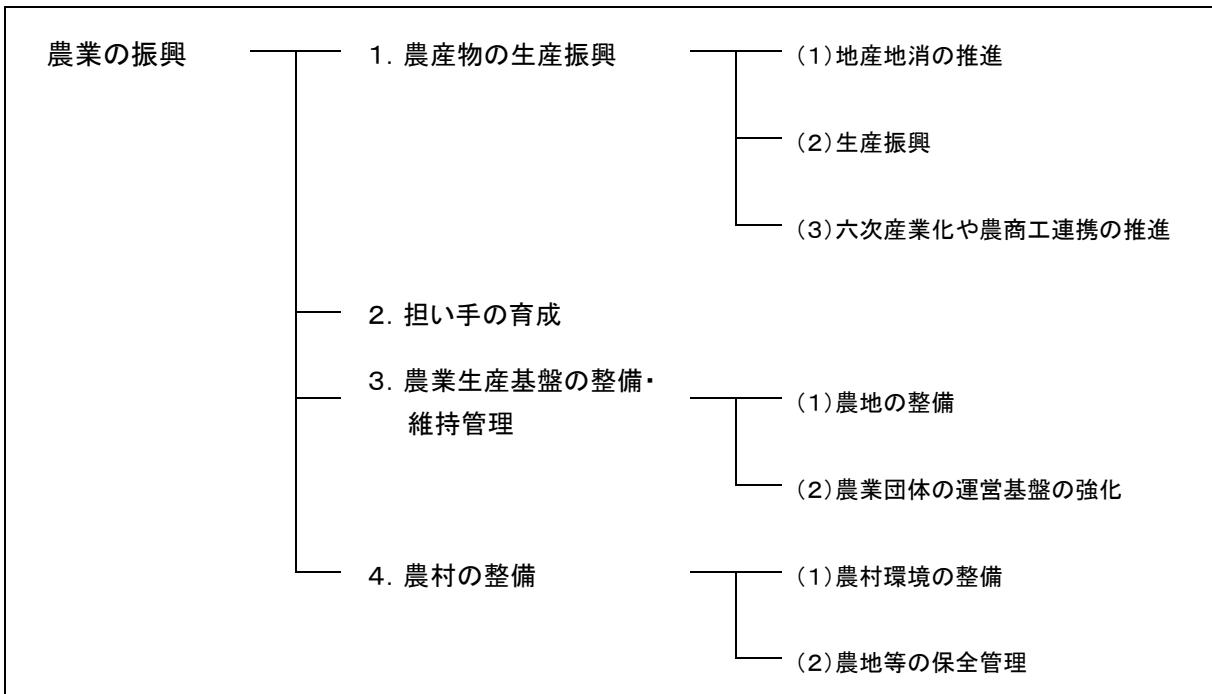
- 国の施策への迅速な対応が求められるとともに、消費者の多様なニーズが反映され、需給調整（生産数量目標）に頼らない、需要量に応じた農業生産の推進が必要です。
- 化学合成農薬や化学肥料の使用低減による環境に配慮した営農活動を推進することが必要です。
- 安全や安心、健康等に消費者の関心が高まっていることから、地産地消の推進と、消費者の意識や価値観の変化に対応した食育の取組が必要です。
- 米・麦・大豆の主要作物のほか、野菜や果樹の特色ある多様な生産振興を図るとともに、今後は六次産業化※や農商工連携を強め、消費者のニーズに応じた付加価値の高い生産振興を図ることが必要です。
- 農業者の大部分を第2種兼業農家※が占め、また高齢化が進んでいるため、認定農業者※・新規就農者・集落営農などの担い手を育成・確保するとともに、増加しつつある耕作放棄地の解消が必要です。
- 多くの施設が整備後30年以上経過するなど、農業水利施設の適切な保全と計画的な更新が必要となってきています。また、農業者の減少・高齢化、農村の混住化が進行し、土地改良区※や農業者が支えてきた維持管理体制がせい弱化してきています。
- 有害鳥獣であるシカ・イノシシ・サル等の野生獣による農作物被害に対しては、柵による侵入防止対策や住民による追い払い、また、檻による捕獲等により一定の防止効果は見られるものの、地元住民による獣害被害への積極的な対策が継続されるよう意識の高揚を図るなど、継続的な被害防止対策を講じるとともに、耕作放棄地の解消促進を図ることが必要です。
- 農業振興のための企画立案や役割分担等を協議する場を増やしていくため、今後とも、湖東農業農村振興事務所や東びわこ農業協同組合、湖東地域農業センターなど、彦根市農業再生協議会における構成機関・団体との密接な連携が必要です。

【めざす成果】

- ◆ 市民が求める「安全・安心な食」を提供することで、食生活の向上や「食育」を通じて将来の地域農業を支える人材の育成が図られることをめざします。
- ◆ 耕作放棄地の解消や地域ぐるみの効果的な有害鳥獣対策によって、健全な農地管理の継続、生産者の経営安定につなげ、農業振興が図られることをめざします。
- ◆ 予定されていた、ほ場整備※事業が概ね完了したことから、施設維持管理を中心に推進することにより、農業の持続性が確保され、農業の振興、食糧の安定的な生産につながることをめざします。
- ◆ 農村環境改善センターの機能充実により、農業者の生活や福利厚生、農業技術の向上をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
42101	学校給食の地場産農産物の 食材ベース使用割合(県内産の米・野菜)	%	25.4	30.0	保健 体育課
42102	学校給食の地場産農産物の 重量ベース使用割合（市内産野菜のみ）	%	7.1	25.0	保健 体育課
42103	「地産地消の店」認証件数	件	0	36	農林 水産課
42104	環境こだわり農業の推進	ha	836	1,030	農林 水産課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 農産物の生産振興（農林水産課、保健体育課、地域経済振興課）

(1) 地産地消の推進

- 湖東定住自立圏「地産地消共生ビジョン」に基づき、平成24年（2012年）6月に策定した「湖東圏域地産地消行動方針」により、地産地消を推進します。

(2) 生産振興

- 主食の米をはじめ、麦・大豆等の土地利用型農業を継続しながら、非主食用米や園芸作物などの作付けによる水田の有効活用を促進し、JA等の関係機関と連携して農業者の経営の安定を図ります。

- 野菜や果樹等の生産を拡大し、農業所得の向上を図ります。

(3) 六次産業化や農商工連携の推進

- 六次産業化による生産・加工・流通の一体化や農商工連携を図り、地域の農産物を生かした新たな加工品の開発等を支援します。

2. 担い手の育成（農林水産課）

- 認定農業者等の担い手への農地集積による経営の安定を図ります。

- 集落営農の組織化・法人化を促進します。

- 小規模農家等は農地保全の共同活動等を行う地域の貴重な担い手であり、その取組を支援します。

3. 農業生産基盤の整備・維持管理（農林水産課）

(1) 農地の整備

- 農地の利用集積や水田利用の高度化を図るため、環境との調和に配慮しつつ排水施設の整備の推進に努めます。

(2) 農業団体の運営基盤の強化

- 既存の土地改良区では、農家の減少や施設維持管理費の高騰により運営経費に影響が及んでいるため、運営基盤強化に向けた組織合併等の助言および指導に努めます。

4. 農村の整備（農林水産課）

(1) 農村環境の整備

- 農村の特性を生かした景観の形成と自然環境の保全に配慮し、効率的な農作業を進めるための農道整備や、生活の向上につながる集落環境の整備を図ります。

(2) 農地等の保全管理

- 農道、排水路、ため池などの基幹から末端に至る農業施設全体を一つの資産として捉え、関係機関と連携を図りながら施設の維持管理に努めます。
- 耕作放棄地となる要因の一つである有害鳥獣対策では、予防・捕獲対策の更なる推進を図ります。

（関連する個別計画）

彦根農業振興地域整備計画（H9～H28年度）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（彦根市基本構想）（H22～H31年度）

彦愛犬鳥獣被害防止計画（H26～H28年度）

【成果の達成に向けて…】

- 地産地消の取組を地域全体の活動として捉え、自らが安全で安心な食材を求めるとともに、食文化の継承、食育への理解を深めることが当たり前の社会となることを期待します。
- 地域の中心となる担い手（認定農業者、集落営農組織等）や、それ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）が協力して地域農業のあり方について、話し合いを進められることを期待します。
- 農業者自らが、農業が持つ多面的機能や環境に配慮しながら、生産コストが低く安定的な経営を持続的に行える、「強い農業経営」を選択されることを期待します。
- 有害鳥獣対策について、野生動物の食料となるものを管理・除去する＝「誘因除去」、農地に接近侵入させない＝「予防」、加害する野生動物を駆除する＝「捕獲」の三つの対策を徹底するため、集落環境点検や狩猟免許取得助成制度を通して、集落が主体的に有害鳥獣対策に取り組まれることを期待します。

4-2-2 林業の振興

【現状と課題】

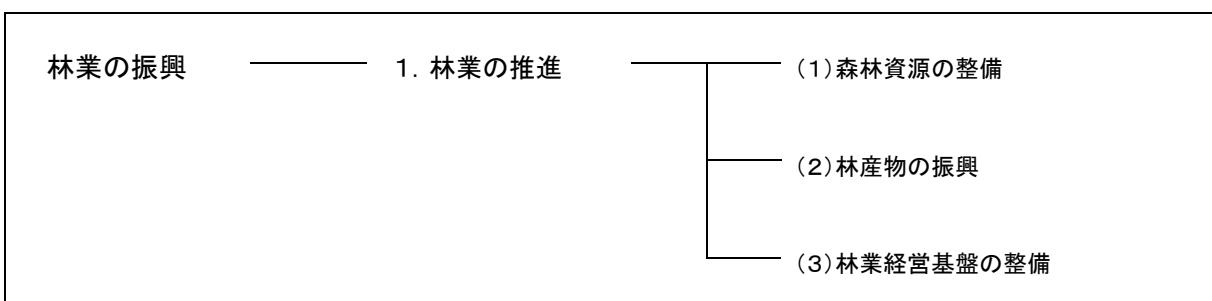
- 林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山林離れによる後継者不足等厳しい状況にあり、維持管理の行われない森林の増加によって、森林の持つ本来の機能の低下が懸念されています。
- 森林の多面的機能を維持・向上するために、植栽、下刈り、間伐※等によって森林を育てる森林整備を進めていく必要があります。
- 多面的機能を持つ森林資源を森林浴の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場などとして市民に提供する必要があります。
- 近年、野生獣が増加し、特にシカによるスギ・ヒノキ等の樹木の皮剥被害が深刻化していることから、官民が一体となった対策が必要となっています。

【めざす成果】

- ◆ 植栽、下刈り、間伐等を行うことで森林を保全し、将来にわたって森林の持つ多面的機能を発揮していくことをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
42201	新たに特定間伐促進計画で定めた森林の間伐実施率	%	4	22	農林水産課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 林業の推進（農林水産課）

(1) 森林資源の整備

- 山地に起因する災害から市民の生命・財産を守るとともに、水資源のかん養※、生活環境保全の促進を図るため、森林の維持造成に努めます。
- 森林整備計画に基づき計画的な施業を実施するとともに、獣害による被害を防ぐことにより、優良材等の生産を確保し、郷土の保全、琵琶湖水資源の確保のため、下刈り・間伐・枝打ち・植林等の推進に努めます。
- 整備された森林の適正な維持管理に努め、良好な森林の景観や自然環境の保全を図り、市民の保健休養と憩いの場の提供に努めます。

(2) 林産物の振興

- 研修会や栽培講習会の開催、栽培・加工施設の整備を図り、林産物生産・供給体制を確立、販売ルートの確保に努めます。
- 野生獣による林産物被害を防除する支援に努めます。

(3) 林業経営基盤の整備

- 効率的な林業経営、適正な森林施業と地域材の安定供給、山村地域の振興と定住環境の改良、さらには地域産業の振興を図るため、林道・作業道網の整備促進に努めます。
- 森林・林業への関心を高める野外教育の場の提供等により、林業の後継者育成に努めるとともに、鳥居本森林生産組合への加入を促進し、総合的な森林保全と生産組織の強化に努めます。

（関連する個別計画）

森林整備計画（H22～H31年度）

特定間伐促進計画（H25～H32年度）

【成果の達成に向けて…】

- 森林の果たす役割（地球温暖化防止、琵琶湖の保全等）について学習し、野外レクリエーションを通して森林や自然を身近なものとして親しんでいただくことを期待します。

4-2-3 水産業の振興

【現状と課題】

- 本市の水産業は、琵琶湖での漁業を中心にアユ養殖業や河川漁業により支えられており、琵琶湖では、エリ漁、刺網漁など多様な漁業が営まれています。近年、地域の環境変化、琵琶湖の水質悪化、外来魚による食害や水草の影響により漁場環境が悪化している厳しい状況です。このため、漁業環境の整備が求められています。
- 漁獲量の減少に伴う生産・出荷額の減少や、漁業者の高齢化により漁業従事者が減少しています。漁業者の経営基盤の安定と、担い手の確保が求められています。

【めざす成果】

- ◆ 「獲る漁業」から「守り育てる漁業」への転換の促進や、琵琶湖の水産資源であるアユやニゴロブナ、ビワマス、セタシジミなどの在来種を確保することをめざします。
- ◆ 漁業者が減少するなかにあっても、水産業の振興を図るため、漁業協同組合組織の整備により、漁業者の経営基盤の安定と、担い手の確保をめざします。
- ◆ 地元産魚貝類の販売店や飲食店等を増やすことで地産地消の拡大をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
42301	地元産魚貝類の消費拡大	店舗数	0	10	農林水産課

【市が取り組む主要な事業】

水産業の振興

—— 1. 水産業の推進

〈市の取組方向〉

1. 水産業の推進（農林水産課）

- 漁場環境の整備に努めます。
- 経営基盤の安定に努めます。
- 漁業協同組合の組織化に努めます。

【成果の達成に向けて…】

- 市民と漁業者が一体となって琵琶湖岸等の清掃を行うことで、漁場環境の保全に努めていただくことを期待します。
- オオクチバス、ブルーギル等の外来魚を釣った人は、その場で放さずに、外来魚回収ボックスに入れていただくか、持ち帰って食べていただくことにより、個体数が抑制されることを期待します。
- 琵琶湖の環境保全に关心を持つ市民が多くなるよう、市民団体や大学等とも協働することにより、水産業および琵琶湖の恵みへの関心が高まることを期待します。
- 漁港祭り等のイベントを通じて、漁業関係者による地元産魚貝類の消費拡大活動が広く理解されることを期待します。

4-2-4 工業の振興

【現状と課題】

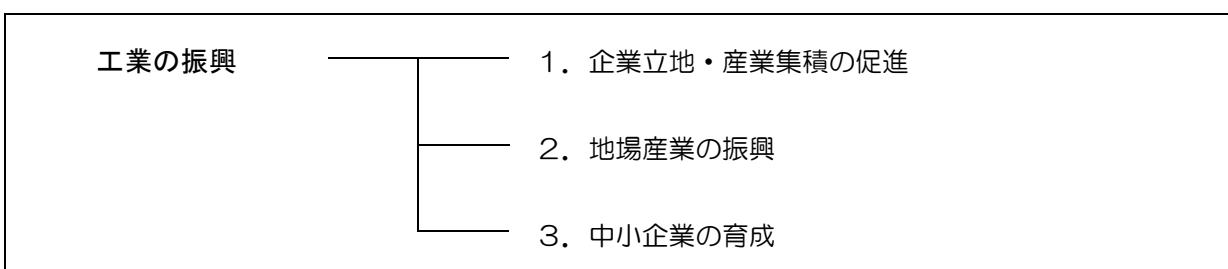
- 新たな企業立地・既存企業の高度化と集積を図り、地域の活性化につなげていくため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）により策定した、湖東圏域企業立地基本計画に基づいて事業を実施していくことが必要です。
- 企業による工場等の新設、増設等を奨励するため、彦根市工場等設置奨励措置を実施しています。平成20年度（2008年度）と21年度（2009年度）は奨励措置対象となった設備投資がありませんでしたが、社会経済情勢の影響を受けて、平成22年度（2010年度）以降は、奨励措置対象となる設備投資も徐々に行われています。
- 滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根工業高等学校等の教育機関が持つ資源を生かし、技術開発支援や人材育成といった分野で、企業との連携をこれまで以上に強化するため、これら产学連携をコーディネートしていく必要があります。
- 地場産業については、ライフスタイルの変化、他の産地や輸入品との競合により厳しい状況にあります。このような状況の下、彦根市経済活性化委員会からの答申を受け、平成27年度に策定した「彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画」に基づく各種取組を迅速かつ的確に実施することが求められます。
- 景気は上向き傾向にあるものの、市内の企業を取り巻く環境には依然として厳しいものがあり、経済活性化対策として「住もうよ！ひこね」リフォーム補助事業」を、また、小規模企業者の事業経営の安定を図るため、小口簡易資金貸付制度を実施しています。
- ベンチャー企業などによる起業、新分野への進出や雇用の拡大のため、国、県等が実施する各種補助制度、制度融資等の紹介・相談などを充実させていく必要があります。
- 中小企業者は、市場経済の変動により経営状況が左右されやすいため、景気後退時には経済対策を講じる必要があります。また、信用力、担保力が乏しいことにより、金融機関等から融資を受けられない小規模企業の振興発展には、公的で、簡易かつ低利な融資を行うことが必要です。

【めざす成果】

- ◆ 企業誘致および既存企業の成長支援の両面から企業立地を促進し、雇用機会の拡大、消費力の向上および本市財政基盤の強化をめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
42401	工場等設置奨励措置件数（累計）	件	60	67	地域経済振興課
42402	工業製品出荷額	億円	5,757	5,929	地域経済振興課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 企業立地・産業集積の促進（地域経済振興課、都市計画課、道路河川課、交通対策課、生活環境課）

- 交通の利便性や充実した教育機関など本市の強みと特性を生かしながら、「湖東圏域企業立地基本計画」を踏まえた産業の集積や優良企業の誘致、立地企業の高度化をめざします。
- 彦根市工場等設置奨励条例に基づき、工場等の新設、増設および市内移転を積極的に奨励します。
- 滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根工業高等学校などの教育機関と産業界との連携による、人材育成、技術開発への取組を支援します。
- 企業の動向を積極的に情報収集するとともに、立地にかかる情報提供と手続きのワンストップサービス※に努めます。

2. 地場産業の振興（地域経済振興課）

- 地場産業の活性化を図るため、「彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画」に基づき、「人材の確保・育成」、「営業戦略・販路拡大」、「技術・商品開発等によるブランド力の強化」および「国際化(海外展開)」の4つの視点から、実践的で即効性のある取組を行います。

第1部 基本政策の推進

- 国の伝統的工芸品である彦根仏壇の後継者育成のため、新規就労した彦根仏壇職人の人件費に対する支援を行うとともに、優秀な伝統的工芸品産業技術者の表彰を行います。
- 彦根仏壇のPRのため、彦根仏壇事業協同組合が実施する各種展示会、七曲がりでの集客イベントや情報発信事業、伝統工芸土研修事業等の取組を支援します。

3. 中小企業の育成（地域経済振興課）

- 本市の事業所の9割を超える中小企業の活性化の方向性を明確にし、将来にわたる活性化方針等の検討や立案を行う彦根市経済活性化委員会からの答申を受け、市として具体的な中小企業支援に関する方針、計画等を策定し、これらに基づく各種支援施策を展開するとともに、商工会議所・商工会が行う中小企業に対する経営指導・相談や講習会等の事業を促進し、中小企業の事業拡大への支援に努めます。
- ベンチャー企業などによる起業や新分野への進出を支援するため、インキュベーション施設※や制度融資の紹介などを行い、ベンチャー企業の育成に努めます。
- 異業種間の交流を通じ、経営資源の共有や交流によるビジネスチャンスの創出を図るために、異業種交流団体が実施する、研修や共同事業等の取組を支援します。
- 中小企業による工業技術センター等の研究機関の活用を促進します。
- 中小企業の経営安定を図るため、小規模企業者小口簡易資金制度などの資金融資制度の充実に努めます。

(関連する個別計画)

湖東圏域企業立地基本計画（H27～H31年度）

彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画（H27～H31年度）

【成果の達成に向けて…】

- 企業と大学、金融機関など多様な主体との連携による人材育成や技術開発への取組を期待します。
- 市内企業の魅力が増進され、大学生の市内企業への就職促進による地元定着を期待します。
- 企業間による技術連携等が推進されることを期待します。
- 新たなベンチャービジネス※の起業に期待します。
- 地場産業を始めとする市内企業による彦根產品の販路を国内外に拡大することにより、全国のみならず世界に「彦根」が発信されることを期待します。

4-2-5 商業サービス業の振興

【現状と課題】

- モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化に伴う消費者ニーズの多様化に対応した郊外型大型量販店等の出店や、コンビニエンスストア、インターネット販売など新たな業態の誕生により、既存商店街への顧客が減少し、空き店舗の増加、中心市街地人口の減少を誘発しています。
- 平成11年（1999年）1月に「彦根市中心市街地活性化基本計画」を策定し、これまでハード事業を中心に整備を行ってきました。しかし依然として中心市街地の空洞化は進行しているため、新たなビジョンに基づく活性化に向けた取組が求められています。
- 7月の「高宮納涼花火大会」や、8月の「七夕まつり」、11月の「ゑびす講」など、地域に密着した伝統的な商店街のイベントに加え、花しょうぶ通り商店街が主催する「アートフェスタ勝負市」や、彦根商店街連盟、彦根商工会議所、本市等で構成する実行委員会による「ご当地キャラ博 in 彦根」など、交流人口と市内消費の増加につながるイベントも誕生しています。一方で事業のマンネリ化や継続が困難な例もあり、こうしたイベントをいかに盛り上げ、活性化につなげていくのかが、課題となっています。
- 彦根商工会議所が行う空き店舗を活用した新規開業者に対する家賃補助や、各商店街の不足業種を誘致して改修費の一部を補助する事業への支援を行っていますが、空き店舗は増加する状況にあります。その一方で、花しょうぶ通り商店街が整備した「寺子屋力石」、「戦國丸」、「遞信舎」および「治部少丸」の「ひこね街の駅」に代表されるように、地元大学やNPO法人等との協働により、空き店舗や空き家の再活用やイベントの実施など、地域の活性化を促進する取組が始まっています。今後はこれらの新しい取組を多くの商店街に広げていく必要があります。
- 商店主の高齢化、後継者等の問題に加え、商店街周辺の居住人口の減少等、様々な要因により、商店街全体の活気が低下しつつあり、その運営は厳しい状況にあるため、商売意欲を持った外部からの人材投入も必要になっています。
- 中小専門商業者は、市場経済の変動により経営状況が左右されやすいため、景気後退時には消費者の購買力を高める施策を講じる必要があります。また、信用力、担保力が乏しいことにより、金融機関等から融資を受けられない中小専門商業者に対しては、簡易かつ低利な公的融資を行うことが必要です。
- 消費者ニーズの多様化、市場外流通や大型店独自流通の拡大等により、卸売業者の取扱高が年々減少していることから、彦根総合地方卸売市場株式会社では卸売業者等に対する施設使用料の減免により支援をしています。

第1部 基本政策の推進

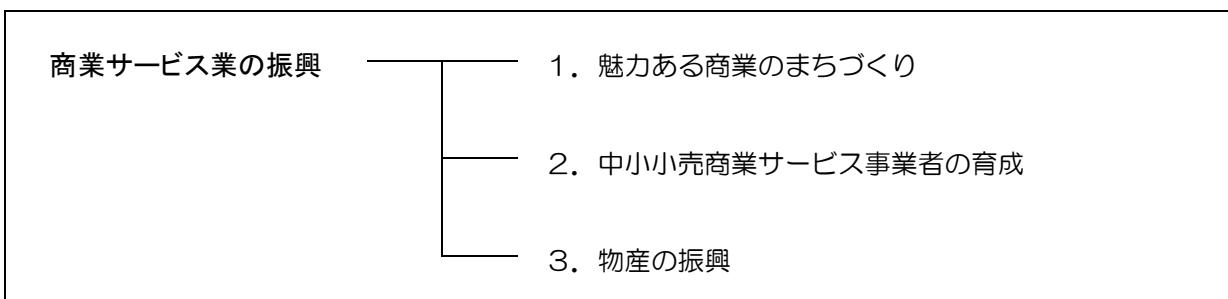
- 「観光と物産展」や各地の物産展等において、本市の物産を広く宣伝・紹介していますが、物産の振興を図るために、今後は観光客を対象とした付加価値の高い特産品の開発や、新たな販路を開拓することが求められています。

【めざす成果】

- ◆ 多様化する消費者ニーズに対応した魅力と賑わいのある商店街づくりに向けた取組に対して支援を行うことで、持続的な地域経済の活性化をめざします。
- ◆ 商店街は、地域コミュニケーションの中心として様々な機能を有していることから、地域活性化に向けた商店街の取組を支援することで、商店街と住民の交流と協働を促進し、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を強化することをめざします。
- ◆ 地域住民や地元大学、NPO法人など多様な主体が商店街の取組に参画するとともに、これらをまとめ、その取組を牽引する組織を育成していくことで新たな人的ネットワークの構築や異業種交流が促進され、魅力的な取組が行われる中で地域活性化をめざします。

指標						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	
			H25年度	H32年度		
42501	多様な主体の参画を得て活性化に取り組む商店街の数	件	1	4	地域経済振興課	
42502	既存商店街の空き店舗数	店舗数	54	44	地域経済振興課	

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 魅力ある商業のまちづくり（地域経済振興課、都市計画課、交通対策課、建築住宅課、介護福祉課、障害福祉課、子ども・若者課）

- 「地域商店街活性化法」の理念に基づき、商店街が地域コミュニティの担い手として実施する、地域住民の生活の向上、交流の促進および社会的な課題に対応した取組を支援し、地域のにぎわいの創出の推進に取り組みます。
- 「彦根市公共サインガイドライン」に基づき、案内サインによる商店街等の表示を行い、回遊性の向上に努めます。
- 商店街が主体的に取り組む周辺住民の需要を反映した駐車場整備等の商店街基盤整備を促進し、住民にとって利便性が高く、魅力のある商店街づくりの支援に努めます。
- 地域住民や地元大学、NPO法人、金融機関、農業関係者等、多様な主体が参画する商店街活性化のための取組を支援することで、魅力的なまちづくりに努めます。
- 中心市街地の空洞化の進行を抑制し活性化を図るため、「彦根市中心市街地活性化基本計画」の策定を検討します。
- 住環境の整備や公共交通機関の利便向上、福祉施設の整備など、居住と都市機能を集約し、高齢者や子どもが歩いて暮らせるコンパクトシティの推進により、まちの暮らしやすさを向上させ、商店街の活性化に取り組みます。

2. 中小小売商業サービス事業者の育成（地域経済振興課）

- 商工会議所・商工会が実施している中小小売商業サービス事業者に対する指導・相談や講習会等の事業を支援します。
- 空き店舗を利用した新規開業希望者に対する家賃および開店時の店舗改修経費に係る補助事業を支援し、意欲のある中小小売商業サービス事業者の育成に努めます。
- 中小小売商業サービス事業者の経営の安定と資金繰りの円滑化を図るため、小規模企業者小口簡易資金制度などの資金融資制度の充実に努めます。
- 卸売市場の機能強化と施設の有効利用に努めます。

3. 物産の振興（地域経済振興課、観光企画課）

- 地域に根付く彦根の物産を物産展等において広く発信し、普及と振興に努めます。
- 物産事業と観光事業の連携を強化し、観光客を対象とした付加価値の高い特産品づくりや新商品の開発、インターネットを通じた新たな販路開拓に努めます。

（関連する個別計画）

彦根市都市計画マスターplan (H18～H28年度)

【成果の達成に向けて…】

- 各商業者・商店街による地域活性化に向けた主体的かつ意欲的な取組を期待します。
- 商業者と大学、NPO、金融機関、農業関係者など、地域活性化のための新しいネットワークが構築されることを期待します。
- 商店街活動を牽引するリーダーが養成されることを期待します。
- 地元購買力の向上と地域経済活性化のため、市内の身近な場所で買い物されることを期待します。
- 新規開業者による魅力ある店舗が増えることを期待します。

4-3 魅力ある交流の場の創出

4-3-1 観光の振興

【現状と課題】

- 彦根城をはじめとする多くの史跡や社寺仏閣などの魅力的な観光資源を有していますが、観光客の多くは日帰り観光です。観光による地域への経済効果を高めるためには、宿泊を伴った着地型観光を推進することが重要です。そのためにも、新たな観光メニューの開発や城下町情緒ある景観の創出等社会資本整備が必要です。
- 平成19年度（2007年度）の「国宝・彦根城築城400年祭」や平成20年度（2008年度）、21年度（2009年度）の「井伊直弼と開国150年祭」の開催、また、400年祭で誕生した市のキャラクター「ひこにゃん」が全国的な人気となり、年間観光入込客数は、300万人を超えるまで増加しました。一方でこれらのイベントを通して、市民団体等による自らの創造による創意と工夫を凝らした事業が展開されるなど、市民の高い参加意識と実行力が生まれました。これら市民パワーを糧とした新たな彦根の文化・魅力を創造する取組が必要です。
- 彦根城域だけでなく、夢京橋キャッスルロードや四番町スクエアなどまちなかへの回遊や佐和山山ろくへの回遊性が徐々に増加していることから、受入れ環境の整備を図るとともに、荒神山、中山道、佐和山においては、観光資源としての活用が求められています。
- 観光シーズンの交通渋滞が増加しているなど交通対策が重要となっています。公共交通機関の利用を推進することはもとより、駐車場の確保、道路網の整備、二次交通※アクセスの改善等が重要であり、併せて安全で安心なまちづくりを進める必要があります。
- ライフスタイルや価値観の変化等から観光ニーズが多様化してきています。大人数から小グループ化へ、“見る”観光から“体験型”観光等へ、さらには、新たなグリーンツーリズム※、エコツーリズム※、産業観光など従来の観光から大きな変化と広がりをもつようになってきています。
- 既存の行政枠を超えた連携・協力を図り、観光客の広域観光ニーズへの対応と地域における観光客の長期滞在・回遊性の向上を目指すため、共通のテーマやストーリー性を持った連携により、面的広がりを持った魅力的な観光地として国内外に情報発信する必要があります。

第1部 基本政策の推進

- 平成21年（2009年）に湖北・湖東・東近江地域において設立された「びわ湖・近江路観光圏協議会」は、当初の計画である5年を経過し、一定の目標を達成したことから、地域の特性を生かしたコンパクトな体験型観光の推進や特定のテーマに沿った事業を実施するため、新たな枠組みを検討し、発展的に解散しました。今後は、彦根市・長浜市・米原市による、「びわ湖・近江路観光圏活性化協議会」で共通のテーマによる事業やインバウンド事業※を実施するとともに、「びわこ湖東路観光協議会」と「北びわこふるさと観光公社」、「三方よし！近江日野田舎体験推進協議会」を構成メンバーとする「びわ湖・近江路民泊連絡会」で農家民泊等の事業を引き継ぎ、さらなる広域観光の推進を図る必要があります。
- 国は、観光立国・地域活性化戦略として、訪日外国人の増加をめざしており、特にアジアからの誘客に重点を置いております。平成27年（2015年）に、日本に訪れた外国人観光客は1千900万人を超える、本市においても、平成24年（2012年）の2万2千人に対し、平成27年（2015年）には、7万人超と大幅に増加しています。今後も、固有の歴史・文化などの観光資源の海外発信や受入れ体制の充実を図り、競争力の高い魅力ある観光地づくりを行う必要があります。
- 本市の魅力を広くPRするため、パンフレット・ポスターの作成や各種媒体での広告宣伝、各地でのキャンペーン等を展開しています。今後もニーズに応じた効果的な情報の提供が求められています。
- 定住人口がピークを迎え、少子高齢化の進行が予測される中、地域経済活性化のため、本市を訪れる観光客等、交流人口の拡大を図る必要があります。各種会議や大会等の誘致を積極的に働きかけることで効果的な誘客、交流人口の増加を図ることが必要です。
- 彦根城をはじめとする本市の歴史・文化遺産は従来から映画等の撮影に使用されてきましたが、近年市民による誘致活動なども功を奏し、ロケーション撮影の件数が増えています。こうしたことから、彦根を舞台とした映画、テレビドラマ、CM等のロケーション撮影を誘致し、映像を通じて本市の観光資源や歴史、文化、自然風景などを広く発信することにより、市の認知度の向上を図り、観光振興につなげる必要があります。
- 市内観光消費により経済波及効果を創出し、持続可能な地域経済の活性化を図るために、官民が一体となって、まちづくりの視点で戦略的な観光施策を講じる必要があることから、市民が共感できる将来ビジョンや観光都市として目指すべき目標と基本方針等を定めた「彦根市観光振興計画」に沿って効果的に事業を遂行する必要があります。

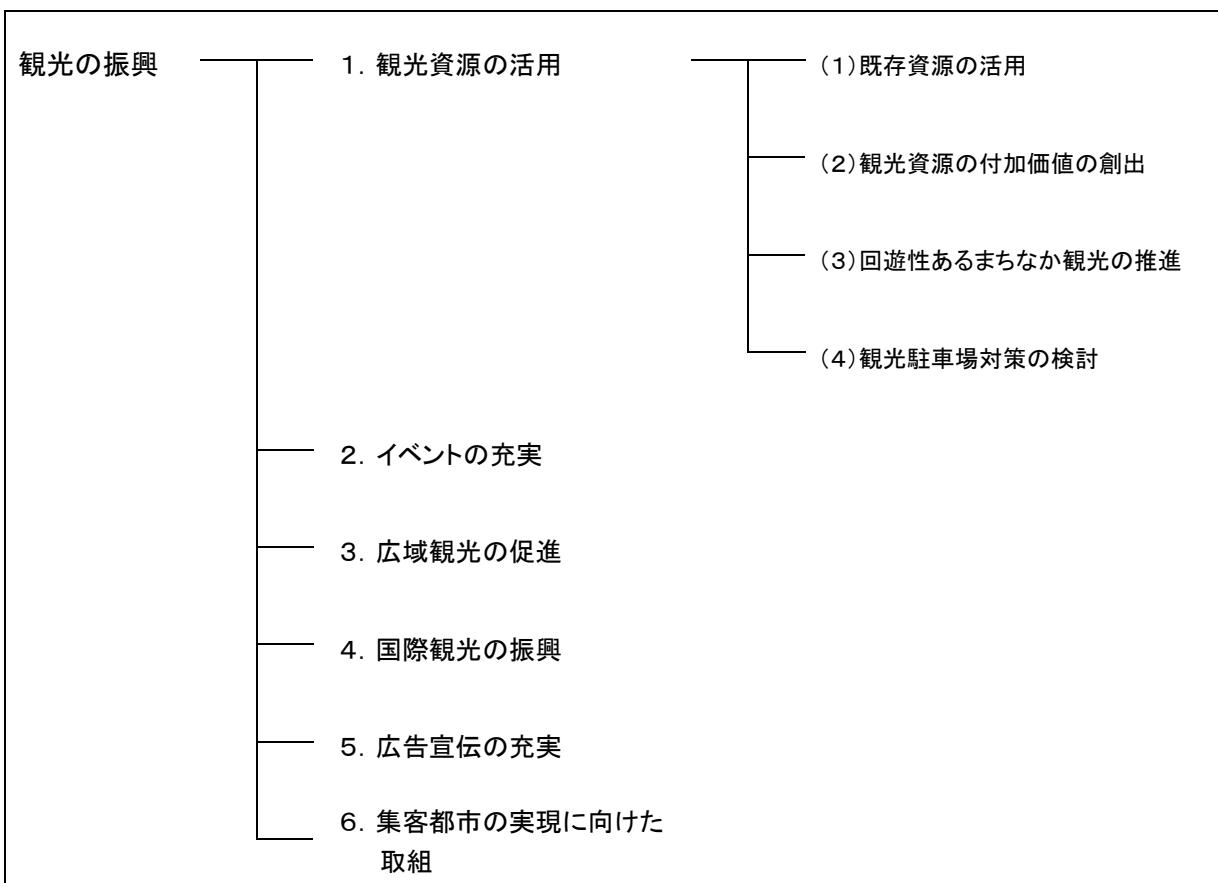
【めざす成果】

- ◆ 彦根城をはじめとする歴史的建造物や彦根城博物館が文化的空間として活用され、国内外に魅力的な城下町として本市が広く認知されることをめざします。

- ◆ まちなか観光や滞在型観光の促進により、地域の活性化につながり、経済効果が生まれることをめざします。
- ◆ 観光客を気持ちよくおもてなしのできるまちをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
43101	滋賀県観光入込客統計調査による 彦根市内入込観光客数	人	3,190,500	3,500,000	観光企画課
43102	外国人観光客数	人	31,088	60,000	観光企画課
43103	観光消費による彦根市内への経済波及効果	億円	266	400	観光企画課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 観光資源の活用（観光企画課、地域経済振興課、文化財課、都市計画課、彦根城世界遺産登録推進課、交通対策課）

（1）既存資源の活用

- 単体の資源に依存することなく、荒神山、中山道、佐和山などの観光資源を活用し、新たな観光ルートとして市民や関連団体とともに活用します。
- 観光客に体験してもらえる、地場産業、特産品あるいは彦根独自の食を掘り起こし、観光への活用を行います。
- 観光行政に参画していただける NPO や自治会等に埋もれた人的資源を発掘し、支援体制を作ります。
- 彦根城堀の屋形船や自転車タクシーの運行を今後も支援し、観光客に付加価値のある観光を提供します。

（2）観光資源の付加価値の創出

- 観光客に付加価値のある観光地として快適な環境を提供できるよう、「彦根市歴史的風致維持向上計画」に基づく歴史的景観の形成や特別史跡彦根城跡等文化財の保存整備への取組、彦根城の世界遺産登録に向けた取組を進めます。

（3）回遊性あるまちなか観光の推進

- 多様な観光コースの開発やスマートフォンアプリケーション※等による効果的なガイド、自転車や自転車タクシー等によるまちなか周遊等によって、観光客をまちなかに回遊誘導し、彦根の魅力のアピール、滞在の長期化、宿泊への誘引等様々な効果を図ります。

（4）観光駐車場対策の検討

- 市民や観光客等の利便を図るため、駐車場の利用調整を図り、交通アクセス等の情報提供に努めます。

2. イベントの充実（観光企画課）

- 既存イベントの充実を図るとともに、観光に対するニーズを把握し、タイムリーで話題性のある新たなイベントや記念事業を市民と共に創造していきます。

3. 広域観光の促進（観光企画課）

- 効果的な誘客促進により、地域活性化を図るため、本市が各市町と連携協力している「びわ湖・近江路観光圏活性化協議会」、「びわこ湖東路観光協議会」、「びわ湖・近江路民泊連絡会」および（公社）びわこビズターズビューローでの取組を通して個々の市町が持つ魅力を広域的に繋げる広域観光の促進に努めます。

4. 国際観光の振興（観光企画課）

- 海外広報活動を行っている（公社）びわこビズターズビューロー等の宣伝事業に積極的に参加することにより、海外における本市の知名度向上に努めます。
- 外国語の案内看板・パンフレット・ガイド・公衆無線 LAN 等を充実させることにより、海外からの旅行者に対する受入体制を整備し、国際観光都市をめざします。

5. 広告宣伝の充実（観光企画課）

- 様々な広域観光の枠組みでの共同による事業の展開やPR活動に取り組むことにより、滞在型観光の実現および宿泊客数の増加を図ります。
- 映画、テレビ番組等の誘致および撮影支援を積極的に展開し、映像を通じて彦根市の自然・歴史・文化遺産等を広く発信することによる、フィルムコミッショナリ※による観光誘客に努めます。

6. 集客都市の実現に向けた取組（観光企画課）

- 彦根市内の各種会合や学会、同窓会等の開催を誘致するとともに、会場や宿泊施設の紹介、観光情報の提供、支援等を推進します。

（関連する個別計画）

彦根市観光振興計画（H28～H37年度）

【成果の達成に向けて…】

- イベント、行催事への市民等の積極的な参画を期待します。
- 新たな観光資源の創出やイベントの自発的な企画を期待します。
- 広域観光の促進のため、市町を越えた地域連携や民間事業者等の交流活動が盛んになることを期待します。
- 民間団体によるイベント・活動の情報提供、情報発信が行われることを期待します。
- 観光客等に対するホスピタリティ※の向上を期待します。
- 外国人観光客の受入れを促進するための自主的な取組を期待します。

4-4 雇用の促進と労働者福祉の充実

4-4-1 雇用の促進と労働者福祉の充実

【現状と課題】

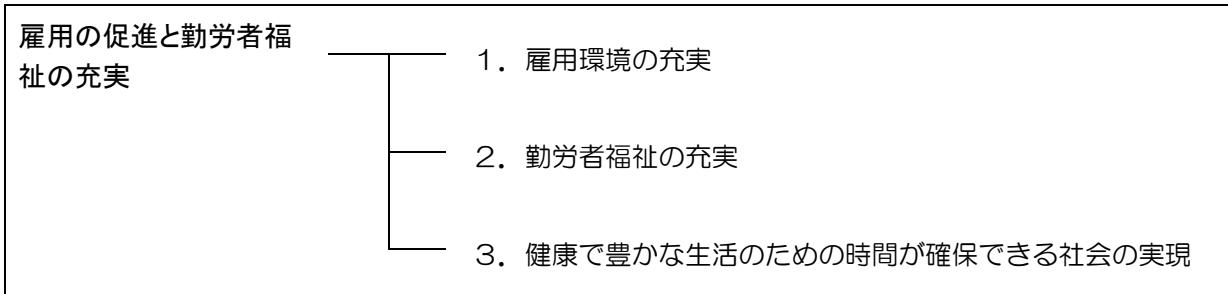
- 平成20年度（2008年度）に起こった世界同時不況や東日本大震災の影響による日本国内の景気の低迷は、国による各種経済対策の効果などにより回復傾向にあります。
- 高校・大学新卒者の就職は、改善が見られるものの依然として厳しい状況が続いています。また、非正規雇用労働者、外国人住民、高齢者等は、景気の影響を受けやすく不安定な状況であり、関係機関、団体との連携を図りながら、就労対策や正規雇用に向けた取組を進める必要があります。
- 事業所で働く従業員の就労意欲を高めるため、関係機関との連携により、優良従業員表彰を行うとともに、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用推進事業所表彰を行ってきました。今後も関係機関との連携のもとに、雇用の促進と安定のため、こうした取組を継続する必要があります。
- ひこね燐ぱれすや彦根労働福祉社会館においては、就労を支援するための講座や教室等が開催されています。今後も利用者のニーズを踏まえた事業展開やサービスの向上に向けた取組を進める必要があります。
- 中小企業の従業員等の福利厚生事業を行っている彦根地域労働者互助会については、今後も労働者福祉の向上を図るために、さらなる事業の充実や組織の自立化に向けて会員数拡充等の取組に対して支援する必要があります。
- 近年の労働時間は、雇用形態により差があるものの、フルタイム雇用者の労働時間は減少しておらず、仕事に忙殺される傾向にあることから、自己啓発や家事、育児、地域活動に参加する時間的余裕もなく、長時間労働により健康を害する労働者も少なくありません。また、共働き世帯が増加している状況にあるなど人々の生き方が多様化している中で、誰もが安心して働くよう、雇用や育児、介護など国の法律や施策について、事業者に対し、継続して周知・啓発していく必要があります。
- 平成19年（2007年）12月に関係閣僚、経済界、労働界および地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和の実現に向け、官民一体となって取組が進められています。本市では、これまで男女共同参画の啓発時や企業内公正採用・人権啓発にかかる事業所訪問時に県、公共職業安定所等、関係機関と連携を図りながら、働きやすい職場環境づくりに向けて周知・啓発を行ってきました。今後も関係機関との連携のもと、こうした取組を継続する必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 関係機関との連携による雇用の促進に向けた施策や就労意欲の向上への取組により、勤労者の雇用が安定されることをめざします。
- ◆ 中小企業従業員や事業主の福利厚生の充実により、勤労者福祉が向上されることをめざします。
- ◆ 市民が健康で豊かな生活を送るために必要な時間が確保でき、市民の多様な働き方、生き方が選択できる社会をめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
44101	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業所数	事業所	87	100	地域経済振興課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 雇用環境の充実（地域経済振興課）

- 企業立地を促進し、雇用機会の拡充を推進します。
- 就労の促進と安定を図るため、関係機関や団体等の連携を図るとともに、事業所に対して雇用条件の改善などの啓発を推進します。
- 新卒者を含む若年者や外国人住民等の就労の促進と安定のため、関係機関や団体等の連携を図り、就労対策や自立に向けた取組を推進します。
- 関係機関との連携により優良従業員表彰を行い、就労意欲の向上を図るとともに、障害者雇用推進事業所表彰を実施し、障害者雇用の促進と就労の安定を推進します。

- 市内高等学校、市内・県内大学および県外大学における滋賀県出身者等の新卒者の市内企業への就職を促進するため、学校、市内企業、関係機関、関係団体等による連携を強化し、本市への定着者の増加に向けた取組を推進します。

2. 勤労者福祉の充実（地域経済振興課）

- 勤労者福祉施設の利用促進を図るため、講座内容等の充実や施設の整備に努めます。
- 勤労者福祉の増進を図るため、中小企業の従業員と事業主の福利厚生事業の充実および彦根地域勤労者互助会への加入促進により自立化に向けた取組を支援します。

3. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現（地域経済振興課他府内関係課）

- 働く人々の健康が保持され、自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つて豊かな生活を実現するため、関係機関との連携を図りながら事業所への啓発を進めます。
- 誰もが意欲と能力を生かして、様々な働き方や生き方が選択できる社会を実現するための取組を支援します。

（関連する個別計画）

湖東圏域企業立地基本計画（H27～H31年度）

彦根市男女共同参画計画（H23～H32年度）

彦根市子ども・若者プラン（H27～H31年度）

ひこね障害者まちづくりプラン（H24～H29年度）

【成果の達成に向けて…】

- 企業、事業所における雇用の拡大と安定に向けた取組を期待します。
- 働く人の職場環境を向上させるため、事業所等における経営者の労働関係法令等の遵守を期待します。
- 一人ひとりが自分らしく働き、自分らしい生活ができる職場づくりの実現を期待します。
- 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画が全事業所で策定されることを期待します。
- 市内高等学校、市内大学等が、市内での就労を促す取組を展開されることにより、市内企業への就職者が増加することを期待します。

第5章 次世代育成・市民交流

5-1 次世代育成支援対策の推進

5-1-1 子ども家庭支援の推進

【現状と課題】

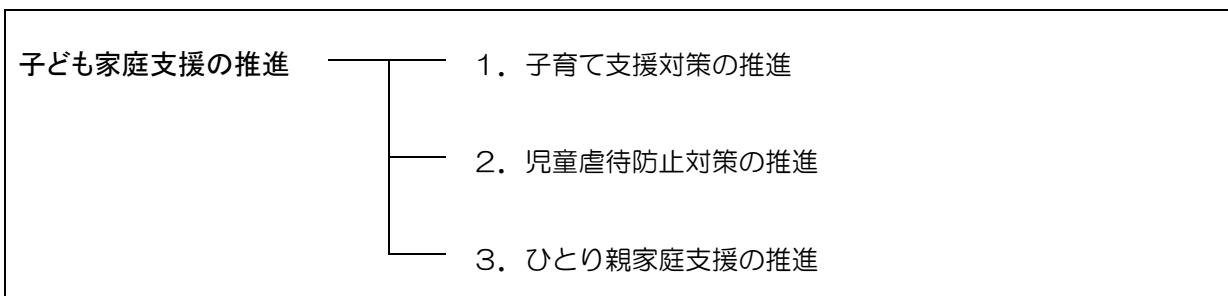
- 乳幼児の子育てに関する情報がいつでも手に入れられ互いに交流ができる場所や、親子がふれあい安心して学ぶ機会づくりが必要です。
- 子育て支援に関して、関係機関の広域での情報共有や人材育成が必要です。
- 育児に関する知識や経験が少ない子育て世代にとって、無料で医療機関を受診できる乳幼児福祉医療費助成制度は、安心して子育てできる環境づくりの強い味方であり、「セーフティネット」の役割も果たしています。医療費の高騰や医療技術の高度化により、県や市の財政負担は年々増加していますが、子育ての経済的負担の軽減に対する子育て世代の要望は強いことから、助成対象の拡大を行い、平成24年（2012年）10月からは小学生、平成25年（2013年）10月からは中学生の入院医療費の助成を行っています。今後も、乳幼児や子どもの医療費助成制度の継続的、安定的な制度運営に努める必要があります。
- 子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、早期発見に努めるとともに子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を早期に行う必要があります。
- 都市化や核家族化が進み、人間関係が希薄となっている今日において、社会的な事由により児童の養育が困難となる家庭は増加しています。また、配偶者等の暴力により一時的に避難する場を求める母子も増加しており、施設等による一時的保護を必要とするケースが増えています。
- ひとり親家庭の生活の安定や向上をめざして、安定した就業への支援のため教育訓練費の一部補助を行っており、ひとり親家庭の就業自立をより一層推進していく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 地域において、安心して親子がふれあい子どもが成育する環境を社会全体でつくり支えていくしくみが構築されることをめざします。
- ◆ 妊娠期からの相談や子育て相談など、子どもに関する様々な問題の相談・支援により虐待のない家庭、社会づくりをめざします。
- ◆ 乳幼児福祉医療費助成制度や子ども医療費助成制度などの子育て支援策により、子育て世代が経済的な不安を抱えることなく、安心して子育てできる環境づくりをめざします。
- ◆ 国・県において進められる、ひとり親家庭の自立を促進する施策を活用し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減や就業支援、生活相談などの自立支援により、誰もが安心して子育てできる環境づくりをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
51101	子育てひろば箇所数	箇所	20	25	子ども・若者課
51102	子育てサポーター数	人	64	100	子ども・若者課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 子育て支援施策の推進（子ども・若者課、子育て支援課、保険年金課、生涯学習課）

- 多様な保護者のニーズに対応できる支援施策の充実を図ります。
- 子育てに関する情報を一元化してホームページやガイドブックなどで提供するとともに、親子がふれあい安心して学べる機会の拡充を図ります。
- 湖東定住自立圏における関係機関が連携し、子育てサポーターを養成するなど広域での子育て支援の取組を充実します。
- 子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、就学前までの乳幼児に対する医療費助成や小・中学生に対する入院医療費の助成を行います。
- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という観点から、家庭や地域が一体となった子育て教育環境づくりを推進します。

2. 児童虐待防止対策の推進（子育て支援課）

- 児童虐待や児童の非行も含めたすべての児童の問題に関する相談体制整備を推進します。
- 児童虐待防止対策の充実に努めます。

3. ひとり親家庭支援の推進（子育て支援課）

- 国庫補助事業として実施されている、子育て家庭の負担の軽減を図るために児童扶養手当の支給を行う一方、ひとり親家庭の経済的な安定や自立促進を図るために、就職に有利な資格取得の教育訓練の費用助成制度を活用し、ひとり親家庭への支援の推進に努めます。

（関連する個別計画）

彦根市子ども・若者プラン（H27～H31年度）

【成果の達成に向けて…】

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という観点から、地域住民や地域の団体等が子どもたちや家族へ関心を持ち、積極的に地域活動に参加されることを期待します。
- ひとり親家庭の就労について、各事業者の理解を期待します。

5-1-2 乳幼児の保育・教育の推進

【現状と課題】

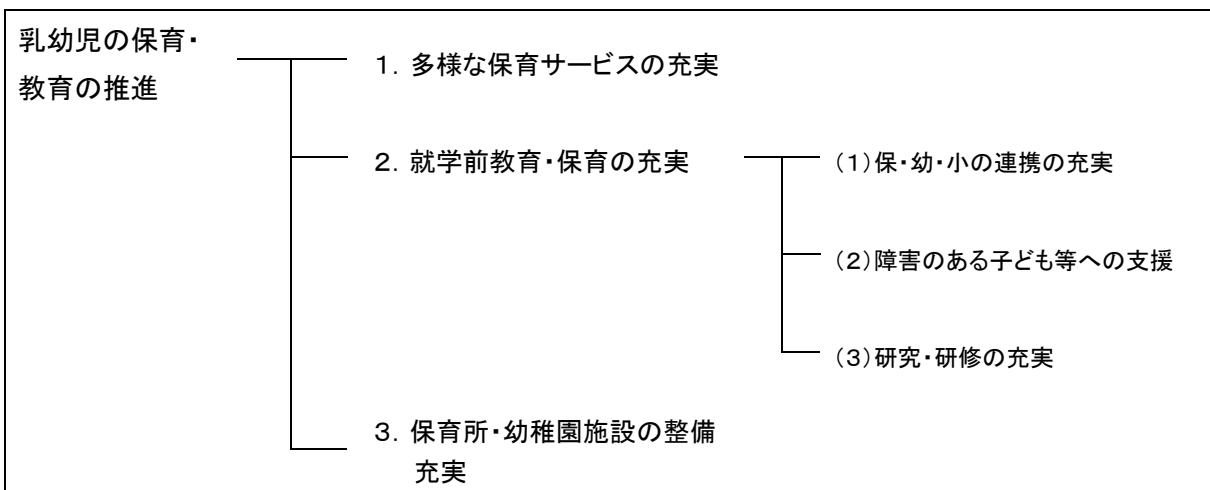
- 保育のニーズが高まる中、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、公立幼稚園の認定こども園※への移行や保育所による受入枠の拡大による待機児童の解消、保護者の生活スタイルの変化等に対応した多様な保育サービスが求められています。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えており、子ども同士、親同士のかかわりも希薄化しています。保育所や幼稚園に通っていない子どもの家庭に対しても子育て相談や親子の交流の場を提供することが必要です。
- 特別支援を必要とする幼児が集団生活に適応できるよう取り組んでいるところです。個別のきめ細かな対応がより一層求められていることから、一人ひとりに応じた適切な指導が求められています。
- 市立幼稚園施設については、市内10園中6園が築後35年以上経過し、老朽化が著しいこと、また、認定こども園への移行など、大規模な施設整備に取り組む必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 保育所や幼稚園が認定こども園に移行することにより待機児童が解消され、また多様な保育サービスを充実させることにより、働きながら子育てができる環境や市民が安心して子育てのできる環境をめざします。
- ◆ 就学前教育としての幼稚園と保育所の連携や、職員の資質の向上により、子育て支援の充実をめざします。
- ◆ 施設の充実に努めることにより、よりよい保育・教育環境となることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
51201	保育所待機児童数	人	46	0	幼児課
51202	幼稚園待機児童数	人	48	0	幼児課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 多様な保育サービスの充実（幼児課）

- 待機児童解消のため、公立幼稚園の認定こども園への移行や保育所等による受入枠の拡大により待機児童の解消を図ります。
- 多様な保育サービスの充実を図り、保護者が必要なときに安心して子どもを預けられるよう努めます。
- 公立幼稚園の預かり広場※の充実を図り、保護者が必要なときに安心して子どもを預けられるよう努めます。

2. 就学前教育・保育の充実（学校教育課、幼児課）

(1) 保・幼・小の連携の充実

- 保育所、幼稚園、小学校の連携を更に深め、就学前教育・保育から小学校教育への円滑な移行に努めます。

(2) 障害のある子ども等への支援

- 特別支援担当教諭等の配置や特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

(3) 研究・研修の充実

- 職員の資質向上と就学前教育・保育の充実のために、保育内容の研究、職員研修等に取り組みます。

3. 保育所・幼稚園施設の整備充実（幼児課）

- 安全で安心な施設となるよう、施設整備に取り組みます。

(関連する個別計画)

彦根市子ども・若者プラン（H27～H31年度）

【成果の達成に向けて…】

- 事業者による保育所・幼稚園の認定こども園への移行や、受入れ枠の拡充への協力を期待します。
- 事業者による多様な保育ニーズの対応への協力を期待します。
- 事業所による育児休業制度や、ワーク・ライフ・バランス※の普及・啓発を期待します。
- 保育士の確保のため、家庭にいる有資格者の保育士登録や就労を期待します。
- 幼少期からの子育てに一層の関心を持ち、保護者や地域の方々が積極的に園行事や子どもたちに関わられることを期待します。

5-1-3 小学校・中学校教育の充実

【現状と課題】

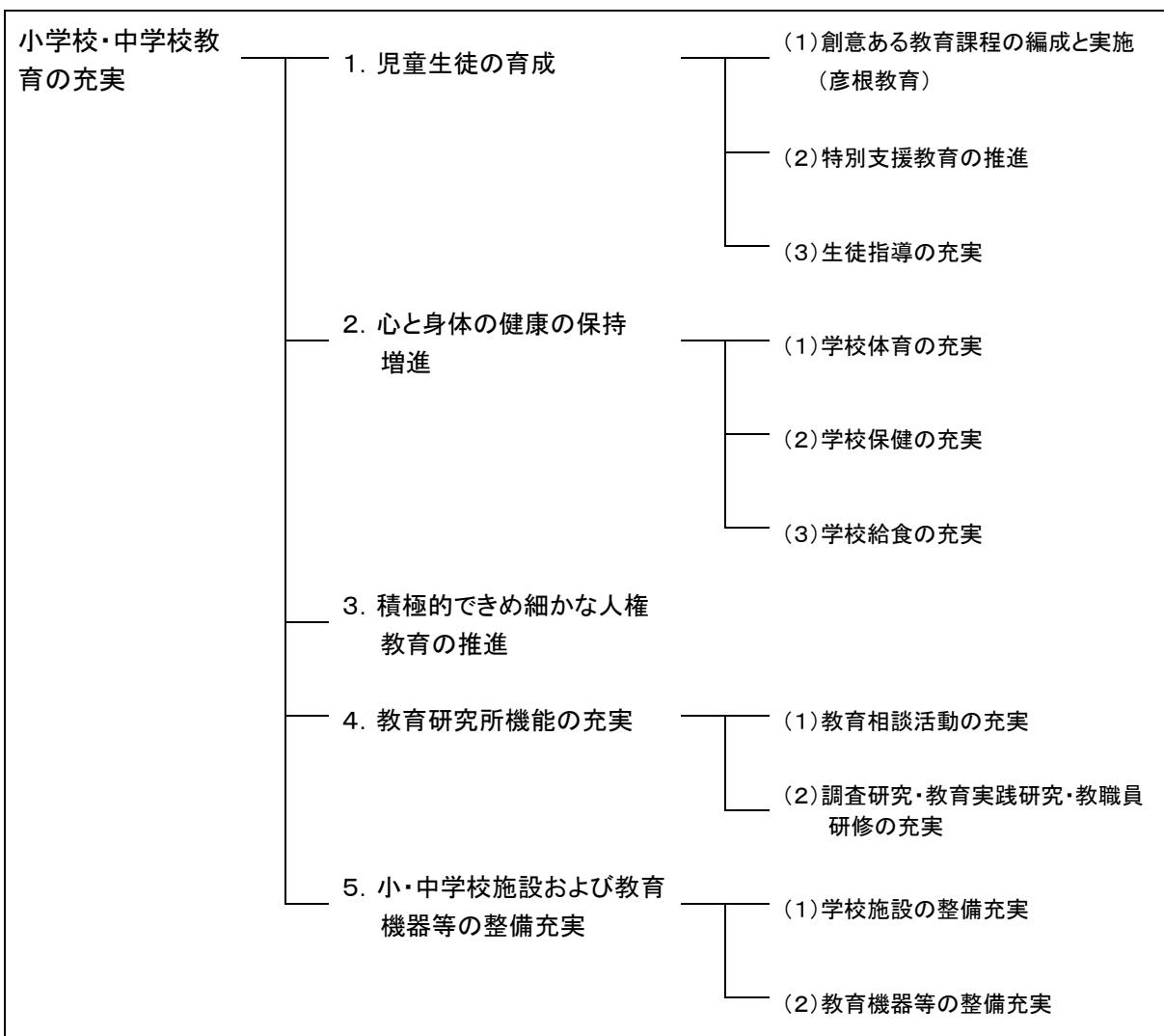
- 家庭や地域社会の価値観の多様化や大人社会のモラルの低下など、子どもを取り巻く環境は必ずしも良好なものとはいえず、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」からなる「生きる力」を育む学校教育を推進することが重要です。また、学校と家庭や地域とより連携を深め、各種関係機関等の協力を得て健全育成に取り組むことが求められています。
- 小・中学校に在籍するLD※（学習障害）、ADHD※（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症※等の発達障害を含む障害のある児童生徒に対する指導や支援をはじめ、ニーズに応じたきめ細かな対応が重要です。
- 不登校、不登校傾向の児童生徒に対してきめ細かな支援・指導の必要性から、当該児童生徒やその保護者へのカウンセリングの充実と、不登校（傾向）を示す児童生徒が通う適応指導教室の施設や指導員等の充実が重要です。
- 体を動かす機会が減り、生活リズムや食の乱れなど、子どもたちの正しい生活習慣の定着に課題が認められることから、健康の保持増進を図るため、子どもたち一人ひとりが生活習慣を改善する必要性に気づき、改善するために必要な力を育てることが求められています。
- 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権尊重の意識が根付いた社会の実現をめざして、教職員の研修、校種を超えた情報交換や取組、さらに家庭や地域との連携を一層深め、人権尊重の実践的態度を育成する教育活動の充実を図る必要があります。
- 教育の今日的課題を踏まえて、学校における教育実践上の諸問題に対応するため、調査研究・教育実践研究・各種研修会を進め、教職員の資質および指導力の向上に努める必要があります。
- 小・中学校施設については、優先的に進めてきた耐震化も完了しておりますが、老朽化や経年劣化も目立つことから、今後も施設・設備の計画的な整備を行う必要があります。また、教育機器等についても、引き続き、計画的な更新や整備に努めていく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び、考え、判断する力を育む教育を推進し、豊かな人間性や社会性を育成するための体験活動等を生かした取組に努め、子どもたちが確かな学力や豊かな心を身につけることをめざします。
- ◆ 障害のある児童生徒皆が持てる力を発揮し、将来に向け自立や社会参加ができる力が育まれることをめざします。
- ◆ 保護者や児童生徒に対して相談活動や指導体制を充実することにより、不登校やいじめ等の悩みの解決に努め、児童生徒が充実した学校生活を過ごすことをめざします。
- ◆ 生涯にわたって健康な生活を送ることができる基礎を養うため、児童生徒が運動に親しみ健康管理や正しい食習慣をよりよく理解し、健康の保持増進のための資質や能力を身につけることをめざします。
- ◆ 人権尊重の精神を日常生活において具現できる児童生徒の人間形成につなげることをめざします。
- ◆ 学校施設および教育機器等を整備することにより、よりよい教育環境になることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
51301	児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況	%	小学校 65.2 中学校 70.1	80.0 80.0	学校 教育課
51302	新体力テスト総合評価平均値	点	小6 3.14 中3 3.41	3.33 3.64	学校 教育課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 児童生徒の育成（学校教育課）

(1) 創意ある教育課程の編成と実施（彦根教育）

- 児童生徒の確かな学力と豊かな心を育むため、「彦根教育 学びの提言（ひこねっこ 学びの6か条）」の啓発に努め、学力向上の取組、体験活動の充実、読書活動の推進、学習習慣や生活習慣の確立等に努めます。
- 児童生徒にふるさと彦根に愛着をもたせ、郷土を愛する心を育てるため、学校と家庭・地域が連携し、人とのつながりを大切にしながら、自然や歴史・文化、彦根の人材などの貴重な資源を生かした教育に努めます。

(2) 特別支援教育の推進

- 支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに基づいて立案された支援計画や指導計画により、適切な支援が学校全体でできるよう努めます。

(3) 生徒指導の充実

- 悩みを持つ児童生徒の相談や心のケアの充実、不登校・いじめ対策の充実に取り組むとともに、生徒指導体制の充実を図り、児童生徒の健全な成長のために支援できる環境を整えます。
- ネットいじめ等インターネットにかかる問題について、家庭や地域、関係機関との連携を推進して指導の充実に努めます。

2. 心と身体の健康の保持増進（保健体育課、学校給食センター）

(1) 学校体育の充実

- 児童生徒の運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、学校体育のほか遊びや運動部活動などへの支援も行いながら、実践力の育成と体力の向上に取り組みます。

(2) 学校保健の充実

- 健康の大切さを認識するとともに、心身の発達や疾病予防等の理解を深めさせ、自らの健康を適切に管理・改善する資質や能力を育てます。

(3) 学校給食の充実

- 学校給食を通じて、望ましい食習慣の育成や地産地消・食文化の継承を行い、食に対する正しい理解や食を選択する力を養う食育を推進します。

3. 積極的できめ細かな人権教育の推進（人権教育課）

- 人権教育を学校・園の全教育活動に明確に位置づけ、保・幼・小・中学校（園）の緊密な連携のもと、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培う教育・啓発活動に努めます。

4. 教育研究所機能の充実（教育研究所）

(1) 教育相談活動の充実

- 教育相談活動および適応指導教室の運営を通して、不登校をはじめとする学校に適応しにくい児童生徒への早期対応と自立支援を目指し、学校と家庭との連携に努めます。

(2) 調査研究・教育実践研究・教職員研修の充実

- 今日的な教育課題に関する調査研究および教職員の研修事業・教育実践研究を推進します。

5. 小・中学校施設および教育機器等の整備充実（教育総務課）

(1) 学校施設の整備充実

- 児童生徒数の動向を踏まえるとともに、安全で安心な学校施設とするため、校舎等の改築および改修などの施設整備に努めます。

(2) 教育機器等の整備充実

- 教材備品および教育機器等の整備充実に努めます。

第1部 基本政策の推進

(関連する個別計画)

彦根市子ども・若者プラン（H27～H31年度）

ひこね元気計画21（第2次）（H26～H30年度）

【成果の達成に向けて…】

- 児童生徒の健全育成に向けて、「彦根教育 学びの提言（ひこねっこ 学びの6か条）」の取組を家庭や地域社会が学校と連携して取り組まれることを期待します。
- 開かれた学校の取組が一層進むよう、保護者や地域の方々が学校運営や児童生徒の教育活動に参画し、支援や協力されることを期待します。
- 子どもたちがスポーツや外遊びをしたり、適切な生活リズム・食生活を育んだりできるよう、家庭・地域・関係機関の協力を期待します。
- 学校、家庭、地域が一体となって人権教育の広がりと深まりをめざした取組が推進されることを期待します。
- 子どもの不安や保護者の子育て不安を解消するため、「ともづな教育相談※」をはじめ各種教育相談事業を積極的に活用されることを期待します。

5-1-4 青少年健全育成の推進

【現状と課題】

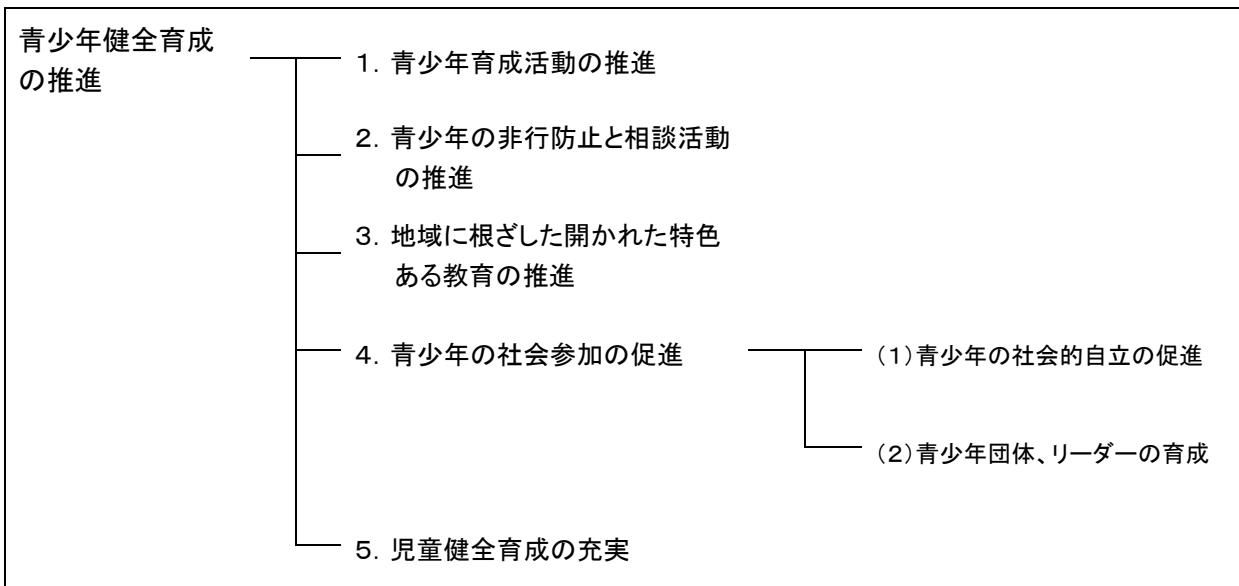
- 子どもおよび若者の育ちを一体化に捉えた計画推進を図るため、「彦根市子ども・若者会議」において、関係行政機関および関係団体相互の連携および機能分担による活動を進めていく必要があります。
- 家庭教育機能の低下や地域の連帯感の希薄さ・大人社会のモラルの低下・有害環境の増加など、現代社会のもつ歪みが青少年に悪影響を与えています。次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するために、青少年育成市民会議ならびに各学区（地区）青少年育成協議会の活動を支援して、啓発活動、関係者の研修、社会環境浄化活動、子どもの安全見守り活動を進めていく必要があります。
- ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する支援センターの設置やネットワークの整備について、関係機関等と調整し進めていく必要があります。
- 地域・家庭・学校がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して青少年育成に取り組めるように研修の機会を提供したり、青少年健全育成の市民の意識の高揚を図るための集会を開催したりする必要があります。
- 青少年が地域社会との関わりの中で地元のよさやすばらしさを再発見し、自ら進んで地域に貢献する青少年の社会参加活動を推進する必要があります。
- 非行を繰り返す少年や無職の少年等への立ち直り支援が必要であり、さらに学校や関係機関との連携が求められます。
- 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間保育できない児童を放課後児童クラブ※において保育していますが、保護者の就労形態の多様化や経済状況の変化による利用希望者の増加に対応していく必要があります。
- 子どもが安心して遊べる空間が減少する中、主体的に遊んだり、体験的に学ぶことができる場や機会をつくる必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を高め、市民総ぐるみで青少年を取り巻く社会環境をよりよくし、青少年が生き生きと心豊かに暮らせる地域や家庭をつくることをめざします。
- ◆ 地域の子どもたちが積極的に参加する行事の企画および遊び場の充実を図ることにより、体験的に学びながら仲間づくりを進めるとともに、郷土愛を育むことをめざします。
- ◆ 希望する全学年の児童が放課後児童クラブを利用することで、昼間保育を受けられない児童の健全育成を推進することをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
51401	地域行事や祭等に参加した中学生の参加率	%	64	98	学校教育課
51402	(仮称) 子ども・若者支援センターの設置	箇所	未開設	1箇所	子ども・若者課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 青少年育成活動の推進（子ども・若者課、少年センター）

- 関係団体のネットワーク化の推進を図ります。
- 青少年の非行防止と社会環境の浄化に努めます。
- 地域や家庭の教育機能の向上を図ります。
- 青少年の地域活動への参加を促進します。

2. 青少年の非行防止と相談活動の推進（少年センター）

- 青少年の非行防止と無職少年や非行を犯した少年の立ち直り支援を行います。

3. 地域に根ざした開かれた特色ある教育の推進（学校教育課）

- 子どもたちの地域における体験活動を推進します。

4. 青少年の社会参加の促進（子ども・若者課、生涯学習課）

（1）青少年の社会的自立の促進

- 青少年が社会の一員として活動できるよう自立支援に努めます。
- ひきこもりなどの問題を抱える若者の社会参画と自立への支援体制の整備を、府内および各種機関・団体との連携によって図ります。

（2）青少年団体、リーダーの育成

- 地域における青少年団体の育成を図るとともに、小学校高学年から青年層までの各世代のリーダーの育成に努めます。

5. 児童健全育成の充実（子育て支援課、子ども青少年課、子ども未来室）

- 共働き家庭の増大や経済状況の変化など、児童を取り巻く環境の変化に対応し、児童の健全育成に努めます。
- 子どもセンターや児童館において自由に遊び、科学・自然教室等体験的な学びの機会の充実を図ります。
- 子どもたちが自ら企画し遊びを創造する子どもフェスティバルを開催し、参加者同士の交流を通じて達成感や主体性を育みます。

（関連する個別計画）

彦根市子ども・若者プラン（H27～H31年度）

彦根市子ども読書活動推進計画（H26～H30年度）

【成果の達成に向けて…】

- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という観点から、地域行事に子ども・若者が積極的に参加・参画できるよう取り組まれることを期待します。
- 「早寝・早起き・朝ごはん（県民運動）」や「あいさつ運動」、「豊かな心を育む家庭づくり」について理解・実践されることを期待します。
- 有害社会環境の浄化（携帯電話等のマナー向上、有害図書等回収、薬物乱用防止等）に人が率先して取り組まれることを期待します。
- 子育てサークルや地域団体による子どもセンター・児童館・児童遊園の利用促進を期待します。
- 次世代を担う青少年の健全育成のため、家庭・地域・学校・関係機関が連携して、青少年に積極的に関わられることを期待します。

5-2 市民交流の促進

5-2-1 コミュニティ活動の促進

【現状と課題】

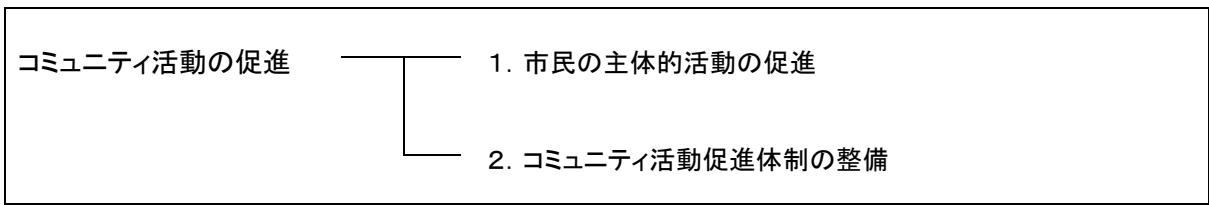
- 日常生活の中で生じている様々な社会的課題の解決に向けて、自治会等の地縁型住民組織やNPO、ボランティア団体等の目的型住民組織が連携して地域コミュニティを活性化していくことが必要です。さらに、市民、行政、企業、大学など社会を支える様々な主体が互いの役割、特性、立場などを理解し合いながら連携し体制の整備を図ることが必要です。
- 従来から地域コミュニティの基礎とされてきた自治会等においては、ライフスタイルや住民意識の変化などから、近隣との関係の希薄化や加入率の低下が見られるほか、高齢化や負担が大きいこと等により自治会役員の担い手不足が課題となっているところもあります。さらに、個人情報保護の観点から、福祉や防災時の活動が進めにくくなっていることも課題となっています。
- 福祉、環境、教育、まちづくりなど幅広い分野においてNPO、ボランティア団体等の市民活動団体が、新たな公共サービスの担い手として注目され、期待されていますが、組織や財政などの運営基盤が弱く、継続的・安定的な活動を行うことが難しい状況にあります。
- 市民活動団体の組織運営基盤を強化していくため、情報の集約や提供、各種相談への対応、人材育成、資金助成、各団体間の交流促進やネットワーク化の構築などの役割を担う中間支援機関が必要です。

【めざす成果】

- ◆ 市民主体のまちづくり活動を促進することにより、地域コミュニティが活性化されることをめざします。
- ◆ 市民、行政、企業、大学等が連携して地域の課題に取り組むことにより、多様な社会的ニーズに対して幅広く対応できることをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
52101	美しいひこね創造活動登録団体数	団体	129	180	まちづくり 推進室

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 市民の主体的活動の促進（まちづくり推進室、関係課）

- 市民が主体的にまちづくりに取り組めるような基盤を充実するため、コミュニティ意識の高揚を図ります。
- 自治会等の地縁型住民組織が主体的に行うコミュニティ活動を支援し、地域力の向上を図ります。
- NPO、ボランティア団体等の目的型住民組織が自主的・自立的に行う社会貢献活動を支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域コミュニティの基礎とされる自治会等と各分野での専門的なノウハウを持つNPO、ボランティア団体等の連携により、双方の活動の活性化を図ります。さらに、効果的な活動とするため、企業、大学等の様々な主体との連携を図ります。

2. コミュニティ活動促進体制の整備（まちづくり推進室、関係課）

- コミュニティ活動にかかる情報の収集と提供に努めます。
- コミュニティ活動を担う人材の育成支援に努めます。
- 市民活動団体の情報の集約と提供、各種相談への対応、人材育成等の支援、各団体間の交流促進やネットワーク化の構築の役割を担う中間支援機関を充実します。
- 庁内の推進体制を整備します。

【成果の達成に向けて…】

- 地域のことはその地域に住んでいる自分たちで行うという、自治意識が高まるることを期待します。
- 住民同士で助け合おうという機運が盛り上がり、身近な地域活動やボランティア活動への積極的な参加者が増えていくことを期待します。

5-2-2 國際交流の推進

【現状と課題】

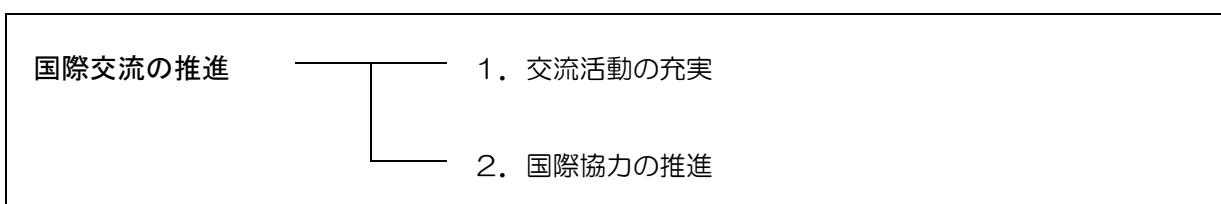
- 本市は米国ミシガン州アナーバー市および中国湖南省湘潭市と姉妹(友好)都市提携を行い、中学生交流団や市民使節団の相互派遣などを中心にした幅広い都市間交流を進めてきました。これまでの交流の経過を踏まえ、今後は交流の質的な充実が必要です。
- 姉妹都市・友好都市との交流だけでなく、幅広い視点で外国との友好交流、国際協力への理解を深める必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 外国人住民への理解が深まり、地域の国際化が進展することをめざします。

指標					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25年度	H32年度	
52201	姉妹都市・友好都市交流派遣事業の 参加市民数	人	232	390	人権 政策課

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 交流活動の充実（人権政策課、学校教育課）

- 中学生の相互派遣を中心に、姉妹都市、友好都市との交流を進めます。
- 市民による国際交流活動を推進するため、ボランティア団体が実施する交流活動を支援します。

2. 国際協力の推進（人権政策課）

- 国際協力を推進するため、留学生支援等を行うとともに、本市の情報を世界に発信します。

【成果の達成に向けて…】

- 姉妹都市アナーバー市、友好都市湘潭市との交流が推進されることを期待します。
- 国際協力の必要性について市民等が理解を深められることを期待します。
- 外国との技術協力等を進められることを期待します。

5-2-3 高等教育機関等との連携

【現状と課題】

- 大学との緊密な連携と相互協力の充実を図り、地域社会の発展に資するため、平成17年（2005年）11月に、「滋賀大学と彦根市との協力に関する協定書」を、また、平成18年（2006年）3月に「龍谷大学と彦根市との地域人材育成に係る相互協力に関する協定書」を、平成23（2011年）3月に「滋賀県立大学と彦根市の連携・協力に関する協定書」を締結しています。さらに、平成19年（2007年）3月に、滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、(株)平和堂、彦根商工会議所および本市の6団体で「大学を活かした地域活性化のための包括協定書」を締結し、同年4月に開設した「大学サテライト・プラザ彦根」を拠点に、各構成団体が地域活性化等に資する事業を展開しています。これらの協定により、実効性のある協力・連携ができるよう、各種取組を積極的に推進していく必要があります。
- 各大学では、地域貢献を果たすため、公開講座などにより地域における高等教育機会の提供を始め、大学間、大学と行政、大学と企業、大学と地域など、様々な連携に取り組まれています。特に県立大学においては、文部科学省が平成25年度（2013年）に創設された「地（知）の拠点整備事業※」の事業採択を受けるなど、学生と地域住民が一緒になって地域課題に取り組まれ、地域の活性化に成果を挙げておられるほか、行政との連携・協力も進められています。
- 本市では、大学のみならず、ミシガン州立大学連合日本センターおよび高等学校の学生のインターンシップ※による受入れを行っています。今後は、こうした学校等との交流をより一層進めていくとともに、学校等と地域との交流も促進していく必要があります。
- 各大学等においては、それぞれが存在感を持って個性輝く大学づくりを進めておられることから、行政は、これらの連携を結び付ける橋渡し役を担いながら、学生たちがまちに溶け込み、定着していくような取組を進めていく必要があります。

【めざす成果】

- ◆ 「知の拠点」である高等教育機関等との連携およびその有効活用（行政や地域での諸課題の調査、研究、提言等）を図り、行政施策・地域施策に反映させていくことにより、地域力が高められ、地域社会が活性化されることをめざします。
- ◆ 大学の役割の一つである地域貢献や多様な社会的ニーズを踏まえた、新しい時代を切り拓く人材が育成されることをめざします。
- ◆ 地域で学び、地域を学んだ学生の地元企業等への定着を図ることにより、地域に新たな活力が創出されることをめざします。

指標 番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課
			H25 年度	H32 年度	
52301	大学と地域との連携・相互協力事業数	事業	39	50	企画課
52302	市内 3 大学新卒者の市内就職率	%	3.7	6.0	企画課

【市が取り組む主要な事業】

高等教育機関等との連携 ————— 1. 大学、民間部門等との連携強化

〈市の取組方向〉

1. 大学、民間部門等との連携強化（各課）

- 地域貢献を果たすために必要な大学機能の相互補完を図るため、大学間のネットワーク化を促進します。
- 行政課題等について適切な対応を図るため、大学に調査、研究等を依頼するなど、大学の知的資源の有効利用を図ります。
- 地域政策に携わる職員の政策立案能力を高めるため、大学が主催する実践的な教育研修に参加します。
- 職場体験実習の場として、また、地方行政志望の学生に対する実践的教育研究の一環として、本市での実務体験研修等の機会を提供します。
- 市民の自己研鑽、地域課題の解決および地域での人材育成を図るため、市民や地域における大学機能の有効活用を促進します。
- 大学での教育手法の一つである学生の地域での実践活動を支援するため、地域との橋渡しを推進します。
- 市民の多様なニーズに応え得る行政サービスの提供を行うため、民間の持つノウハウ、創意工夫、柔軟な発想等、民間活力の効果的な活用を図ります。
- 地域経済の活性化に資するため、共同研究や受託研究など、民間と大学との連携を促進します。
- ミシガン州立大学連合日本センターおよび高等学校による地域や小・中学校等への実践活動を促進します。
- 学生の彦根市への定着を図るため、彦根市内での就職を希望する学生と、人材を求める企業とのマッチングを進めるなどの取組を推進します。

【成果の達成に向けて…】

- 地域社会での知的・文化的拠点として、中心的な役割を担っている高等教育機関等の有効活用を期待します。

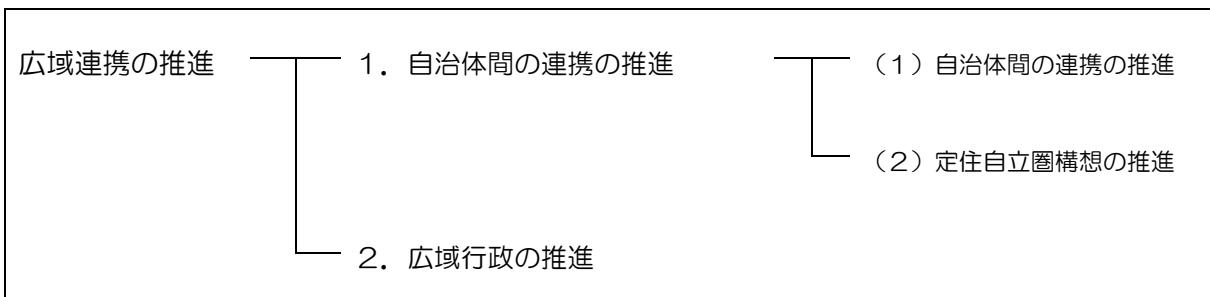
第6章 基本政策推進のために

6-1 広域連携の推進

【現状と課題】

- 少子・超高齢・人口減少社会にあって、今後、市民生活や行政ニーズの多様化に対応するためには、地方分権時代にふさわしい広域行政のあり方がありますます求められることとなります。また、効率的・効果的な行政運営の観点からも、様々な分野における自治体間の連携、広域行政の推進を図る必要があります。
- 平成21年（2009年）に彦根市を中心市として、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町と「湖東定住自立圏形成協定」を締結し、事業計画である「湖東定住自立圏共生ビジョン※」に基づき、取組を進めてきました。病児・病後児保育事業の実施や、彦根市保健・医療複合施設くすのきセンターや学校給食センターの整備など一定成果をあげているところであります、今後も1市4町が連携・協力をしながら、圏域全体の住民福祉の向上と地域振興を図るとともに、定住人口の確保と交流人口の増加の促進を図っていく必要があります。
- 平成21年（2009年）に湖北・湖東・東近江地域において設立された「びわ湖・近江路観光圏協議会」は、当初の計画である5年を経過し、一定の目標が達成されたことから、地域の特性を生かしたコンパクトな体験型観光の推進や特定のテーマに沿った事業を実施するため、新たな枠組を検討し、発展的に解散しました。今後は、彦根市・長浜市・米原市による「びわ湖・近江路観光圏活性化協議会」で共通のテーマによる事業やインバウンド事業を実施するとともに、「びわ湖・近江路民泊連絡会」で農家民泊等の事業を引き継ぎ、さらなる広域観光の推進を図る必要があります。

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 自治体間の連携の推進

(1) 自治体間の連携の推進

- 広域ネットワークの形成や交流活動等、広域的な地域の活性化につながる様々な自治体間の連携を推進します。

(2) 定住自立圏構想の推進

- 湖東定住自立圏共生ビジョンに基づいて、公共交通ネットワークの構築、地産地消の促進、彦根市立病院を中心とした医療連携や拠点図書館の整備など、圏域全体の住民福祉の向上と地域振興を図るとともに、定住人口の確保と交流人口の増加の促進を図っていきます。
- 中心市としての役割を果たすとともに、圏域での調整を図りながら、個性と魅力ある都市機能の充実と交流拠点の整備等に努めます。

2. 広域行政の推進

- 効果的・効率的な行政運営の一環として、様々な分野における広域行政を推進します。

(関連する個別計画)

湖東定住自立圏共生ビジョン（H27～H31年度）

第1部 基本政策の推進

※ 参考資料

湖東定住自立圏の協定項目

< 生活機能の強化にかかる政策分野 >

ア 医療

イ 福祉

ア) 障害者(児)福祉サービスの充実

イ) 次世代育成支援策

ウ 教育

ア) 圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による図書サービスの充実

イ) 人材の育成

カ) 学校給食センターの整備・運営

エ) 産業振興

ア) 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保

イ) 観光振興および交流促進

オ) 環境

カ) ごみ処理

キ) 消防および救急搬送

ク) 火葬場

< 結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野 >

ア) 地域公共交通

イ) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

< 圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野 >

ア) 職員の人材育成・交流等

6-2 持続可能な行財政運営

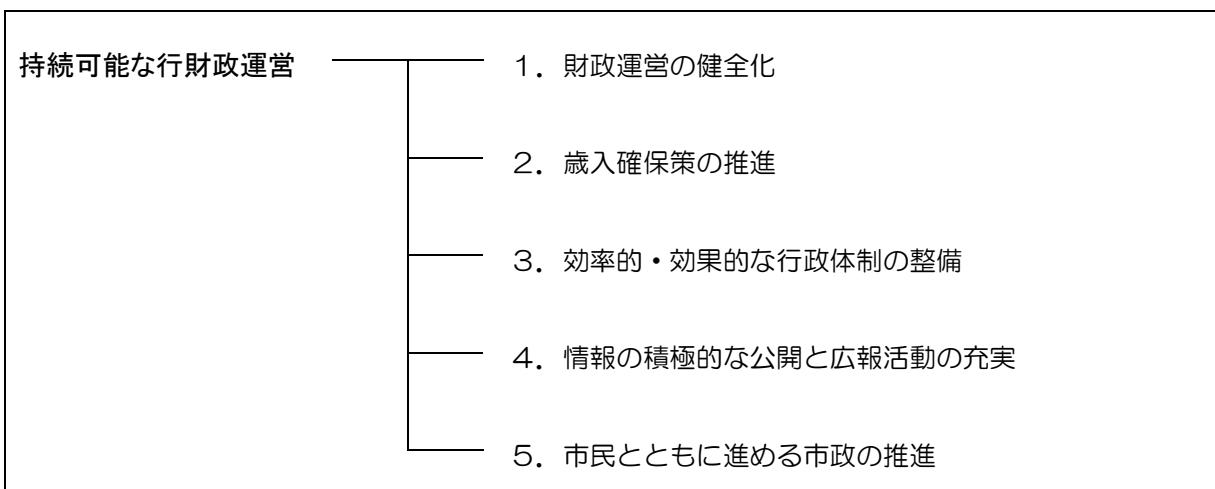
【現状と課題】

- 社会情勢の変化などに伴い行政需要は高まる一方です。また、扶助費などの義務的経費等が増加しており、さらに、消費税の引上げや電気料金の値上げ等の影響を受け各種経費も増加しています。また、歳入面においては景気回復の兆しが若干見受けられるものの、国における地方行財政制度の議論が続いており、安定的な財源を確保できるかは不透明です。このように本市を取り巻く財政環境は厳しいものとなっており、引き続き行財政改革を推進していく必要があります。また、今後の財政運営においては「実質公債費比率※」をはじめとした財政健全化判断比率指標に留意していく必要があります。
- 今後も地方分権の進展が予想されることから、市民に一番身近な基礎的自治体としての力量を高め、「自己決定・自己責任」による主体的な行政運営と、迅速で利便性が高く、かつ、質の高い行政サービスを提供していく必要があります。
- 厳しい財政状況のもと、施策の推進に当たっては、「選択と集中」の徹底を図り、限られた行政資源を効率的かつ効果的に配分していく必要があります。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、マネジメントサイクルの中で行政評価を行い、予算編成や組織目標と連動させる中で、成果・コスト志向に立った事業の見直しや職員の意識改革等を図りながら、効率的・効果的な行政運営に向けた取組を行う必要があります。
- 行政の透明性を高めるために行政評価結果を公表し、市民に対する説明責任を果たしていく必要があります。
- 職員一人ひとりが政策形成能力を高めつつ、組織目標の実現に向かって能力を最大限発揮し、使命感を持って職務を遂行する自律型職員を育成することにより、組織の活性化を図る必要があります。
- まちづくりの担い手として市民や地域、大学、事業者、NPOなど多様な主体が、行政とのパートナーシップ※のもとまちづくりを進めていく「地域経営」が求められています。
- 今後の人口減少や利用需要の変化を見据えた上で、安全性、経済性、重要性の観点から、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていく必要があります。
- 市民に必要な情報の、より円滑な提供に努め、情報提供の媒体、伝達方法など工夫を重ねていくとともに、市が保有している情報について、個人情報の保護および公共の福祉に留意しつつ、積極的に公開していく必要があります。

第1部 基本政策の推進

- 市の所有する公共建築物の4割以上が建築後30年以上経過しており、これから大量に更新時期を迎えるので、財政負担が大きくなるため、施設サービスを現状のまま維持していくことが困難であると見込まれます。今後も必要な市民サービスを提供していくためには、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討し、安全・安心な公共施設マネジメントを確立する必要があります。

【市が取り組む主要な事業】



〈市の取組方向〉

1. 財政運営の健全化

- 「財政健全化法※（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」の趣旨に基づき、中・長期的な視点を持ち、計画的な財政運営に努めます。
- 企業会計・特別会計においては、今まで以上に健全な経営（運営）に努め、独立性や健全性の向上を図ります。
- 「選択と集中」のもと、事務事業の有効性や実施主体の妥当性などの点検見直しを進め、限られた経営資源の効率的な配分を行い、最適な手段による効率的・効果的な行政運営に努めます。
- 特に投資的事業においては、事業の緊急性、事業費に見合った投資効果、後年度負担の検証など総合的に判断し実施します。

2. 歳入確保策の推進

- 市民の負担の公平性の担保と自主財源の確保を図るため、未収金の的確な徴収に努めます。
- 市有財産については、可能な限り有効活用するとともに、未利用地等の計画的な売却を行います。
- 社会経済状況の変化や民間同種のサービスとの均衡、受益と費用負担のバランス、施設の利用状況などの観点から、使用料および手数料の見直しや減免規定の適正化に努めます。
- 本市が持つ豊かな歴史文化遺産を生かし、産・官・学・民の連携による創意工夫を凝らした新たな観光戦略の推進や、市民参画型のイベントを実施するなど、交流人口の増加による収入の確保に努めます。

3. 効率的・効果的な行政体制の整備

- 施策や事務事業については、引き続き事務経費の縮減に努めながら総合計画の進行管理と一体化した、成果コスト志向に立った行政評価を行うとともに、市民への行政評価結果の公表および第三者評価による検証により、見直し・改善を進めます。
- 従来のやり方にとらわれない柔軟な発想と政策形成能力を持ち、創造性や経営感覚に優れた職員の育成に努めます。
- 新たな行政課題に適切に対応し、本市の施策を機能的に展開できる、効率的な組織機構の確立に努めます。

4. 情報の積極的な公開と広報活動の充実

- 個人情報保護条例や情報公開条例を遵守し、円滑な運用に努めるとともに、市政情報やまちづくりに関する情報について、積極的な情報の提供・公開・共有に努めます。

5. 市民とともに進める市政の推進

- 市民の意向や提言を市政運営に生かせるよう、広聴※活動の充実に努めます。
- 計画策定や点検・評価などにおける市民参加を図り、市民に開かれた市政運営に努めます。

(関連する個別計画)

人材育成基本方針実施計画（H26～H30年度）

公共施設等総合管理計画（H28～H37年度）

第2部 時代に即した重点的な取組

低炭素を意識した持続可能なまちを築く

【必要性】

地球温暖化問題は世界共通の喫緊の課題です。

今後、国際的な協調のもと、国や県と歩調を合わせて社会経済の仕組みを変えていくとともに、私たちの暮らしの中でエネルギー・資源の利用の仕方を変えていくこと、環境負荷の小さな都市構造に変えていくことなど、多岐にわたる取組が求められています。

【方向性】

市の率先した活動から市民の行動を促し、その輪を広げながら、低炭素社会の実現に向けた持続可能なまちづくりに取り組みます。

- 「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、多様な主体が低炭素社会の実現に向けて取組の輪を広げます。
- 自然エネルギーの導入や省エネルギーの推進、資源循環型社会の形成など、環境負荷の少ない暮らしの実現を図ります。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林の保全や緑化の推進、地域公共交通の充実やエネルギーの効率化など、環境に優しい都市構造の実現を図ります。

文化財を生かしたまちづくりを進める

【必要性】

平成4年（1992年）、彦根城は日本の世界遺産暫定リストに登載されました。世界遺産への登録は、貴重な文化財の価値が国際的に評価されるという大きな意義を持つとともに、その過程では、地域における総合的な文化財保護の取組を充実させていくことが必要となっています。

また、歴史的建造物やまちなみだけでなく、歴史と伝統を反映した人々の生活や活動についても維持向上させ、彦根の個性と魅力を後世に伝えていくことが求められています。

【方向性】

貴重な文化財を守り、彦根城の世界遺産登録を推進するとともに、情緒や風情のある歴史的風致を維持向上させ、彦根ならではの歴史まちづくりに取り組みます。

- 文化財や歴史的まちなみなど歴史的景観を積極的に保存・活用し、市街地環境の整備および生活環境の改善を図ります。
- 伝統工芸、伝統技術などを将来へ継承し、地域の文化および産業の振興を図ります。
- 市民と行政の協働により、歴史的風致を維持向上させる活動を促進し、誇りを持って住み続けたくなる個性と魅力あるまちづくりを推進します。

安全で安心な暮らしを守る

【必要性】

私たちの生命や財産が守られ、安全で安心した暮らしが確保されることは、まちづくりにおける最優先課題です。

行政の責任である「公助」はもちろんのこと、自らの身は自らが守る「自助」、各種市民活動や地域の主体による「共助」の連携のもとに、危機管理体制の一層の強化を図るとともに、地域医療体制の充実に向け、市立病院の体制強化が求められています。

【方向性】

最も優先すべき市民の生命が守られ、安心した生活が送れるよう、自助・共助・公助の役割分担と連携のもと、効果的な手法を選択して安全・安心のまちづくりに取り組みます。

- 自然災害を未然に防止するため、河川整備や砂防対策、建物やインフラの耐震化などを進めます。また、「減災」の観点から情報伝達体制や避難体制、自主防災体制の強化を図ります。
- 市立病院を中心とした地域医療体制の充実、医療連携の強化を図ります。
- 「自助」「共助」の気運を醸成するとともに、予防、警戒、応急対応等において関係機関が迅速で緊密な連携をとれる危機管理体制の強化を図ります。

資源を生かした魅力ある産業・交流を創り出す

【必要性】

人口減少時代を迎え、市場が縮小し、まちの活力も衰退していくことが懸念されている中で、その打開策の一つとして交流人口の拡大が考えられます。

今後、人・もの・情報の交流を基軸としつつ、本市の地域資源、立地条件、伝統技術および学術研究の蓄積といった固有の特性を生かして、地域産業の活性化を図っていく必要があります。

【方向性】

本市の強みである観光資源を活用するとともに、まちの魅力となる新たな産業の創出や、企業の誘致、本市に根付き、活動している産業の支援を進め、まちの活性化に取り組みます。

- 本市の恵まれた観光資源を最大限に生かし、ニーズの多様化に対応した集客戦略により、まちの魅力を高め、交流人口の増加を図ります。
- 起業・創業による新しい産業の創出や、新たな企業の本市への移転を支援するとともに、地場産業等の既存産業が本市において活発に活動できるよう、操業環境を良好にする取組を進めます
- 地域資源として農林水産物のブランド化や特産品開発、6次産業化や農商工観光連携の取組を進め、雇用の創出や新規就農者の確保を図ります。

次代を担う健やかな子どもを育てる

【必要性】

次代を担う子ども・若者は地域の未来であり、健やかな子どもたちの育ちを応援するため、乳幼児期から青年期までの健やかな成長と自立に向けた総合的な対策が必要です。

「地域の子どもたちは地域で育てる」という観点から、彦根ならではの特色ある学校教育や青少年の育成に注力し、「良識や公共心を身につけ、生きる意欲にあふれた青少年」の育成をめざし、保健・福祉・医療・教育・雇用・生活環境などの分野の横断的な取組を進める必要があります。

【方向性】

子ども・若者の健やかな成長と、自立にかかわる支援に取り組み、地域社会全体で子ども・若者の元気を応援します。

- 安心して子どもを生み、育てられるように、出産・育児の過程における切れ目のない支援を充実します。
- 自然環境や歴史・文化を生かし、児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むための「彦根教育 学びの6か条」の取組を推進するとともに、家庭や地域、学校、行政が連携した安全・安心の地域づくりを進めます。
- 親たちが子育てと仕事をバランスよく両立し、子どもたちが健全に育つように保育サービスや幼稚園教育の提供や質の向上に努めるとともに、企業等への啓発を進め、仕事と生活が調和する働き方の促進に努めます。
- 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に寄り添い、支えることができる社会環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を包括的に支援するネットワークを構築します。

定住自立圏の連携を深める

【必要性】

人口減少社会が到来し、個々の市町村がフルセットの生活機能を整備し、維持していくことは、住民負担能力からも困難な状況となっています。

今後、豊かな自然環境や歴史文化資産を圏域固有の財産として大いに活用し、既存の社会資本の効用を最大限高めながら、新たな地域活性化策に積極的に取り組み、圏域内外の人々にとって魅力あふれる地域を築いていくとともに定住人口の確保と交流人口の増加の促進を図っていくことが求められています。

【方向性】

「湖東定住自立圏」における中心市と近隣町の連携・役割分担によって、住民が安心して暮らせるための生活機能を確保し、それぞれの特性を生かした活性化に取り組むことで魅力ある圏域を形成し、定住人口の確保と交流人口の増加の促進を図ります。

- 医療・福祉における体制整備と連携強化を図り、住民福祉の安心性向上と、良好な環境の保全・創造、教育や産業振興の充実など、圏域の活性化を図ります。
- 圏域における円滑な交通、地産地消を軸とした生産と消費の結びつきなど、市民生活や地域産業に関わるネットワークの強化を図ります。
- 圏域を構成する市町職員の人材育成や交流を進め、政策形成能力やマネジメント能力の向上を図ります。

国民体育大会等を契機に、スポーツを通した魅力あるまちを築く

【必要性】

平成36年（2024年）に第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会※が滋賀県で開催されることとなり、国民体育大会の主会場が滋賀県立彦根総合運動場に決定されました。

両大会を契機に、より一層生涯スポーツに親しむことができる環境をつくるとともに、スポーツを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を促進していく必要があります。さらには、観光振興や地域経済の活性化につながる魅力あるまちを築いていくことが求められます。

【方向性】

国民体育大会および全国障害者スポーツ大会を契機に、スポーツを通じて魅力あるまちづくりに取り組みます。

- 滋賀県が実施する（仮称）彦根総合運動公園の整備と連携し、誰もが利用しやすい本市のスポーツ施設および公園施設等の整備を行います。
- 国民体育大会およびそれ以降においても、年齢・性別・障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しめるよう、生涯スポーツ振興のための環境づくりに取り組みます。
- 全国もしくは世界で活躍できる人材の育成を目指し、競技力の向上に努めます。
- スポーツを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。
- 本市のスポーツに関する基本理念や方針等を明らかにした「（仮称）彦根市スポーツ推進計画」を策定し、総合的・計画的にスポーツ振興施策を進めます。
- 両大会を契機として、歴史・文化など多様な彦根の魅力を全国に向けて発信し、観光振興や地域経済の活性化につながる取組を進めていきます。

しごと・ひとの創生を図り、まちを活性化する

【必要性】

本市においてはこれまで人口はおおむね増加を続けてきましたが、今後は人口減少が避けられない状況となっています。

そのため、彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるめざすべき人口の将来展望を達成するため、本市の特色や地域資源を生かし「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。

【方向性】

従来の単独部局による縦割り事業では対応しきれない部局をまたぐ新たな課題が多く、部局間の政策連携を密にし、官民が一体となった協働体制を構築し、課題解決に取り組みます。

また、市内外への情報発信について戦略を立て、コンセプトを明確にしたシティプロモーションに取り組みます。

- 雇用の質・雇用の量を確保するとともに雇用の幅を広げ、若者が希望する魅力ある雇用を創出し、新しい人の流れをつくります。
- 結婚・妊娠・出産・子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、子育て世帯の負担をできる限り軽減するとともに、仕事と子育ての両立が可能となるような子育て環境の整備を図ります。
- 官・民が連携し、学生など若者的人材育成やスキルアップを支援することで、若者がチャレンジできる魅力あるまちづくりを進めます。
- 彦根らしい多極型コンパクトシティの形成など、人口減少に対応する時代にあったまちをつくります。

用語解説

用語	説明
アルファベット	
ADHD	注意欠陥多動性障害。発達障害の一種で、注意散漫、衝動性、多動性を示す行動障害。Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略語。
LD	学習障害。知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す障害。Learning Disorders または Learning Disabilities の略語。
LED	発光ダイオード。低消費電力であることに加え、長寿命、小型化などの特徴がある。
NPO	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
P D C A マネジメントサイクル	P L A N (計画) → D O (実行) → C H E C K (評価) → A C T I O N (見直し) の作業を繰り返しながら、継続的に改善するための経営管理手法で、指標や数値を用いて、施策や事業の進捗状況や成果を評価し、課題や解決方法の検討をするための仕組み。
あ行	
預かり広場	幼稚園が、教育課程に係る教育時間の終了後に、時間を延長して園児を預かる事業。
インキュベーション施設	ビジネス・インキュベータ（「B I」）。創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設。
インターンシップ	学生や生徒が企業等において行う就業体験。仕事や企業に対する理解を深めることで職業意識を高めたり、学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路決定をする態度や意思・意欲を培うなど、望ましい勤労観や職業観を育むことをねらいとしている。
インバウンド事業	訪日外国人旅行の受入れや誘致に関する事業。
エコツーリズム	地域の特色ある自然、文化、暮らしへの理解を深める旅行や交流活動によって、地域の環境保全や産業振興につながる仕組み作りのこと。
温室効果ガス	地表が放出する熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六つ化硫黄等の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か行	
管渠	道路等の地中に埋設する污水管。
間伐	林の混み具合に応じて目的の樹種の密度を調整する作業。

用語	説明
かん養	樹木および地表植栽により雨水を吸収して河川の流量を調整する水源を確保すること。
急性期病院	急性発症した疾病や外傷などにより緊急・重症な状態にある患者に対して、状態の早期安定化に向けて、救急処置、検査、手術、入院など高度で専門的な医療を提供する機能を果たす病院。なお、症状の経過時期・必要とされる処置内容に応じて、急性期のほか、回復期、療養期などに分けられる。
緊急地震速報システム	地震発生による被害を防止するために、市施設に気象庁が発信する情報を活用した緊急地震速報システムを設置し、地震の揺れを事前に把握して、館内放送で利用者が地震に対し適切な行動がとれるようお知らせするシステム。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型観光のこと。
ケアマネジャー	介護支援専門員。介護支援事業者や介護保険施設等に所属し、要介護者等からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスが利用できるように、市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う。
景観形成地域	景観計画を補完するため、市長が特に必要と認める区域。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。
ケースワーカー	社会福祉主事。病気・貧困等の社会福祉問題を個別に扱い、解決のために支援する人。
高機能自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
広聴	国や自治体などの行政機関が、広く住民の意見や知識、要望を聴くこと。施策の内容や実施方法をお知らせする「広報」とあわせて、住民の理解を得るためにコミュニケーション方法の一つ。
国民体育大会 (略称：国体)	都道府県の持ち回り方式で毎年開催されている国内最大のスポーツの祭典であり、「冬季大会」は1月から2月に、「本大会」は9月から10月に開催されている。競技は都道府県対抗方式で実施され、総合成績第1位には天皇杯が、女子総合成績第1位には皇后杯が授与される。滋賀県では、平成36年(2024年)に、昭和56年(1981年)の「びわこ国体」以来43年ぶり2度目の本大会が開催される予定で、彦根市はその主会場となっている。

用語	説明
湖東定住自立圏共生ビジョン	湖東定住自立圏における将来像を提示し、その実現に向けて湖東定住自立圏の形成に関する協定において規定された事項に基づき、1市4町が連携して推進していく具体的な取組の内容を記載したもの。
コンパクトシティ	市街地の郊外への拡散を抑制し、都市の中心に生活に必要な機能が集約することにより、その周りに人口がまとまるといった、高密度で効率的な都市。
さ行	
財政健全化法	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成21年4月全面施行）。監査委員の審査や議会への報告・住民への公表等を義務づけて情報開示を徹底するとともに、早期健全化基準を設け、基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画の策定を義務づけて自主的な改善努力を促す。また、フローだけでなくストックにも着目し、公営企業や第三セクターの会計も対象とする新たな指標を導入するなど、地方公共団体の財政の全体像を明らかにすることを目的とした法律。
魚のゆりかご水田	田んぼや排水路を魚が行き来できるようにし、かつての命溢れる田園環境を再生し、生きものと人が共生できる農業・農村の創造を目指すために滋賀県がはじめた取組。
ジェネリック医薬品	後発医薬品。新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造・販売される、厚生労働省が新薬と同等の効能を認めた安価な薬のこと。なお、ジェネリック医薬品は、新薬とまったく同じではなく、色や形、味などは異なる場合がある。
市街化区域	都市計画法による規定で、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化区域とは反対に、市街化を抑制すべき区域。
下刈り	植栽した苗木の育成のため雑草や灌木を刈る作業。
実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、通常、過去3か年の平均値を使用する。この比率が18%を超えると借入金の発行に国や県の許可が必要になり、25%を超えると借入金の発行が制限される。財政健全化に関する指標の一つである。
指定管理者制度	市の認定を受けた「指定管理者」が公の施設を管理する制度。指定管理者は民間事業者やNPO法人などの団体から、市議会の決議を経て市が指定する。
循環型社会	「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいう。（循環型社会形成推進基本法第2条）

用語	説明
植栽	苗木を植える作業。
スクールガード	学校や地域で子どもたちを見守る学校安全ボランティア。各小中学校毎にボランティアを募り構成されている。
スマートフォンアプリケーション	スマートフォンで利用できる、インターネットブラウザやメール、地図情報サービスなどのソフトウェアの総称。
世界遺産	昭和 47 年の第 17 回ユネスコ総会において採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、人類全体の財産として国際的に保護・保全していくことが義務付けられている「遺跡」や「建造物」・「自然」などのこと。
全国学力・学習状況調査の A 問題	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析する調査のうち、主として「知識」に関する調査問題。
全国瞬時警報システム（J アラート）	弾道ミサイル情報、気象特別警報等の緊急情報を人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティ FM 等を自動起動させ、住民まで緊急情報を瞬時にお知らせするシステム。
全国障害者スポーツ大会 (略称：全スポ)	障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加を促進するために、国民体育大会直後に同じ都道府県で毎年開催されているスポーツの祭典。個人競技と団体競技があり、団体競技は都道府県・指定都市対抗方式で行われる。
住宅セーフティネット	住宅市場の中で独力では適切な住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるようにするための様々な仕組み。
総合情報配信システム	災害・防犯や火災等の情報を、自治会役員、市職員、消防職員、小学校等の特定者や、一般市民で希望する方に、メール等で配信する情報伝達システム。

た行

第 2 種兼業農家	農業以外の仕事でも収入を得ている農家のうち、農業の収入が全体の 50% 以下の農家のこと。なお、第 1 種は、その割合が 50% 以上の農家をいう。
地域密着型サービス	介護保険サービスの一つ。介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の特性・実状にきめ細かく対応して提供される介護サービス。
地（知）の拠点整備事業	地域のニーズと大学のシーズ（教育・研究・社会貢献）のマッチングによる地域課題の解決を目的として文部科学省が行う事業。

用語	説明
定住自立圏構想	国が全国的な見地から推進している施策で、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とするもの。彦根市では周辺4町（愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）と協定を結び、湖東定住自立圏を形成し、取組を進めている。
低未利用地	個々の土地の立地条件に対して、有効に利用されていない土地。
伝統的建造物群保存地区	「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区」をいう。（文化財保護法第142条）
都市公園	彦根市の都市計画に定め整備した公園、または、彦根市が規定した500m ² 以上の公園。
土地改良区	土地改良法に基づき、土地改良事業を実施することを目的として設立された団体。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人間の暴力。DV。夫婦（元夫婦を含む。）や恋人など親しい間柄で起きる、身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいう。これまで家庭内の夫婦の問題とされ、耐え忍ぶのが美德、外へ出すのは恥という考え方があったが、暴力は重大な人権侵害であり、生命の危険に及ぶ犯罪となることもある。DVは交際中の10代、20代の若い人たちの間でも起こっており、特に「デートDV」と呼ばれている。
ともづな教育相談	「ともづなカウンセリング事業」として実施している教育研究所事業の一つ。「ともづな」とは、「船を港に繋ぎ止める綱」のこと。不登校をはじめとする様々な学校不適応の未然防止と早期対応のため、学校と家庭との連絡を強化し、幼児児童生徒や保護者が悩みや不安等を気軽に相談できる存在として相談援助活動を「纜（ともづな）」に例えている。スーパーバイザー（臨床心理士）による個人面談を小中学校の保護者、幼小中学校の教職員を対象として実施する。
な行	
二次交通	空港や鉄道駅などの交通拠点と目的の観光地を結ぶ路線バスやレンタサイクルなどの交通アクセスのこと。
認知症サポーター	地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講し、認知症の人の見守りやその家族の支援を行う人。
認定こども園	小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらず全ての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子どもも同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」などの機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

用語	説明
認定農業者	農業経営基盤整備促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指して作成する「農業経営改善計画書」の認定を受けた農業者。5年後の目標を達成するため様々な支援をうけることができる。
ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前に暮らせる社会が健全であるという考え方。
は行	
バイオマス	生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。家畜資源（家畜排泄物等）、林産資源（林地残材等）、糖質資源（さとうきび、てんさい）等がある。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度および避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
ハラスメント	いろいろな場面での言葉、態度等による嫌がらせ、いじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えること、脅威を与えることを指す。主なものとしては、相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えていたりする「セクシュアル・ハラスメント」、業務上の地位や人間関係など職場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えていたりして、職場環境を悪化させる「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産に伴う労働制限や産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う「マタニティ・ハラスメント」がある。
バリアフリー	「障害・障壁」が無いという意味であり、社会的に弱者である人の日常生活や社会生活において、物理的、心理的な障害を取り除いて行くこと。
パートナーシップ	市民や地域、大学、事業者、市民活動団体やNPOなどの多様な主体と行政が、対等な立場で協力・連携し、役割や責任を担う相互の信頼関係をいう。
ヒートポンプ	大気など周囲の熱を取り込んで別の場所へ移動させて放出する機器。通常では利用しにくい低い温度の熱エネルギーを利用でき、高効率でエネルギーを活用することが可能で、空調（冷暖房）や冷蔵冷凍に用いられている。
フィルムコミッショニ	映画、テレビ、コマーシャル等のロケーション撮影の誘致、支援を行うこと。
放課後児童クラブ	保護者等が就労やその他の事情により昼間家庭にいない小学校に就学する児童を対象に、遊びと生活の場を提供して、児童の心身の健全な育成を図ることを目的として実施している事業。
ほ場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、農道整備、耕地の集団化による生産性の向上と農村環境の整備すること。
ホスピタリティ	心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。

用語	説明
ま行	
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）の人が、「高血圧」「高血糖」「脂質異常症」の危険因子のうち2つ以上を併せ持っている状態のこと。「内臓脂肪症候群」とも言われる。
や行	
要介護認定者	要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定され、認定を受けた人。
用途地域	市街化区域のなかでは人口や産業が集中することになり、制限を加えず土地利用を放置すると、いろいろな用途や形態の建築物が無秩序に混在することになり、生活環境等の悪化が生じる。このため、建築物の用途に一定の制限を加え、さらに建ぺい率、容積率などによって建築物の規模についても規定し、良好な環境の整ったまちづくりを進めるための地域ごとのルールを定めたもの。なお、彦根市において用途地域は、市街化区域内で定めている。
ら行	
歴史的風致	「地域固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」をいう。（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）第1条）
歴史的風致形成建造物	「歴史的な建造物を歴史的風致維持向上計画に即し、重点区域内の歴史的価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物、その他の地域の歴史的な建造物であり、重点地域における歴史的風致を形成し、歴史的風致の維持および向上のためにその保全を図る必要がある」と認め市町村が指定したもの。（歴史まちづくり法第12条）
歴史まちづくり計画	歴史的風致維持向上計画。歴史的風致の整った市街地の環境を維持・向上させ後世に継承させるための計画。
レッドデータブック	今にも絶滅（この世からなくなつて）してしまいそうな生き物を記した本のこと。記載の生き物は緊急度によりいくつかのランクに分類される。
レベル1 地震動	施設供用期間中に発生する可能性の高いもの（東南海・南海地震：想定震度6弱）
レベル2 地震動	当該地域で最大規模の強さを有するもの（鈴鹿西縁断層帯地震：想定震度7）
六次産業化	農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組。
わ行	
ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方。